

第2章 総務大臣からの諮問に対する審議・答申

【電気通信事業法関係】

1 接続協定等に関する協議命令

1-1(電) 平成15年5月16日申立て(基・電・料金サービス課平成15年5月16日第1340号)(DSLサービスに係る接続協議再開命令)

(1) 経過

(申請前の経緯)

平成14年4月9日に、あっせん打切り(平成14年(争)第2号)。

平成15年2月21日に、委員会から、ソフトバンクBB株式会社(以下「ソフトバンクBB」という。)に対し、仲裁の手続に入らない旨の通知(平成15年(争)第1号)。

平成15年	
5月16日	ソフトバンクBBから、命令の申立て。(⇒(2))
6月4日	総務大臣から、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)に対し、聴聞の開催についての通知。
18日	NTT西日本から聴聞。(⇒(3))
7月3日	聴聞主宰者から、総務大臣に報告書の提出。(⇒(4))
16日	総務大臣から、委員会に諮問(諮問第4号)。(⇒(5))
8月20日	委員会から、総務大臣に答申(電委第57号)。(⇒(6))
28日	総務大臣から、NTT西日本に対し、接続協議の再開を命令。(⇒(7))

(2) 申立てにおける主な主張

ア 申立ての内容

DSLサービスに関し、NTT西日本がその局舎内に設置する主配線盤(MDF)の端末回線側端子盤(H)及び加入者交換機側端子盤(V)のジャンパ線接続端子を新たな接続点とする、NTT西日本の電気通信回線設備とソフトバンクBBの電気通信設備との接続について、NTT西日本との協議が不調のため、総務大臣による協議の再開の命令を申し立てた。

イ 協議不調の理由

ソフトバンクBBは、平成15年3月6日にNTT西日本に対し協議を申し入れたが、同月26日、NTT西日本から接続請求には応じられないと拒否された。

(3) NTT西日本の主な主張

ソフトバンクBBの主張に従い協議再開命令を発することは、以下の理由により、電気通信事業法第38条及び第39条第1項に反し、違法である。

ア ソフトバンクBBによる申立ての実質は、NTT西日本のMDF内部のジャンパ線に係る工事を自社において行うことを求めるものである。MDFジャンパ自前工事の是非に関する紛争は電気通信設備の設置・保守に関する契約の締結に関する紛争としてあっせん手続の対象ではあるが、接続に関する協定の締結に関する紛争ではなく、協議再開命令の手続の対象たり得ない。

イ ソフトバンクBBが申し立てる協定の内容は、次の理由から、電気通信事業法第38条本文にいう電気通信回線設備との接続ではない。

(ア) NTT西日本とソフトバンクBBの間では、既に相互のネットワークの接続を行っており、ソフトバンクBBが申し立てる協定の内容は、ネットワーク間を結ぶという電気通信事業法第38条本文による接続の概念に反する。

(イ) NTT西日本は、日本電信電話株式会社等に関する法律により、加入者回線と交換機端子との1対1の対応関係及び交換機端子までの加入者回線の連続性を維持する加入者電話網を成立させる義務を有しており、ソフトバンクBBが申し立てる協定の内容は、「加入者電話網の完全性」を侵害する。

(ウ) ソフトバンクBBの要望する新たな接続点は、接続点に求められる責任分界点としての機能を果たすことができない。

ウ ソフトバンクBBが申し立てる協定の内容は、接続約款の変更を必然的に伴うものであり、その内容は、他の電気通信事業者や利用者に重大な影響を与えるものであるから、二社間の協議で解決することを求める協議再開命令の発令は適切ではなく、広く利用者や他事業者の意見を反映した上で約款の改訂の是非を含む問題として慎重に審議されるべき事項である。

エ ソフトバンクBBの要求が電気通信事業法上の接続に該当すると仮定しても、ソフトバンクBBが求めるMDFジャンパ線の自前工事を認めると、次のとおり、電気通信事業法第38条各号に該当するため、NTT西日本がこれに応じる義務はない。

(ア) 故障、移転、DSL接続事業者変更等の際に、他事業者によるジャンパ線切り替え等が迅速に行われないことにより、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあり、結果として、利用者からの苦情対応等の実務面への影響やNTT西日本の信用の失墜が生じ、NTT西日本の利益を不当に害するおそれがある。

(イ) 狭いスペースに複数の作業員が集中することにより、ジャンパ線切り替え等の際の誤接続などの事故の増加が懸念されることから、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあり、またNTT西日本の利益を不当に害するおそれがある。

(ウ) 断線事故等の発生は不可避であり、その際の責任分担が不明確になることから、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあり、またNTT西日本の利益を不当に害するおそれがあるとともに、事業用電気通信設備の技術基準を遵守することが技術的又は経済的に著しく困難である。

(エ) NTT西日本は、利用者に対するプライバシー保護の責任を果たすことができなくなり、また、社会の安全に対する脅威の可能性、安全保障や外交への悪影響の発生の可能性も生じることから、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとともに、NTT西日本の利益を不当に害することとなる。

(オ) MDFジャンパ線の工事は、NTT西日本が行う部分と他事業者が行う部分とに分割されることとなり、作業工程の増加が生じ、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとともに、NTT西日本の利益を不当に害することとなる。

(カ) 複数の事業者による工事が統一的な指揮命令系統なく同時並行的に実施され得ることになりかねず、ジャンパ工事作業中の人身事故発生の可能性が高まることとなるが、これを防止することは技術的に著しく困難であり、電気通信役務の

円滑な提供に支障が生じ、かつNTT西日本の利益を不当に害することとなる。

オ ソフトバンクBBの要求は、NTT西日本の財産権及び営業の自由を侵害するものであり、工期短縮・工事費低減を根拠とする主張には理由がなく、加入者電話網の準公共財性やライフラインとしての電話サービスの安定的提供に支障を及ぼすおそれがあることに鑑みても、協議命令を発する合理的理由はない。

(4) 聴聞報告書（要旨）

NTT西日本等の主張は、総務省の考え方を覆すに足るものではなく、したがって、協議再開命令を出すことについて、電気通信事業紛争処理委員会に諮問することが適当であるとされた。

(5) 諮問

平成15年7月16日諮問第4号

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第39条第1項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対する電気通信設備の接続に関する協議再開の命令の申立てがあった。

当該接続が同法第38条各号に掲げる場合に該当するとは認められないことから、NTT西日本に対し電気通信設備の接続に関する協議再開を命ずることとしたい。

よって、同法第88条の18の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

(6) 答申

平成15年8月20日電委第57号

答 申 書

平成15年7月16日付け諮問第4号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

記

西日本電信電話株式会社に対し、電気通信事業法第39条第1項の規定に基づき、接続に関する協定の締結のため協議の再開を命ずることは、相当である。

ただし、本件接続に伴う工事に関しては、ソフトバンクBB株式会社が当然に行い得るものではなく、西日本電信電話株式会社に接続義務を履行する責務があることを前提とした上で、その主体や方法について当事者間で調整を行うべき事項であることを付言する。

別 紙

第1 本件の経過

総務大臣は、平成15年（以下、特に断らない限り同様）7月16日、当委員会に対し、電気通信事業法（以下「法」という。）第88条の18の規定に基づき、法第39条第1項の規定による電気通信設備の接続に関する命令につき諮問をした。その経過は次のとおりである。

1 ソフトバンクBBからの申立て

ソフトバンクBB株式会社（以下「ソフトバンクBB」という。）は、3月6日、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、法第38条に基づき、電気通信設備の接続を請求し、接続についての協定の締結を申し入れた。請求の要点は、NTT西日本がその局舎内に設置するMDFの端末回線側端子盤（H）及び加入者交換機側端子盤（V）のジャンパ線接続端子を新たな接続点として追加することであったが、同月26日、NTT西日本からその請求には応じられないと拒否された。

そこで、ソフトバンクBBは、4月4日、NTT西日本に対して、協議を終了する旨を通知し、5月16日、総務大臣に対し、法第39条第1項に基づき、接続のための協議再開の命令を行うよう申し立てた。

ソフトバンクBBによると、①新たに接続点を追加することは、法第38条各号に規定する請求の除外事由には該当せず、かつ、そうしても責任の分界は明確であり、②自社の要望が実現することにより、MDFのジャンパ線工事を自ら実施すること、つまりはMDFジャンパ線の自前工事が可能となり、DSLサービス申込者に対する工事期間の短縮及び工事費用の低減というサービスの向上がもたらされるというのである。

2 NTT西日本の主張

NTT西日本は、ソフトバンクBBの申立てを入れて協議再開命令を発することは法第38条及び第39条第1項の規定に違反すると主張する。その理由の骨子は、以下のとおりである。

- (1) NTT西日本の加入者回線とソフトバンクBBのDSLサービスとの間には、ソフトバンクBBの法第38条に基づく従前の請求により既に接続が実現しているから、これを超えてNTT西日本がソフトバンクBBの請求を受け入れなければならない理由はない。
- (2) ソフトバンクBBの接続請求は、その実質においてMDFのジャンパ線に係る工事を同社が自ら行うことを求めるものであるが、MDFジャンパ線の自前工事は、接続協定の対象ではなく、個別契約に定められるべき事項であって、協議再開命令の対象とはされていない。
- (3) ソフトバンクBBの請求を入れると、接続約款の変更をもたらし、他の電気通信事業者や利用者などに重大な利害関係を及ぼすことになるから、協議再開命令により二社間で個別的に解決することは許されない。
- (4) ソフトバンクBBの請求する箇所に接続点を設定することは、加入者回線と交換機端子との一対一の対応関係及び交換機端子までの加入者回線の連続性を絶ち、日本電信電話株式会社等に関する法律によりNTT西日本が維持を義務づけられている「加入者電話網の完全性」を侵害することになる。
- (5) ソフトバンクBBが請求する接続箇所は、法が要求する責任分界点の要件を充たしていない。
- (6) ソフトバンクBBが求めるMDFジャンパ線の自前工事を認めると、故

障・移転・DSL事業者変更などの際に電気通信役務の円滑な提供を行うことが困難になる。さらに、誤接続などの事故の増加、保守責任の不明確化、プライバシーへの悪影響、複数事業者の工事の施工に伴う分割損の発生、工事の安全性の低下等が予想される。こうした事態は、現在、NTT西日本がその責任で工事を行うことにより、最小限に抑えているのであって、ソフトバンクBBに自前工事を認めれば、現在のような円滑な役務の提供は困難になるから、法第38条第1号及び第2号に掲げる接続義務の除外事由に当たる。

3 総務大臣の諮問

総務大臣は、6月18日、NTT西日本を当事者とする聴聞を開催した上で、7月16日、当委員会に対し、諮問を行った。諮問の要点は、ソフトバンクBBがジャンパ線設置工事を行う場合には、当事者間において、その実施方法を検討・協議する必要があるが、法第38条各号に掲げる場合に該当するとは認められないので、NTT西日本に対して協議の再開を命ずることが相当と考えるというものである。

4 委員会の審議

当委員会は、7月16日、総務大臣からの諮問を受け、即日、委員会を開催して諮問内容について説明を受けた。

当委員会は、その後7月29日、8月6日、同月12日、同月13日及び同月20日に委員会を開いて審議し、本答申を取りまとめた。

第2 検討

1 第38条本文による接続の義務の存否

(1) 法第38条は、「第一種電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない」と規定し、同条各号に列挙する除外事由に該当する場合を除いて第一種電気通信事業者に対し接続の請求に応じる義務を課している。

この各号に列挙する事由の存否については2で検討することとし、まず本文による接続の義務の存否について検討すると、この規定は、NTT西日本が、ソフトバンクBBから、NTT西日本の「電気通信回線設備」にソフトバンクBBの「電気通信設備」を接続すべき旨の請求を受けたときは、NTT西日本はその請求に応じなければならない旨を明確に定めている。

そして、ソフトバンクBBの請求によると、NTT西日本の「電気通信回線設備」は、局舎内に設置してあるMDFの端末回線側端子盤(H)のジャンパ線接続端子と加入者交換機側端子盤(V)のジャンパ線接続端子とを接続点とする設備であり、ソフトバンクBBの「電気通信設備」は、新たにNTT西日本の局舎内に用意するMDFの端子盤及びそのジャンパ線接続端子とNTT西日本の接続端子とを結ぶジャンパ線であるというのであるから、その請求は法第38条本文の規定に該当しているものといえることができる。

これに対し、NTT西日本は、種々の理由を挙げて、ソフトバンクBBの請求はその規定に該当しないと主張している。そこで、以下、主要な主張について付言しておくこととする。

(2) NTT西日本は、第一に、NTT西日本の加入者回線とソフトバンクBBのDSL設備との間には、ソフトバンクBBの法第38条に基づく従前の請求に

より既に接続が実現しているから、これを超えてNTT西日本がソフトバンクBBの請求を受け入れなければならない理由はないと主張している。すなわち、ソフトバンクBBの設備であるスプリッタ等のDSL設備とNTT西日本がDSL設備との接続のために追加的に設定したMDFの端子盤(H)及び(V)のスプリッタ側端子の箇所(以下「既存接続箇所」という。)で接続を行っている。しかるに、ソフトバンクBBは、今回新たに既存接続箇所とは異なる箇所、具体的にはMDFの端子盤(H)及び(V)のジャンパ線接続端子の両箇所(以下「新接続箇所」という。)での接続を請求している。しかし、法第38条は、NTT西日本に対し、そのネットワークとソフトバンクBBのDSLサービスという2つのネットワークを結ぶ接続を義務づけているにとどまるから、NTT西日本は、既存接続箇所を設けていることによりその義務を果たしているというのである。

しかしながら、法第38条にいう「電気通信設備の接続」とは、規定上、接続箇所を限定していないばかりか、その沿革に照らすと、技術的に接続が可能なすべての箇所における接続を意味することが明らかである。

すなわち、法第38条及びこれに対応する第39条第1項は、平成9年に改正され、はじめて接続の一般的義務が規定されたのであるが、改正の契機となったのは、本件と同様に既存の接続箇所とは別の接続箇所を請求する事案が発生したことであった。この事案の申立て事業者は、新しい接続箇所でも相手方事業者の設備と接続することを求めたが、相手方事業者はこれを認めず、紛争が長びいた。そのため、郵政大臣は、接続の基本的ルールの在り方について電気通信審議会に対し諮問し、同審議会は、平成8年12月19日の答申において、「第一種電気通信事業者のネットワークについては、(中略)正当な理由がある場合を除き、他事業者に対する接続協定の締結を義務付けること」、「技術的に接続が可能なすべての不可欠設備上のポイントにおける接続が提供されること」を提言した。郵政省は、この審議会の答申を受けて法の改正作業に着手し、翌年成立した「電気通信事業法の一部を改正する法律」(平成9年6月20日法律第97号)により、答申内容が法第38条及び第39条第1項として盛り込まれたのである。

また、平成9年の法改正作業と並行して、「サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書」(平成10年条約第1号)の合意・批准作業が進められていたが、その附属文書中に「主要なサービス提供者との相互接続については、伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても確保する」とする規定があったところから、国内においてこれを担保する法令として平成9年改正後の法第39条第1項を設けたものと理解されている。

したがって、この点の主張は理由がない。

- (3) NTT西日本は、第二に、ソフトバンクBBは本件接続請求によって同社が発注するジャンパ線の自前工事が実現されるものと期待して本件請求をしているが、これは自前工事を前提とする請求であるから、法第38条に規定する「接続すべき旨の請求」には該当しないと主張する。

確かに、ソフトバンクBBが本件接続の実現によって自前工事が可能となるものと期待していることは同社の命令申立書の記載から認められるが、本件申立ては、あくまで法第38条に依拠して協議の再開を求めるものであり、申立人がそのような主観的な期待を有しているからといって当該接続請求を同条の適用対象外のものとするとはできない。また、およそあらゆる接続請求は、その接続を通じて得られる利点を電気通信役務の向上に活かすことを期待して行われるものであるから、ソフトバンクBBによる本件接続請求も、法第38条の「接続すべき旨の請求」に当たるとすることに問題はない。

したがって、この点の主張は理由がない。

- (4) NTT西日本は、第三に、本件命令によってNTT西日本がソフトバンクBBの請求に応じる場合には、現行の接続約款の規定によらない条件で接続を行うことになり、接続約款の変更又は法第38条の2第7項に基づく接続協定の締結についての総務大臣の認可を経なければならないので、第一種指定電気通信設備との接続に関しては個別的紛争解決手段である接続命令の規定は適用されないものと解すべきであると主張する。

しかしながら、接続協議を行うことと、協議の結果締結される接続協定の内容がいかなるものとなるかは、別個の問題である。また、法第38条の2第2項は、接続約款の作成を義務づけているが、同時に、当事者間の協議結果に基づいて接続約款を変更することを予定しており、さらに、同条第7項は、認可接続約款により難い特別な事情があるときは総務大臣の認可を受けて認可接続約款の内容と異なる接続協定を締結することができる旨を規定している。

したがって、この点の主張は理由がない。

- (5) NTT西日本は、第四に、日本電信電話株式会社等に関する法律は、同社に対し、他の電気通信事業者の電気通信回線設備を介することなく、「各加入者回線と各利用者に割当てられた交換機端子が一对一で対応していること」及び「各利用者端末（電話機）から交換機端子まで引かれる加入者回線が遮断されることなく連続していること」を満足する加入者電話網を維持し、あまねく電話サービスを適切、公平かつ安定的に提供することを要求しているのに、ソフトバンクBBが請求する新たな接続箇所を認めると、加入者側終端装置から交換機端子に至るまでの加入者回線が他事業者設備に遮断されて加入者電話網の完全性が侵されることになるから、そのような接続形態は、法第38条の「接続」には含まれていないと解すべきであると主張する。

確かに、日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第3項は、地域電気通信業務の定義として、「同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務」と定めているが、これは、接続を義務づけている法を前提として理解すべきものであり、法の義務を制約する根拠になるものではない。現に、NTT西日本とソフトバンクBBとの間の既存の接続においても、ソフトバンクBBの設備を利用してNTT西日本の電話役務を提供しているのである。

したがって、この点の主張は理由がない。

- (6) NTT西日本は、第五に、本件の接続請求におけるジャンパ線の管理は法の要求する責任分界点の要件を充たしていないので、NTT西日本はこれに応じる義務はないと主張する。

法第41条第2項第5号は、第一種電気通信事業者が維持すべき技術基準として、「他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること」を規定している。この規定は、事業用電気通信設備規則が、「事業用電気通信回線設備は、分界点において他の電気通信事業者が接続する電気通信設備から切り離せるものでなければならない」こと（第23条第2項）、及び「分界点において他の電気通信設備を切り離し又はこれに準ずる方法により当該事業用電気通信回線設備の正常性を確認できる措置が講じられていなければならない」こと（第24条）を要請していることと併せ考えると、設備における責任の切分けが物理的に明確であることを求める趣旨であることが明白である。これを本件の接続請求についてみると、個別のジャンパ線をどの事業者が設置したものが明らかになっていけば、物理的な責任分界は明確である。

したがって、この点の主張は理由がない。

(7) 以上のとおり、ソフトバンクBBがNTT西日本に対してした本件接続請求は、法第38条本文に適合した請求である。

2 法第38条各号の該当性

(1) 次に、法第38条本文の除外事由を定めている各号の該当性について検討する。

同条各号は、接続の請求を受ける第一種電気通信事業者の利益と接続を求める電気通信事業者の利益を調和するため、接続除外事由として、「電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき」(第1号)、「当該接続が当該第一種電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき」(第2号)、「前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき」(第3号)と定め、電気通信事業法施行規則第23条は、上記の法第38条第3号に基づき、「電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること」(第1号)と「電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること」(第2号)という二つを除外事由として定めている。

(2) NTT西日本は、この点につき、ソフトバンクBBがジャンパ線の設置工事を自ら発注して行うことにより、同社の電気通信役務の円滑な提供に様々な支障が生じるので、法第38条第1号及び第2号の事由に当たると主張している。

平成9年に法第38条が改正されて接続義務が定められた当時の理解としては、同条第1号の事由は、電気通信回線設備の損傷や機能障害、役務の品質維持の困難といった事由、具体的には接続の請求を受けた第一種電気通信事業者の電気通信役務を提供するための電気通信回線設備に損傷や障害等をもたらすような場合であると想定されており、本件接続工事を実施する際にも、その態様のいかんによっては、程度の差はあっても同じような危険が生じる可能性もないとは言い切れない。

しかしながら、3において述べるとおり、新接続箇所における接続の是非とその工事を誰がどのように行い、こうした危険を防止するかは、別の問題である。

したがって、この点の主張は理由がなく、他に除外事由があると認めるべき事情はない。

(3) 以上のとおり、本件接続が法第38条各号に掲げる接続の除外事由に該当するとは認められない。

3 ジャンパ線自前工事の是非

(1) ソフトバンクBBは、その申立書にあるとおり、本件接続請求が入れられれば、MDFジャンパ線の自前工事を行うことが可能となり、それによりサービスの向上がもたらされると考え、その請求を行ったものである。

他方、NTT西日本は、ソフトバンクBBが求めるMDFジャンパ線の自前工事が行われると、故障・移転・DSL事業者変更などの際に電気通信役務の円滑な提供を行うことが困難になるばかりか、誤接続などの事故の増加、保守責任の不明確化、プライバシーへの悪影響、複数事業者の工事の施工に伴う分割損の発生、工事の安全性の低下等が予想されると主張している。

この争点は、本件接続に関する協定を締結するため協議の再開を命じるべきか否かとは別個の問題ではあるが、両社間では不可分一体の問題として捉えられており、実質上本件の最大の対立点となっている。したがって、当委員会が協議の再開を命じるべきであるとの答申をするについては、その命令と自前工事の問題

とがいかなる関係に立つのかについての当委員会の理解を示しておくことが必要であり、妥当でもあると考えられる。

そこで、以下、この観点から当委員会の理解を若干示しておくことにしたい。

- (2) まず、ソフトバンクBBがMDFジャンパ線を所有し、これを法第38条にいう「電気通信設備」の一部とすることについて、その意味と効果を検討する。

ソフトバンクBBがNTT西日本に対し新接続点の追加を請求し、併せてその接続点に至るジャンパ線を自社で用意するというのであるから、ジャンパ線の所有権がソフトバンクBBに帰属し、責任分界点がジャンパ線のNTT西日本側の接続点となることは明らかである。

また、ソフトバンクBBがNTT西日本に対し新接続点での接続を請求したためこのジャンパ線が必要になるのであるから、これを敷設するための費用は、接続を請求したために生じる費用として原則としてソフトバンクBBが負担すべきことも明らかである。

さらに、ジャンパ線を敷設してNTT西日本の端子と接続する工事は、ソフトバンクBBのための工事であることも明らかである。

しかしながら、それらのことは、ソフトバンクBBが当然にジャンパ線の敷設や接続の工事をNTT西日本の意思に優越して自由に行い得ることを意味するものではない。なぜなら、その工事は、必然的にNTT西日本の設備を利用し、これに影響を与えるものであるから、NTT西日本による自社の設備の利用と抵触することが避けられず、NTT西日本との間で調整することが必要となるからである。

- (3) そこで、両事業者の設備が競合する場合における工事の主体と方法についての法制をみると、次のような経過がある。

郵政大臣は、平成8年12月19日の電気通信審議会の答申「接続の基本的ルールの在り方について」を受け、指定電気通信設備との接続に関する制度を導入する等の電気通信事業法改正案を国会に提出した。コロケーション設備の工事について、同答申は、「セキュリティの確保等の観点から、特定事業者による保守受託の形態で行うことも認められるべきである」と提言し、「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令」（平成9年11月17日郵政省令第81号）により、「他事業者が接続に必要な装置を指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の建物並びに管路、とう道及び電柱等に設置する場合において負担すべき金額及び条件」を接続約款に定めるべきことが規定された。他方、コロケーション設備の工事主体については、接続約款を作成する事業者が任意に定めることができることとされたので、当時の日本電信電話株式会社は、コロケーション設備の設置及び保守を原則として同社自身で行うことを接続約款に規定し、郵政大臣の認可を受けた。すなわち、この時点では、接続事業者の所有する設備であっても、日本電信電話株式会社がその工事を実施するとされていたのである。

ところが、このような接続約款の下では接続の円滑化というコロケーションの目的が十分に達成されないおそれがあることが次第に認識されるようになったため、平成12年2月18日の電気通信審議会の答申において、郵政大臣に対して、「コロケーションに際して、接続事業者が工事や保守を行うことに関して、その手続等が円滑な接続のために重要であることに鑑み、これを接続約款において規定するようルールを整備すること」が要望された。これを受け、郵政大臣は、「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令」（平成12年9月13日郵政省令第55号）により、「他事業者が工事又は保守を行う場合の手続」を接続約款に規定すべき事項として追加し、それに基づく接続約款の規定が設けられたことにより、接続事業者がコロケーション設備の自前工事を選択して指定電気通信

設備を設置する第一種電気通信事業者に請求することも可能となった。

現行のNTT西日本の接続約款第95条第1項第3号は、そのための規定であるが、この規定は、同項本文の「接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合」という文言からも明らかにおり、コロケーションを認められたスペース内で接続事業者が保有する設備を設置する際の手続を規定したものであって、これと他の事業者が自己の設備を管理する権利との競合関係を調整するものと解することはできない。つまりは、接続請求事業者が自前工事を行うこととしてもNTT西日本その他の事業者のための設備に支障を及ぼすおそれのない場合についての規定であって、この規定を根拠として、ソフトバンクBBが本件接続のためのジャンパ線の敷設や接続を当然に自前工事として実施することができることにはならないのである。

以上の経緯と接続約款の規定を前提とすると、コロケーション設備の設置工事の主体に関しては、法は、基本的には事業者間の協議に委ねており、いずれか一方が当然にその主体になるものとは定めていないと解される。

そのことは、前述したとおり接続が相互に設備を利用するという関係にあり、工事の実施によって必然的に相互に影響を及ぼすことになるというこの工事の本質を反映した結果であると考えられる。

- (4) 本件接続のための工事についてみると、①既存のNTT西日本所有のジャンパ線を切断する作業、②ソフトバンクBBのジャンパ線を敷設して接続する作業が必要となるが、①については、NTT西日本の了解なしにソフトバンクBBがその工事を行うことができないのはもちろんであり、②についても、NTT西日本の多数のジャンパ線が混在する狭隘な場所で、他の競合する工事と並行して行うことになり、他のジャンパ線との接触や他の工事人との接触が予想されるため、その工事の主体や方法についてソフトバンクBBとNTT西日本が緊密に協議をして行うべきものというべきである。本件接続工事の主体については、ソフトバンクBB及びNTT西日本の主張並びに総務大臣から示された命令案において、ソフトバンクBBがMDFジャンパ線の自前工事を行うことを前提とするかのような記述があるが、当委員会は、上述したとおり、工事は、その主体や方法についてソフトバンクBBとNTT西日本とが協議して行うべきものと解する。
- (5) このように、本件接続に伴う工事に関しては、ソフトバンクBBが当然に行い得るものではなく、当事者間で調整すべき事項である。したがって、新接続箇所での接続義務を負うNTT西日本は、迅速、安価、安全かつ公平な接続を目指して接続義務を誠実に履行する責務があるとともに、他方、ソフトバンクBBも、NTT西日本の役務提供に支障を及ぼさない具体的な提案を行うことが求められる。当委員会としては、今後、当事者間において、誠意のある協議を行い、早期に妥当な結論が得られることを切に期待する。

第3 結 論

当委員会は、以上の理由により、本件接続協議の再開命令を発することが正当であると判断する。

(7) 命令

西日本電信電話株式会社あて平成15年8月28日総基料第137号

電気通信設備の接続について（命令）

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、ソフトバンクBB株式会社（以下「SBB」という。）の申立てに係る貴社の電気通信設備である端末回線側MDFのジャンパ線側端子及び加入者交換機側MDFのジャンパ線側端子とSBBの電気通信設備との接続に関して、接続に関する協定の締結の協議再開を命ずる。

（理由）

SBBは、かねてから実現を要望しているMDFのジャンパ工事を自ら実施することが可能となるよう、貴社に対し、平成15年3月6日付け文書により、SBBの電気通信設備と、貴社の電気通信回線設備である端末回線側MDFのジャンパ線側端子及び加入者交換機側MDFのジャンパ線側端子との相互接続を要望したが、貴社は同月26日付け文書により、この要望に応えられないと回答した。このため、SBBは、同年4月4日付け文書により、貴社との協議を終了させ、同年5月16日付けで法第39条第1項の規定に基づき、別紙（略）のとおり、前述の相互接続に関する協議の再開の命令の申立てを行った。

SBBの申立てに係る接続は、貴社の電気通信回線設備との新たな接続の請求であることから、法第38条各号に掲げる場合に該当すると認めるときを除き、これに応じなければならない。当該接続については、当事者間において、貴社の役務提供に支障を及ぼすことのないよう、ジャンパ工事の主体や方法を含めその実施方法を検討・協議する必要があるが、法第38条各号に掲げる場合に該当するとは認められず、貴社が本件に係る電気通信回線設備の接続の請求に応じないことには理由が認められない。

（参考）

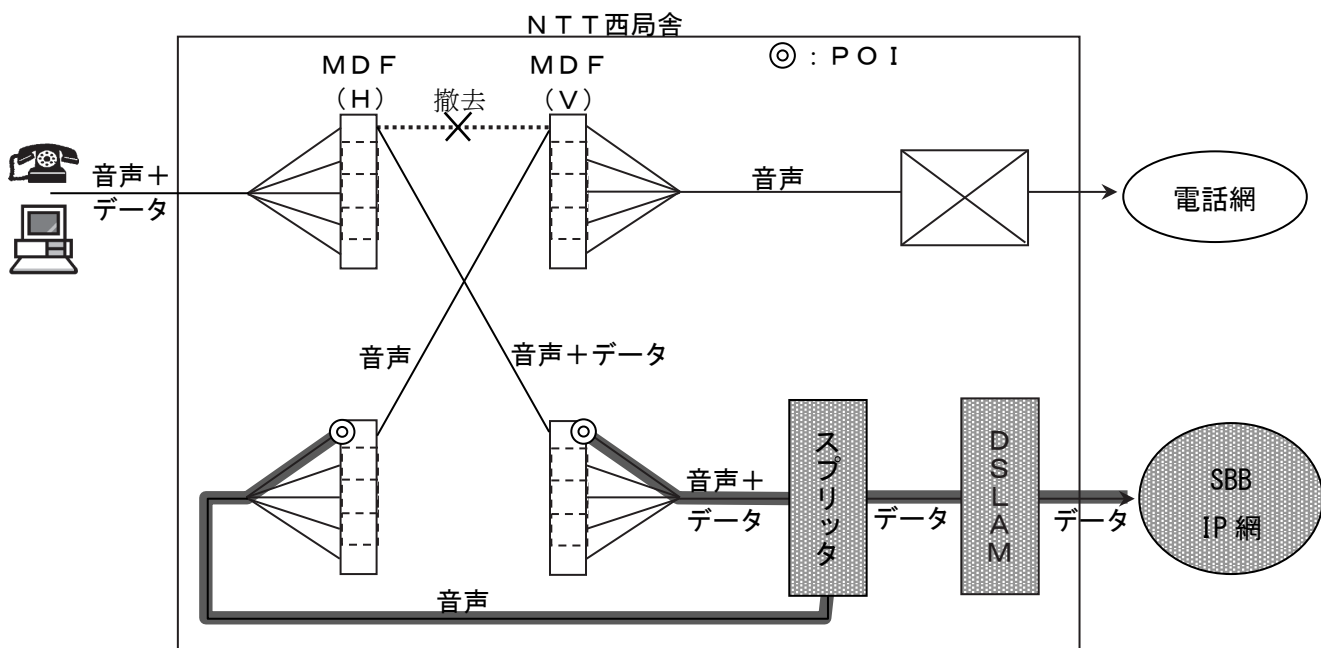
協議の再開の命令後、ソフトバンクBBとNTT西日本は26回の協議を行ったが、費用負担及び工事の実施方法について協議が調わず、ジャンパ線自前工事の実施には至っていない。（平成20年9月末現在）

【参 考】

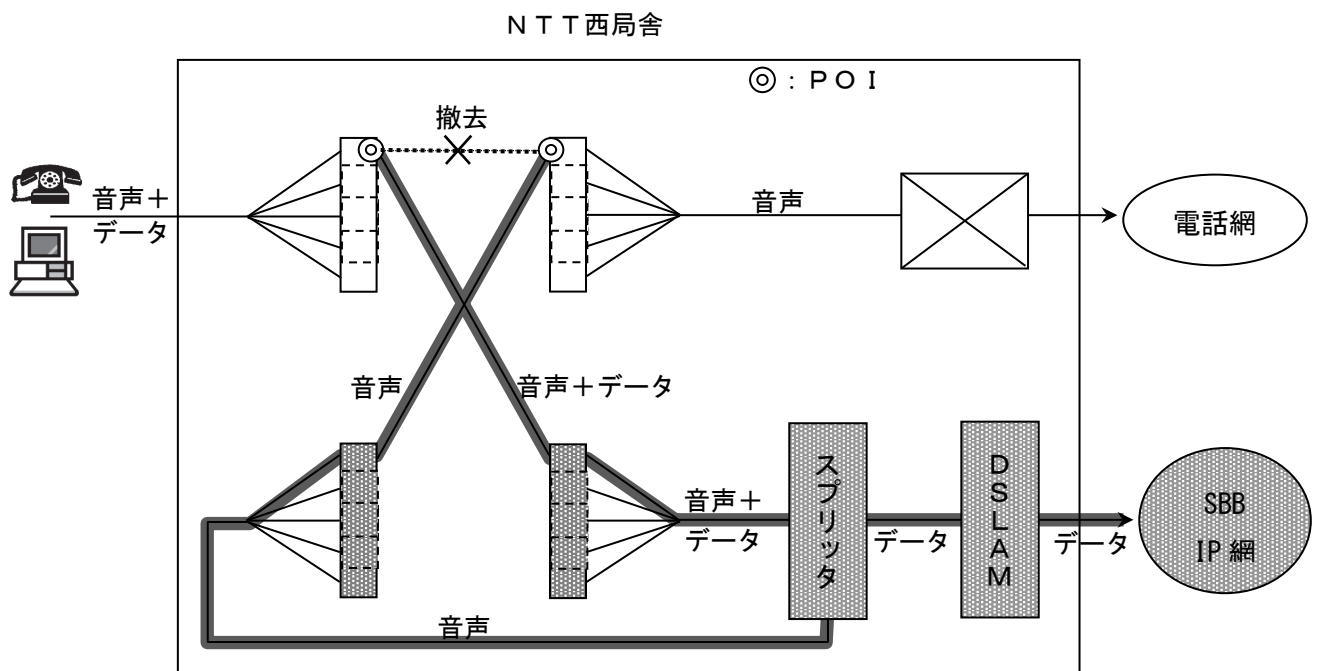
(電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料)

西日本電信電話株式会社 (NTT 西) とソフトバンク B B 株式会社 (SBB) の間の接続

現在の接続形態



答申で協議再開命令を相当と認めた接続形態



1-2(電) 平成22年1月25日申立て(基・電・料金サービス課平成22年1月25日第23号)(電気通信設備の接続協定に関する協議再開命令)

(1) 経過

(申請前の経緯)

平成22年1月15日に、委員会から、両当事者に対し、あつせんをしない旨の通知(平成21年(争)第3号)。

平成22年	
1月25日	生活文化センター株式会社(以下「生活文化センター」という。)から、命令の申立て。(⇒(2))
27日	総務大臣から、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「ドコモ」という。)に対し、意見書の提出の機会を付与。
2月17日	ドコモから、総務大臣に意見書の提出。(⇒(3))
19日	総務大臣から、生活文化センターに対し、意見書の提出の機会を付与。
3月12日	生活文化センターから、総務大臣に意見書の提出。(⇒(4))
29日	総務大臣から、生活文化センターに事業法に基づく報告を求める。
4月26日	生活文化センターから、総務大臣に事業法に基づく報告の提出。
6月29日	総務大臣から、委員会に諮問(諮問第8号)。(⇒(5))
7月8日	委員会から、総務大臣に答申(電委第42号)。(⇒(6))
14日	総務大臣から、生活文化センターに対し、接続協議の再開の命令をしない旨の通知書を発出(総基料第115号)。(⇒(7))

(2) 申立てにおける主な主張

ア 申立ての内容

直収パケット交換機接続(レイヤ2接続)をはじめとする6件の電気通信設備の接続について、ドコモとの協議が不能のため、総務大臣による協議の再開の命令を申し立てた。

イ 協議不能の理由

生活文化センターは、平成21年7月31日以降、ドコモに対し協議を申し入れたが、平成21年12月17日、ドコモから文書により接続を拒否され、平成21年12月28日申請の総務省電気通信事業紛争処理委員会のあつせんについても、ドコモから応じないとの報告が委員会にあり、あつせん不実行となったため、協議不能となったもの。

(3) ドコモの主な主張

ア 電気通信事業法施行規則第23条第1号の該当性

生活文化センターは、その実態が明らかでなく、また、財務データも提供しないままであり、かつ、そのビジネスプランはおよそ非現実的である。

したがって、ドコモに対して将来負担すべき月々の網使用料や預託金を支払わないおそれが大きいと判断されることから、施行規則第23条第1号に該当し、当該申立ては却下されるべきである。

イ 電気通信事業法第32条第2号の該当性

生活文化センターは旧平成電電代表取締役社長の別動隊であることや不当な勧誘を行っていることから、様々な社会問題を発生されるおそれが高く、その結果、ドコモへの風評被害や訴訟リスクは不可避である。

したがって、ドコモのブランド価値をおとしめ、同社の利益を不当に害するおそれが極めて高いと判断されることから、法第32条第2号に該当し、当該申立ては却下されるべきである。

(4) 生活文化センターの主な主張

ア 電気通信事業法施行規則第23条第1号の該当性

ドコモの自己中心の恣意的なビジネスモデルを基にした主張で、何らの根拠もないものである。

イ 電気通信事業法第32条第2号の該当性

生活文化センターが不当な勧誘を行っているとはドコモは主張しているが、それは事実と異なる偏見である。

これを基に不当と言うのは恣意的で、ブランド価値の主張も事実誤認に基づく主張である。

(5) 諮問

平成22年6月29日諮問第8号

諮 問 書

生活文化センター株式会社から平成22年1月25日付けで、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第35条第1項の規定に基づき、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「ドコモ」という。)に対する電気通信設備の接続に関する協議の再開に係る命令の申立てがあった。

これについて審査した結果、当該接続が同法第32条第3号に掲げる場合に該当すると認められることから、ドコモに対し協議の再開の命令をしないこととしたい。

上記のことについて、同法第160条第1号の規定に基づき、諮問する。

(6) 答申

平成22年7月8日電委第42号

答 申 書

平成22年6月29日付け諮問第8号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

記

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ドコモ」という。）に対し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づく電気通信設備の接続に関する協議の再開の命令をしないことは相当である。

なお、電気通信回線設備との接続の重要性にかんがみ、今後についても電気通信事業者において法第32条各号の該当性が慎重に判断され、接続拒否が安易に行われることがないようにすべきものであることを付言する。

別紙

第1 本件の経緯

総務大臣は、平成22年6月29日、当委員会に対し、法第160条の規定に基づき、法第35条第1項の規定による電気通信設備の接続に関する協議再開命令について諮問をした。その経緯は次のとおりである。

1 生活文化センター株式会社からの申立て

生活文化センター株式会社（以下「生活文化センター」という。）は、平成21年7月31日以降、ドコモに対し、電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れた。生活文化センターが実現しようとする接続は、次の①から⑥までのとおりである。

- ① 直収パケット交換機接続（レイヤ2接続）（以下「レイヤ2接続」という。）
- ② 直収パケット交換機接続（レイヤ3接続）（以下「レイヤ3接続」という。）
- ③ i - m o d e 移動無線装置接続用パケット交換機接続（以下「ISP接続」という。）及びレイヤ2接続による既存のi - m o d e ユーザ対象のWeb及びメール接続パケット事業者選択サービス
- ④ ISP接続及びレイヤ3接続による既存のi - m o d e ユーザ対象のWeb及びメール接続パケット事業者選択サービス
- ⑤ 音声閉門交換機接続による音声サービス
- ⑥ ショートメッセージサービス交換機（仮称）接続によるショートメッセージサービス

生活文化センターは、当該接続について、ドコモと協議を行ったが、平成21年12月17日、ドコモから、すべての接続に関してその請求を拒否され、平成22年1月25日、総務大臣に対し、法第35条第1項の規定に基づき、ドコモに対する電気通信設備の接続に関する協議再開命令の申立てを行った。

ドコモが、①継続的に網使用料の支払いが可能であるとは判断できないこと、②生活文化センターは旧平成電電株式会社（以下「旧平成電電」という。）代表取締役社長と密接な協働関係の下に電気通信事業を営むものと判断できること等を理由に接続請求を拒否したことに対し、生活文化センターは、①ドコモの間では、同社の相互接続約款第64条の2の債務の履行の担保を約束することで、接続の承諾を受けている、②生活文化センターと旧平成電電代表取締役社長は、資本関係はなく、役員でもない旨主張している。

2 ドコモの主張

ドコモは、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第23条第1号及び法第32条第2号の該当性を主張し生活文化センターからの接続の請求を拒否している。その理由の概要は次の（1）及び（2）のとおりである。

(1) 施行規則第23条第1号の該当性

生活文化センターは、その実態が明らかでなく、また、財務データも提供しないままであり、かつ、そのビジネスプランはおよそ非現実的である。

したがって、ドコモに対して将来負担すべき月々の網使用料や預託金を支払わないおそれが高いと判断されることから、施行規則第23条第1号に該当し、当該申立ては却下されるべきである。

(2) 法第32条第2号の該当性

生活文化センターは旧平成電電代表取締役社長の別動隊であることや不当な勧誘を行っていることから、様々な社会問題を発生されるおそれが高く、その結果、ドコモへの風評被害や訴訟リスクは不可避である。

したがって、ドコモのブランド価値をおとしめ、同社の利益を不当に害するおそれが極めて高いと判断されることから、法第32条第2号に該当し、当該申立ては却下されるべきである。

3 総務大臣の諮問

総務大臣は、平成22年1月27日にドコモに対し意見書の提出の機会を付与、同年2月19日に生活文化センターに対し意見書の提出の機会を付与、同年3月29日に生活文化センターに対し法に基づく報告を求めた上で、同年6月29日当委員会に対し諮問を行った。

諮問の内容は、ドコモに対する電気通信設備の接続が法第32条第3号に掲げる場合に該当すると認められることから、ドコモに対し協議の再開の命令をしないこととしたいとするものである。

4 委員会の審議

当委員会は、総務大臣からの諮問を受け、平成22年6月29日に委員会を開催し、諮問内容について説明を受けた後、審議を行い、さらに同年7月8日に委員会を開催して審議を行い、本答申を取りまとめた。

第2 検討

1 法第35条第1項の協議再開命令について

法第35条第1項においては、総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は協議が調わなかった場合で、協定締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときは、法第32条各号に掲げる場合に該当すると認めるとき等を除き、当該他の電気通信事業者に対し、協議の開始又は再開を命ずるものとされている。

2 法第32条各号の該当性

法第32条においては、電気通信事業者が他の電気通信事業者の接続請求に応じる義務があることを原則としつつ、例外的にその請求を拒否できる場合として、「電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき」（同条第1号）、「当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき」（同条第2号）、「前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき」（同条第3号）と規定している。

また、法第32条第3号を受けた施行規則第23条においては、「電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること」（同条第1号）、「電

気通信設備の接続に应ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること」(同条第2号)を接続請求を拒否できる正当な理由として規定している。

本件においてドコモは、施行規則第23条第1号及び法第32条第2号に当たると主張し、生活文化センターからの接続請求を拒否していることから、その該当性について検討する。

(1) 施行規則第23条第1号の該当性

生活文化センターは、データ通信サービス、音声サービス、ショートメッセージサービス及びメールサービスをフルラインで提供するとしており、第1の1のとおり、ドコモに対し6種類の接続を求めている。

これらの接続をすべて実現する場合、同社が接続に関し負担すべき金額のうち月々の網使用料としては、少なくとも約2,196万円が必要であり、また、同社が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭するための預託金としては、少なくとも約8億円が必要である。

これらの金額は、同社の運転資本等の規模を著しく上回っている。また、同社が提供を予定している電気通信サービスから月々の網使用料を支払うために十分な収益を短期的に得ることができるとは認められない。さらに、同社の資金の調達先等は未定としていることなどから、借入れや増資等の手段により接続に関し負担すべき金額を支払うことができると判断することはできない。

以上のとおり、生活文化センターが求める6種類の接続を行う場合には、当該接続に関し負担すべき金額の支払いを同社が怠るおそれがあることは否定できず、施行規則第23条第1号の該当性は認められる。

(2) 法第32条第2号の該当性

電気通信回線設備との接続の重要性にかんがみ、法第32条第2号の「利益を不当に害するおそれ」に係る該当性を認める場合は、客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できることが求められる。

ドコモは、旧平成電電代表取締役社長と密接な関係がある生活文化センターと接続した場合、旧平成電電の被害者団体からの非難や社会からの風評被害を受けブランドイメージが大きく損なわれること及び生活文化センターが勧誘した代理店からの苦情や損害賠償の申立てが行われることにより、ドコモの利益を不当に害するおそれがあると主張している。

当該主張については、生活文化センターと旧平成電電代表取締役社長が一定の関係性を有することは認められるが、同社長が関係する企業や主導する企業と取引をしている他の企業がドコモの主張するような風評被害を受けたなどの事実は示されていないこと及び生活文化センターの代理店の応募については決定されたものではなく、現在、ドコモが指摘した同社ホームページでの代理店募集は行われていないことから、現状では、ドコモが生活文化センターからの接続請求に应じることをもってドコモに相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できる事実があるとまでは認められない。

以上のとおり、現状においては、本件接続によりドコモの利益が不当に害されるおそれがあると認めることはできず、法第32条第2号の該当性を認めることはできない。

(3) 以上により、施行規則第23条第1号の該当性は認められるが、法第32条第2号の該当性は認められない。

第3 結論

当委員会は、以上の理由により、本件接続に関する協議の再開の命令をしないことは相当であると判断する。

(7) 処分についての通知

生活文化センター株式会社あて平成22年7月14日総基料第115号

平成22年1月25日付け電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第1項の規定に基づく接続協定に関する命令の申立てについては、別紙の理由（略）により、協議の再開の命令をしないこととしましたので通知します。

1-3(電) 平成28年9月29日申立て(基・電・料金サービス課平成28年9月29日第281号)(電気通信設備の接続に関する協議再開命令)

(1) 経過

平成28年	
9月29日	日本通信株式会社(以下「日本通信」という。)から総務大臣に対し、協議再開命令の申立て。(⇒(2))
30日	総務大臣からソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」という。)に対し、意見書の提出の機会を付与。
10月14日	ソフトバンクから総務大臣に意見書を提出。(⇒(3))
17日	総務大臣からソフトバンクに対し、意見書の再提出の機会を付与。
24日	ソフトバンクから総務大臣に意見書を再提出。
26日	総務大臣から日本通信に対し、意見書の提出の機会を付与。
11月1日	日本通信から総務大臣に意見書を提出。
2日	総務大臣からソフトバンクに対し、意見書の再々提出の機会を付与。
9日	ソフトバンクから総務大臣に意見書を再々提出。
24日	ソフトバンクから総務大臣に意見書を再々々提出。
11月30日	ソフトバンクから聴聞。
12月8日	総務大臣から委員会に諮問(諮問第10号)。(⇒(4))
15日	委員会から日本通信及びソフトバンク並びに総務大臣に対し、書面による意見の聴取等の依頼。
21日	総務大臣から委員会に書面による補足説明。
22日	日本通信及びソフトバンクから委員会に意見書を提出。
平成29年	
1月27日	委員会から総務大臣に答申(電委第4号)。(⇒(5))
31日	日本通信から総務大臣に対し、ソフトバンクとの接続協定が合意に至ったとして、協議再開命令の申立ての取下げ。
2月1日	総務省総合通信基盤局から、日本通信による申立ての取下げの受理及び協議再開命令を行わない旨報道発表。(⇒(6))

(2) 申立てにおける主な主張

ア 申立ての内容

日本通信は、ソフトバンクに対し、日本通信が設置する電気通信設備と特定移動端末設備(ソフトバンクが販売したSIMロックがなされた端末(以下「SIMロック端末」という。)及びSIMロックがなされていない端末の双方を含む。)との間の伝送交換を可能とする、ソフトバンクの電気通信回線設備との接続を申し入れたが、協議が不調なため、総務大臣による協議の再開の命令を申し立てた。

イ 協議不調の理由

日本通信は、平成27年8月7日にソフトバンクに対し接続を申し入れ、数次にわたって協議を行ったが、ソフトバンクからは、SIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続には応じられないと拒否された。

(3) ソフトバンクの主な主張

日本通信からの、電気通信事業法第35条第1項の規定に基づく申立ては、以下

の理由により、直ちに却下されるべきである。

ア ソフトバンクは、日本通信が求めている接続には応じており、接続を拒否した事実はない。

イ SIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備に該当しない。

電気通信事業法第32条は、MVNOの電気通信設備とソフトバンクの電気通信回線設備を接続すべきことを規定しているものと認識しているが、SIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備のいずれにも該当しない。したがって、ソフトバンクがMVNOに提供するSIMカードの種類については同条が規制する対象の範囲外であり、同条に違反する事実は存在しないことから、電気通信設備の接続に関する命令等を規定した電気通信事業法第35条第1項に基づく、協議の開始又は再開事由に該当しない。

(4) 諮問

平成28年12月8日諮問第10号

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第1項の規定に基づき、日本通信株式会社からソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）に対する電気通信設備の接続に関する協議再開の命令の申立てがあった。

当該接続は同項に規定する協議再開の命令の要件に該当すると認められることから、ソフトバンクに対し電気通信設備の接続に関する協議再開を命ずることとしたい。

よって、同法第160条第1号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

(5) 答申

平成29年1月27日電委第4号

答 申 書

平成28年12月8日付け諮問第10号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

記

ソフトバンク株式会社に対し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づく電気通信設備の接続に関する協議再開を命ずることは相当である。

別紙

第1 本件の経緯

総務大臣は、平成28年12月8日、当委員会に対し、法第160条の規定に基づき、法第35条第1項の規定による電気通信設備の接続に関する協議再開命令について諮問をした。その経緯及び諮問の概要は次のとおりである。

1 日本通信からの申立て

日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）は、平成27年8月7日、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）に対し、ソフトバンクが設置する電気通信回線設備と日本通信が設置する電気通信設備との接続を申し入れた。日本通信が求めている接続は、日本通信が設置する電気通信設備と特定移動端末設備（ソフトバンクが販売したSIMロックがなされた端末（以下「SIMロック端末」という。）及びSIMロックがなされていない端末の双方を含む。）との間の伝送交換を可能とする、ソフトバンクの電気通信回線設備との接続である。

日本通信は、上記接続についてソフトバンクと数次にわたって協議を行ったが、ソフトバンクからは、SIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続には応じられないとの回答だったため、協議は不調と判断し、平成28年9月29日、総務大臣に対し、法第35条第1項の規定に基づき、ソフトバンクに対する電気通信設備の接続に関する協議再開命令の申立てを行った。

2 ソフトバンクの主張

ソフトバンクは、法第35条第1項の規定に基づく日本通信からの申立ては直ちに却下されるべきであると主張している。その主な理由は以下のとおりである。

(1) ソフトバンクは、日本通信が求めている接続には応じており、接続を拒否した事実はない。

(2) そもそもSIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備に該当しない。

すなわち、法第32条は、MVNOの電気通信設備とソフトバンクの電気通信回線設備を接続すべきことを規定しているものと認識しているが、SIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備のいずれにも該当しない。したがって、ソフトバンクがMVNOに提供するSIMカードの種類については同条が規制する対象の範囲外であり、同条に違反する事実は存在しないことから、電気通信設備の接続に関する命令等を規定した法第35条第1項に基づき、協議の開始又は再開事由に該当しない。

3 総務大臣の諮問

総務大臣は、平成28年9月30日、同年10月17日、同年11月2日、同月24日にソフトバンクに対し意見書の提出の機会を付与し、同年10月26日に日本通信に対し意見書の提出の機会を付与した。それらを踏まえ、総務大臣は同年11月30日にソフトバンクに対する聴聞手続を行った上で、同年12月8日に当委員会に対して諮問を行った。

諮問の概要は、ソフトバンクの電気通信回線設備と日本通信の電気通信設備との接続に関して、ソフトバンクと日本通信の協議は調わなかったと認められ、法第32条第1号若しくは第2号に掲げる場合に該当し又は同条第3号の規定による電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第23条第1号若しくは第2号の理由があるとは認められないことから、法第35条第1項の規定に基づき、ソフトバンクに対して、接続に関

する協定の締結の協議再開を命令することが適当と考えるというものである。

4 委員会の審議

当委員会は、平成28年12月8日、総務大臣からの諮問を受け、同月9日に委員会を開催し、諮問内容について説明を受け、その後書面上において補足説明を求めた。また、当委員会は、当事者である日本通信及びソフトバンクからも事情を聴取することが必要と判断し、両当事者に意見書の提出を求め、両当事者から意見書の提出を受けた。

当委員会は、平成28年12月9日、同月14日、同月27日、平成29年1月13日及び同月27日と5回にわたり委員会を開催して審議を行い、本答申を取りまとめた。

第2 検討

1 日本通信がソフトバンクに対し、接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらずその協議が調わなかったことについて

日本通信は、ソフトバンクに対し、平成27年8月7日にソフトバンクが設置する電気通信回線設備と日本通信が設置する電気通信設備との接続を申し入れており、本件申立てはこの接続に関するものと認められる。

この接続において、日本通信は、SIMロック端末と日本通信の電気通信設備による通信を可能とするSIMカードの提供を求めている。ソフトバンクは、「SIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備に該当しない」と主張しているが、総務省はソフトバンクに対する聴聞手続において、「法第32条などにおける接続は、電気通信設備と電気通信回線設備が電氣的に接続され、さらに通信が可能となることをいう」との見解を示した上、SIMカードは、「一般的に携帯電話などの通信端末に挿入して、移動通信ネットワークでの利用者認証などに用いられる情報が記録された装置であり、通信を行うために必要な設備であると認められる」としている。法の立法目的を考えれば、法第32条にいう接続は、実際に通信が可能となることを求めるものであって、単に電氣的に接続するだけではなく実際に通信が可能とならなければ無意味であるから、総務省の示した「接続」に関する上記見解は相当である。そして、本件申立てにかかる通信が可能となるようにし、接続が成立するためには、上記SIMカードが電気通信設備又は電気通信回線設備であるかどうかにかかわらず、その提供が必須なものなのであるから、日本通信がソフトバンクに当該SIMカードの提供を求める行為は、接続の請求の一環をなすものと認められる。

また、日本通信の申立書やソフトバンクの意見書等によると、一部両者の認識が異なるものの、遅くとも日本通信は平成28年2月24日のソフトバンクとの協議において、SIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続を求め、さらに、同年3月1日にも重ねて同様の接続をソフトバンクに求めているが、ソフトバンクは同月23日から同年7月21日までにかけて、数次にわたってSIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続には応じられない旨回答している。したがって、ソフトバンクは、「日本通信が求めている接続には応じており、接続を拒否した事実はない」と主張しているが、日本通信が求めているSIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続には応じていないことは明らかであって、接続に関する協定の締結にまで至っていないといわざるを得ず、法第35条第1項における「他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は協議が調わなかった場合」に該当するものと認められる。

2 法第35条第1項の協議再開命令について

法第35条第1項は、総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は協議が調わなかった場合で、協定締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときは、法第32条各号に掲げる場合に該当すると認めるとき等を除き、当該他の電気通信事業者に対し、協議の開始又は再開を命ずるものと規定している。ソフトバンクは、「日本通信が求めている接続には応じており、接続を拒否した事実はない」、「SIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備に該当しない」との理由で、法第35条第1項の規定に基づく日本通信からの申立ては直ちに却下されるべきであるとしているが、上記1で検討したとおり、ソフトバンクのこの主張には理由がない。

3 法第32条各号の該当性について

そこで、更に進んで法第32条各号所定の事由の存否について判断すると、同条は、電気通信事業者が他の電気通信事業者の接続請求に応じる義務があることを原則としつつ、例外的にその請求を拒否できる場合として、「電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき」（同条第1号）、「当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき」（同条第2号）、「前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき」（同条第3号）と規定している。

また、法第32条第3号を受けた施行規則第23条においては、「電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること」（同条第1号）、「電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること」（同条第2号）を接続請求を拒否できる正当な理由として規定している。

これら各事由の存否を総務大臣による審査の結果及び両当事者の意見書等（なお、ソフトバンクは、総務大臣に提出した意見書や聴聞において、法第32条各号への該当性について具体的な説明を行っていない。）を踏まえ、それぞれ検討したところ、本件において、法第32条各号該当事由はいずれも認められない。その詳細は以下のとおりである。

(1) 法第32条第1号の該当性（電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき）

MVNOのサービスの利用者がSIMロック端末を用いてMVNOのサービスの提供を受ける形態は、他の電気通信事業者について既に実例があり、それによって電気通信役務の円滑な提供に支障が生じているとは認められず、また、今後それが生ずるような事態も想定されないから、日本通信からの申立てに係る本件接続によって電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

(2) 法第32条第2号の該当性（本件接続がソフトバンクの利益を不当に害するおそれがあるとき）

本件接続により実現する電気通信事業者間の正当な競争によってソフトバンクの利益が減じる事態が想定されないとはいえないが、これはソフトバン

クの利益を不当に害するものとはいえず、また、その他、同社の利益を不当に害するような事態が本件接続によって生ずるおそれがあるとは認められない。

- (3) 施行規則第23条第1号の該当性（日本通信がその電気通信回線設備の接続に関し負担する金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること）

日本通信がその負担する金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとする特段の理由は認められない。

- (4) 施行規則第23条第2号の該当性（電気通信設備の接続に应ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること）

ソフトバンクは、平成28年5月18日の日本通信への説明において、L2向けMVNO用SIMカードをSIMロック端末で利用可能とするには、ソフトバンクの既存のサービスの管理・制御の方法を根本的に見直す必要があり、ネットワークの開発等に加えオペレーション等の業務面等の影響があるとしているが、総務大臣及び当委員会に提出した意見書等においては、本件接続のための電気通信回線設備の設置又は改修の困難性について検討しておらず、具体的に回答するものはないとしている。このように、総務大臣及び当委員会から数次にわたって意見を求めたにもかかわらず、ソフトバンクから何ら具体的な説明がない以上、本件接続について技術的又は経済的に著しく困難であるとの特段の事情を認めることはできず、施行規則第23条第2号にも該当しない。

- 4 法第155条第1項の規定による仲裁の申請がなされていないことについて日本通信及びソフトバンクからは、本件接続の協定の締結に関して、当委員会に対する法第155条第1項による仲裁の申請はなされていない。

第3 結論

当委員会は、以上の理由により、本件接続に関する協議再開を命ずることは相当であると判断する。

- (6) 報道発表（総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課）
平成29年2月1日報道資料（抜粋）

日本通信株式会社によるソフトバンク株式会社への電気通信設備の接続に関する協議再開命令申立ての取下げの受理

総務省は、平成29年1月31日、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づく日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）からの電気通信設備の接続に関する協議再開命令の申立てについて、取下げを受理しました。

日本通信による、法第35条第1項に基づくソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）への電気通信設備の接続に関する協議再開命令の申立て（平成28年9月29日）について、平成29年1月31日、日本通信より、ソフトバンクとの接続協定の合意に至ったとして、当該申立ての取下げがありました。

これにより、法第35条第1項の協議再開命令の前提となる申立てが取り下げられたため、協議再開命令を行わないこととしました。

なお、本件については、総務省においてソフトバンクに協議再開を命ずるとして、手続きを進めており、平成29年1月27日、電気通信紛争処理委員会より、協議再開を命ずることは相当であるとの答申があったものです。

2 接続協定等に関する細目の裁定

2-1(電) 平成14年7月18日申請(基・電・料金サービス課平成14年7月18日第1089号)(利用者料金の設定に関する細目についての裁定)

(1) 経過

平成14年	
7月18日	平成電電株式会社(以下「平成電電」という。)から、裁定の申請。(⇒(2))
19日	総務大臣から、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州、ケイディーディーアイ株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西、株式会社ツーカーセルラー東海及びジェイフォン株式会社(以下「携帯電話事業者15社」という。)に対し、裁定の申請があった旨の通知。
8月9日	携帯電話事業者15社から、答弁書の提出。(⇒(3))
9月19日	平成電電から、補正申請書の提出。
20日	総務大臣から、委員会に諮問(諮問第3号)。(⇒(4))
24日	平成電電から、補正申請書の提出。(⇒(5))
10月2日	平成電電及び携帯電話事業者15社から、総務大臣諮問書についての意見の提出。
24日	沖縄セルラー電話株式会社を除く携帯電話事業者14社から、再意見の提出。
11月5日	委員会から、総務大臣に答申及び勧告(電委第115号)。(⇒(6))
22日	総務大臣から、平成電電及び携帯電話事業者15社に対し、裁定について通知。(⇒(7))

(2) 申請における主な主張

ア 裁定を求める事項

次の接続形態についての利用者料金設定権の帰属

- ・NTT地域～中継事業者(平成電電)～携帯事業者(NTTドコモ¹⁵)
- ・平成電電直収～NTT地域～携帯事業者(NTTドコモ)
- ・NTT地域～中継事業者(平成電電)～携帯事業者(KDDI¹⁶・沖縄セルラー¹⁷・ツーカーセルラー¹⁸・ジェイフォン¹⁹)

¹⁵ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州

¹⁶ ケイディーディーアイ株式会社

¹⁷ 沖縄セルラー電話株式会社

¹⁸ 株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西、株式会社ツーカーセルラー東海

¹⁹ ジェイフォン株式会社

イ 協議不調の理由

携帯電話事業者は、携帯電話事業者が利用者料金を設定すべきであるとして、平成電電が利用者料金を設定したいとの考えを受け入れなかったため、協議が不調に至った。

ウ 平成電電に料金設定権が必要である理由

(ア) 平成電電が企業努力により獲得した利用者に対しては自身が設定する割安な料金が適用されるべきである。

(イ) 携帯電話事業者各社が現在設定している料金は、平成電電が設定可能と考える料金水準より高い。

(3) 答弁書における主な主張

ア NTTドコモ

(ア) 平成電電の裁定申請は、双方の協議の積重ねに全く反し、次に示す理由で、唐突な内容を申請の対象としたものであって、電気通信事業法第39条第3項の要件を欠くものである。

i) 本件裁定申請のうち平成電電直収接続に係る部分について、平成電電が料金設定権についての協議が調わなかったとする主張は、実際には合意に至っていることから、当該裁定申請は、却下されるべきである。

ii) 本裁定申請のうち平成電電中継接続に係る部分は、電気通信事業法第39条第3項の裁定申請の要件を満たしておらず、当該裁定申請は、却下されるべきである。

iii) そもそも電気通信事業法第39条第3項の裁定制度は、謙抑的・自制的に運用される必要がある。

(イ) コスト・機能の大半を占める事業者が料金設定を保有することにより、競争に伴うコスト削減努力の結果を料金値下げに反映することが可能となるものであり、現に料金低減化努力を行ってきたところであることも踏まえると、携帯電話事業者が料金設定するのが妥当かつ適切である。

(ウ) そもそも中継接続を許容し、かつ、当該接続に係る料金設定権を申請人とすることについては、当社の利益を不当に害するおそれがある。

イ KDDI及び沖縄セルラー

(ア) 平成電電との協議は、まだ緒に就いたばかりであり、具体的条件を協議する段階に至っていないことから、電気通信事業法第39条第3項の要件に該当しない。

(イ) このような協議不十分な状況において、具体的かつ確定的な条件について協議に代わるべき裁定がなされた場合には、行政権により協定内容のほとんどすべてが形成されることとなり、今後、裁定制度の濫用を招くなど、事業者間の信義に則った協議が覚束なくなるおそれがある。

(ウ) 電気通信事業法第39条第3項の細目裁定制度は、協定の細目について協議が調わない場合の措置を定めたものと理解されるが、平成電電が主張する料金設定権の所在は、事業者間合意の要諦として経営上極めて重要な事項であり、本来的に電気通信事業法第39条第3項の細目裁定になじまないものと考えられることから、その発動はより慎重になされるべきである。

ウ ツーカーセルラー

(ア) 平成電電からの接続の要望に対して第一次回答を行ったばかりの状況であり、

ほとんど協議も行われていない状況で裁定申請が行われたことについて、極めて異例の裁定申請として誠に遺憾に感じている。

- (イ) このような裁定申請を容認してしまうと、平成電電との接続に限らず、今後のすべての相互接続の実施において、事業者間の誠意篤実に基づいた協議を尊重する接続ルールが遵守されないこととなり、円滑な相互接続の実現の土台となる事業者間の信頼関係を大きく損なう先例となる。

エ ジェイフォン

- (ア) 選択中継サービスとの接続における主要機能（位置登録やハンドオーバー等）を提供する携帯電話事業者が利用者料金を設定することには合理性があり、料金水準とは別の議論である。
- (イ) 料金設定の在り方に限らず、そもそも選択中継サービスの実現に当たっては「電気通信設備への影響と技術的課題」、「ネットワークの効率性とコストの問題」、「電気通信業界及び市場に与える影響」等、多岐に渡る検討事項が存在する。これらについての問題解決、各種整理がなされない限り、料金設定権のみについて論じることは意義がない。
- (ウ) 選択中継サービスの波及に伴い、仮に固定発携帯着の料金設定権が固定系事業者に移行することとなった場合には、既に市場支配力を有する第一種指定電気通信設備を設置する事業者の独占を更に強めることとなり、公正競争の促進という今般の競争政策の方向性と相反する結果が生ずることも大いに危惧される。
- (エ) 平成電電との選択中継サービスに係る協議については、未だ協議開始から1ヶ月程しか経過しておらず、検討事項の抽出を実施している等、現在も協議中との認識であり、当事者間の議論が不十分な状況にある。

(4) 諮問

平成14年9月20日諮問第3号

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第39条第3項の規定に基づき、平成電電株式会社から、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州、ケイディーディーアイ株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西、株式会社ツーカーセルラー東海及びジェイフォン株式会社の電気通信設備との接続に関する裁定の申請があった。よって、同法第88条の18の規定に基づき、本件裁定について諮問する。

【参考】

上記諮問書関連資料

I 事案の概要

1 概要

平成14年7月18日、平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）から、電気通信事業法第39条第3項の規定に基づき、平成電電の電気通信設備と、携帯電話事業者各社（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州（以下「NTTドコモ」という。）、ケイディーディーアイ株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社（以下「KDDI」という。）、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西及び株式会社ツーカーセルラー東海（以下「ツーカー」という。）並びにジェイフォン株式会社（以下「ジェイフォン」という。））の電気通信設備との接続に関して、裁定の申請が行われた。本件申請は、平成電電設備発（専用線発平成電電設備経由を含む。以下同じ。）NTT東西（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社）設備経由NTTドコモ設備着となる通話のための接続形態及びNTT東西設備（専用線を除く。以下同じ。）発平成電電設備及びNTT東西設備経由携帯電話事業者設備着となる通話のための接続形態（以下「固定発携帯着」という。）について行う接続協議において、平成電電が自ら利用者料金を設定することを条件とすることを求めたのに対し、携帯電話事業者各社が当該条件に応じなかったことから当該接続協議が調わなかったとして、当該条件での接続を求めるものである。

本件申請については、平成14年7月19日に携帯電話事業者各社に対し、裁定申請が行われた通知を行うとともに、同年8月9日までに答弁書を提出する機会を与えた。これを受けて、平成電電に対し、携帯電話事業者各社により提出された答弁書について、意見を提出する機会を与えたところ、平成電電から、同年9月3日に意見書が提出されている（提出された裁定申請書、答弁書等については資料2参照。意見等の内容については資料3参照）。

2 協議の経緯

平成電電と携帯電話事業者各社との間の接続協議の経緯については、資料4のとおり。

II 本件申請事案に関する当事者の主な主張

1 平成電電の主な主張

本件について平成電電は、平成14年7月18日付け裁定申請書において、主として次のとおり主張している（接続形態については資料5参照）。

① 平成電電が料金設定を行う形態での接続協議が不調であった。

固定発携帯着のうち通話が平成電電設備及びNTT東西設備経由となる接続形態（以下「平成電電中継による接続」という。）については携帯電話事業者各社との間で、平成電電設備発となる接続形態（以下「平成電電直収による接続」という。）についてはNTTドコモとの間で、平成電電が料金設定を行うべく接続協議を行ってきたが、不調であったことから、裁定の申請を行ったものである。

② 次の理由から、平成電電が料金設定を行うことが適当である。

ア 携帯電話事業者各社が利用者料金を設定すると、平成電電が企業努力により獲得した顧客が携帯電話事業者各社設備着の通話を行う場合に、平成電電が利用者料金を決定できないこととなるが、当該顧客には、平成電電自身の企業

努力を反映させた割安な料金が適用されるべきである。

- イ 平成電電にとって、固定発携帯着の利用者料金を、平成電電自身の企業努力を反映させた割安な料金を設定することが、顧客獲得のための重要な手段である。
- ウ 携帯電話事業者各社設備に発着する国際通話については国際電話事業者が利用者料金を設定することと比較すると不平等である。

2 携帯電話事業者各社の主な主張

本件について、携帯電話事業者各社は、平成14年8月9日付け答弁書において、主として次のとおり主張している。

- ① 協議が不調であったという事実はない。
 - ア 平成電電中継による接続について、これまで平成電電から要望があったのは1度きりである。
 - イ 平成電電直収による接続についても、平成電電との間ではNTTドコモが利用者料金を設定することで合意していたにもかかわらず、平成電電が突然主張を翻す要望を行い、裁定申請を行ったものである。
- ② 以下の理由から、平成電電中継による接続について、携帯電話事業者各社が利用者料金を設定することが適当である。
 - ア 位置登録やハンドオーバー等の主要な機能は携帯電話事業者各社が提供している（国際電話については国際電話事業者側が主要な機能を持っている）。
 - イ 平成電電中継による接続は、これまでのルーチングにNTT東西及び平成電電の設備の部分を追加するのみであり、最適ルーチングの観点からは非効率なものである。
 - ウ コストの大半を携帯電話事業者各社側が占めていることから、携帯電話事業者各社側にこそ利用者料金引下げの余地があり、平成電電の料金は一過性のものとなるおそれがある。
 - エ 利用者料金の設定者が移れば、携帯電話事業者各社の新サービス導入や投資のインセンティブを削ぐおそれがある。
 - オ 経営に与える影響が大きく、そのような接続に応じない自由が認められるべき。
 - カ 携帯電話事業者各社が利用者料金を設定することは、慣行として定着している。
- ③ 以下の理由から、平成電電直収による接続について、携帯電話事業者各社側が利用者料金を設定することが適当である。
 - ア これまで利用者料金引下げを実施しており、外国と比較しても遜色ない水準である。
 - イ 携帯電話事業者各社が利用者料金を設定することは、ルールとして定着している。
 - ウ 主要な機能は携帯電話事業者各社側にあり、コストの大半を携帯電話事業者各社側が占めており、投資リスクを背負って投資をしてきた。
 - エ NTTドコモ以外の携帯電話事業者とは携帯電話事業者側が利用者料金を設定することで平成電電も合意しているにもかかわらず、NTTドコモ設備着の場合のみ平成電電が利用者料金を設定するとの主張は趣旨が不明である。

III 総務省による調査結果

1 電気通信事業法第39条第3項に規定する要件について

- (1) 電気通信事業者が、互いの電気通信設備を接続することにより、利用者に役務提供を行っている場合、どの事業者が利用者料金を設定するかは、接続料等の事業者間での支払をどの事業者が行うかを確定させる意味もあり、接続協定において決定されており、電気通信事業法第39条第3項に規定する「接続の条件」に当たるものと考えられ、これについて協議不調のときには同項の規定に基づく裁定の申請をすることができるものと認められる。
- (2) 携帯電話事業者各社は、その答弁書において、「中継接続について、平成電電側が自身が料金設定を行うとの条件で接続を申し入れたのは本年6月になってからであり、平成電電との間で協議が行われたのは1度きりであって、そのような状況からすると、協議が不調であったという事実はないため、裁定申請については却下すべきである」等との主張を展開している。しかしながら、電気通信事業法第39条第3項は、「第一種電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、…接続の条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、…総務大臣の裁定を申請することができる。」と規定している。協議不調は「当事者間の協議が調わない」との認識を、協議当事者の一方において持つことで成立するものであり、1度きりの協議であっても、さらに協議を行ったとしても平成電電自身が望む条件により接続を行うことが困難であるとの予測から、協議が調わないと平成電電が認識したのであれば、同社において裁定申請を行うことができないとの解釈を行うことは適当でないと考えられる。

2 利用者料金の設定に関する慣行

- (1) 固定電話発携帯電話着の通話のための接続形態においても、どの事業者が利用者料金を設定するかについては、これまで事業者間の接続協定において決定されており、昭和63年に日本移動通信株式会社（当時）が携帯電話サービスを開始して以来、固定電話発携帯電話着の通話料金は、携帯電話事業者の契約約款に記載されてきている。その後、平成元年の関西セルラー電話株式会社（当時）等のサービス開始、平成4年のエヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（当時。現NTTドコモ）の事業開始の際にも、NTT東西設備発の通話について同様の方法が採られた。さらに、平成9年以降、CATV事業者等、日本電信電話株式会社（当時）以外の固定電話事業者が、当該事業者の設備発携帯電話着となるサービスを開始する際にも、固定電話発携帯電話着の通話料金は、携帯電話事業者側の契約約款に記載されてきている（資料6及び7参照）。このように、固定電話発携帯電話着の通話については、携帯電話事業者側が利用者料金を設定するということが事業者間での慣行として定着してきている。なお、第一種指定電気通信設備を設置するNTT東西を除く第一種電気通信事業者が他の第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者と締結する接続協定は、昨年、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）により電気通信事業法が改正される以前は、総務大臣の認可にかかるものであったが、固定電話発携帯電話着の通話に係る接続協定について、携帯電話事業者側が利用者料金の設定を行う形での接続協定を、事業者間協議の結果として尊重し、認可を行っていたものである（資料8参照）。
- (2) 携帯電話事業者は、位置を移動して役務の提供を受ける着側の携帯電話利用者の位置を常に把握し、当該利用者に最適なルーチングを行うために、固定電話事業者との間では、発側の利用者から最も近い固定電話事業者の中継交換機等と接続することで固定電話発携帯電話着の通話を実現しており、ネットワーク構成から見た場合、固定電話発携帯電話着の通話を成立させるための主要な

機能は、携帯電話事業者側により提供されている（資料9参照）。携帯電話事業者側が利用者料金の設定を行ってきた背景には、こういった事情も考慮されているとされている。利用者料金の設定を誰が行うかについては各事業者が積み上げてきた合理性のある慣行が存在するのであるから、上記のような状況について事情変更がないと携帯電話事業者各社において証明されるのであれば、こういった慣行を行政においても尊重することが適当であると考えられる。

3 平成電電の主張について

(1) 裁定申請を行った平成電電は、次の理由から、自社が料金設定をするべきであると主張している。

ア 携帯電話事業者各社が利用者料金を設定すると、平成電電が企業努力により獲得した顧客が携帯電話事業者各社設備着の通話を行う場合に、平成電電が利用者料金を決定できないこととなるが、当該顧客には、平成電電自身の企業努力を反映させた割安な料金が適用されるべきである。

イ 平成電電にとって、固定発携带着の利用者料金を、平成電電自身の企業努力を反映させた割安な料金を設定することが、顧客獲得のための重要な手段である。

ウ 携帯電話事業者各社設備に発着する国際通話については国際電話事業者が利用者料金を設定することと比較すると不平等である。

(2) ア及びイについて、平成電電の主張の眼目は、顧客を獲得する事業者が利用者料金を設定することが妥当であるということと考えられる。しかしながら、固定発携带着により行われる通話に係る役務提供については、発側の固定電話事業者と同様に携帯電話事業者においてもその契約約款の規定によって顧客が獲得され、役務提供がなされるのであって、この点において平成電電が携帯電話事業者各社に対し、利用者料金を設定することについて優先されるべき事情があるものとは認め難い。また、固定電話発携带着の通話料金については、携帯電話事業者各社は、これまで引下げを図ってきているところであり、引き続き引下げを図っていくことが適当である（資料10参照）。

(3) ウについて、確かに、携帯電話発着の国際通話について国際電話事業者が利用者料金の設定を行っているが、これは、国際通信については、国際電話事業者において、外国との間の伝送路構築、外国事業者との協定締結や国際精算を要するものであり、このような機能を提供している事業者が料金設定を行うとの考え方により、国内部分を国際電話事業者が携帯電話事業者に業務委託することで役務を提供してきた経緯があり、国際電話事業者側が利用者料金を設定しているものであるとのことであり、この事実があることをもって、国内電話事業者である平成電電との間で不平等であるとはいえないものと考えられる。

4 電気通信事業法第39条第3項の規定に基づく裁定案について

以上のとおり固定発携带着の通話の料金設定について、電気通信事業者間の慣行を是とする考え方をとる場合、次のような裁定を行うことになるものと考えられる。

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第39条第3項の規定に基づき、平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）の電気通信設備と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコ

モ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州（以下「NTTドコモ」という。）、ケイディーディーアイ株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社（以下「KDDI」という。）、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西及び株式会社ツーカーセルラー東海（以下「ツーカー」という。）並びにジェイフォン株式会社（以下「ジェイフォン」という。）の電気通信設備との接続に関して、別紙（略）の平成電電の申請に係る接続の条件について下記のとおり裁定する。

記

- 1 平成電電設備発（専用線発平成電電設備経由を含む。）東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社設備経由NTTドコモ設備着となる通話のための接続形態による利用者料金の設定について

平成電電が本接続形態による利用者料金を設定することは認められない。

（理由）

本接続形態と同様の接続形態について、主要な機能がNTTドコモ側にあるという点を考慮し、NTTドコモ側が利用者料金を設定する慣行が定着しているところ、本件について、本慣行に拠らないこととする特段の理由が認められない。

- 2 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社設備（専用線を除く。）発平成電電設備及び東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社設備経由NTTドコモ、KDDI、ツーカー及びジェイフォン設備着となる通話のための接続形態における利用者料金の設定について

平成電電が本接続形態による利用者料金を設定することは認められない。

（理由）

東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社設備（専用線を除く。）発NTTドコモ、KDDI、ツーカー及びジェイフォン設備着となる接続形態による通話について、主要な機能が携帯電話事業者側にあるという点を考慮し、携帯電話事業者側が利用者料金を設定する慣行が定着しているところ、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社設備（専用線を除く。）発平成電電設備及び東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社設備経由NTTドコモ、KDDI、ツーカー及びジェイフォン設備着となる接続形態について、本慣行に拠らないこととする特段の理由が認められない。

（5）補正申請書

平成14年9月19日付け補正申請書について、以下のとおり補正申請を行う。

（旧）裁定を求める事項

別紙1（略）の接続形態について平成電電株式会社が利用者料金を設定を行うこと

(新) 裁定を求める事項

別紙1 (略) の接続形態についての利用者料金設定権の帰属

上記を踏まえ、(4) 諮問書関連資料を以下のとおり補正する。

I 事案の概要から III 総務省による調査結果1、2及び3 (略)

4 電気通信事業法第39条第3項の規定に基づく裁定案について

以上のとおり固定発携帯着の通話の料金設定について、電気通信事業者間の慣行を是とする考え方をとる場合、次のような裁定を行うことになるものと考えられる。

電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第39条第3項の規定に基づき、平成電電株式会社(以下「平成電電」という。)の電気通信設備と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州(以下「NTTドコモ」という。)、ケイディーディーアイ株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社(以下「KDDI」という。)、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西及び株式会社ツーカーセルラー東海(以下「ツーカー」という。)並びにジェイフォン株式会社(以下「ジェイフォン」という。)の電気通信設備との接続に関して、別紙(略)の平成電電の申請に係る接続の条件について下記のとおり裁定する。

記

1 平成電電設備発(専用線発平成電電設備経由を含む。)東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社設備経由NTTドコモ設備着となる通話のための接続形態による利用者料金の設定について

NTTドコモが本接続形態による利用者料金を設定することが適当である。

(理由)

本接続形態と同様の接続形態について、主要な機能がNTTドコモ側にあるという点を考慮し、NTTドコモ側が利用者料金を設定する慣行が定着しているところ、本件について、本慣行に拠らないこととする特段の理由が認められない。

2 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社設備(専用線を除く。)発平成電電設備及び東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社設備経由NTTドコモ、KDDI、ツーカー及びジェイフォン設備着となる通話のための接続形態における利用者料金の設定について

NTTドコモ、KDDI、ツーカー又はジェイフォンが本接続形態による利用者料金を設定することが適当である。

(理由)

東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社設備（専用線を除く。）発NTTドコモ、KDDI、ツーカー及びジェイフォン設備着となる接続形態による通話について、主要な機能が携帯電話事業者側にあるという点を考慮し、携帯電話事業者側が利用者料金を設定する慣行が定着しているところ、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社設備（専用線を除く。）発平成電電設備及び東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社設備経由NTTドコモ、KDDI、ツーカー及びジェイフォン設備着となる接続形態について、本慣行に拠らないこととする特段の理由が認められない。

(6) 答申及び勧告

平成14年11月5日電委第115号

答 申 書

平成14年9月20日付け諮問第3号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

記

1 NTTドコモ・グループに対する接続請求について

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州（以下「NTTドコモ・グループ」という。）は、平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）の設置する設備からNTTドコモ・グループの設置する設備に着信することとなる通話（下記3の接続形態に係る通話を除く。）に関し、平成電電が利用者料金を設定する方式（同社がNTTドコモ・グループに対し電気通信事業法第38条の3第2項に規定する「取得すべき金額」を支払い、同社が利用者料金を設定する方式）での接続請求に応諾しなければならない。また、NTTドコモ・グループは、その接続について「取得すべき金額」その他の条件を接続約款に定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

2 接続通話に係る適正な料金設定について

本件は、接続通話に係る利用者料金をいずれの事業者が設定するかという個別事案であるが、問題の本質は、接続通話に係る料金の適正な設定の在り方にかかわるものである。そこで、総務大臣は、単に本件の個別事案を処理するにとどまらず、接続において適正な料金設定が行われるように合理的で透明性のある料金設定の仕組みを検討し、整備すべきである。

3 携帯電話事業者各社に対する中継系接続請求について

平成電電が携帯電話事業者各社に対して接続を申し入れている通話のうち、東

日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（以下「NTT地域会社」という。）の設置する設備から発信し、平成電電が中継接続のみの機能を提供し、携帯電話事業者の設置する設備に着信する形態（以下「中継系接続形態」という。）のものについては、接続に関する協定の細目についての協議が行われるまでには至っておらず、平成電電と携帯電話事業者各社との間には電気通信事業法第39条第3項に規定する裁定申請要件を具備しているとは認められない。よって、総務大臣は、中継系接続形態に係る接続請求に関しては、同項に基づく裁定を行うべきではない。

別紙

第1 本件の経緯

1 総務大臣からの諮問

総務大臣は、平成14年9月20日、当委員会に対し、電気通信事業法第88条の18の規定に基づき、同法第39条第3項の電気通信設備の接続に関する裁定につき諮問をした。この裁定は、携帯電話事業者の設置する設備に着信することとなる通話に関しその利用者料金設定権の帰属についての裁定を求めて、平成電電から申請されたものである。

2 平成電電からの申請

平成電電は、平成14年7月18日、総務大臣に対し、電気通信事業法第39条第3項の規定に基づき、携帯電話事業者の設置する設備に着信することとなる通話の利用者料金設定権の帰属について裁定を申請した（なお、同年9月19日及び同月24日に補正がなされている。）。

平成電電が自社に利用者料金設定権があると主張する主な論拠は、（1）平成電電が企業努力により獲得した利用者に対しては自身が設定する割安な料金が適用されるべきである、しかるに、（2）携帯電話事業者各社が現在、設定している利用者料金は、平成電電が設定可能と考える料金水準よりも高いというものである。

3 携帯電話事業者各社の答弁

携帯電話事業者各社は、総務大臣から、平成14年7月19日、上記の裁定申請があった旨の通知を受けて、この申請に対する答弁書を同年8月9日に提出した。

利用者料金設定権に関するNTTドコモ・グループの答弁は、平成電電に利用者料金設定権を認めるべきではないというものであり、その主な論拠は、（1）ネットワークのコスト、機能の大半を占める携帯電話事業者側が利用者料金設定権を有する現在の仕組みは維持されるべきである、（2）企業努力により利用者を獲得していることを根拠に利用者料金設定権を主張する論理には飛躍があるというものである。

中継系接続形態に関するNTTドコモ・グループを含む携帯電話事業者各社の答弁の主な論拠は、中継系接続形態の通話に関しては、平成電電との間ではほとんど協議が行われておらず、接続形態の内容についても不明確な段階なので、裁定を行う前提を欠いているというものである。

4 当委員会の審議

平成14年9月20日に総務大臣から諮問を受けた当委員会は、同日、委員会を開催して、担当部局である総合通信基盤局から諮問内容についての説明を受けた。また、当委員会は、本件事案の当事者である平成電電及び携帯電話事業者各社からも事情を聴取することが必要と思料し、当事者に意見書の提出を求めた。これに対し、当事者のすべてから意見書の提出を受けた。

当委員会は、平成14年9月20日、10月4日、同月11日、同月17日及び同月31日と5回にわたり委員会を開いて審議を重ね、本答申を取りまとめた。

第2 検討

1 NTTドコモ・グループに対する接続請求について

(1) 利用者料金の設定原則一般について

複数の電気通信事業者が電気通信設備を接続して電気通信役務を提供する場合、各電気通信事業者は、それぞれの電気通信設備に係る部分についての電気通信役務を利用者に対して提供している。この関係を本件事案に当てはめると、①平成電電が利用者に対して提供する電気通信役務の提供に関する契約関係、②携帯電話事業者が利用者に対して提供する電気通信役務の提供に関する契約関係、③平成電電と携帯電話事業者との間の接続協定という三つの法律関係が存在しており、各電気通信事業者は、法令等に別段の定めがある場合を除き、それぞれの提供する電気通信役務の料金を設定してこれを請求する権限を有することになる。

もっとも、個別の利用者料金の設定と請求は、利用者にとって必ずしも便利なものではなく、事業者にとっても営業戦略の観点から望ましいものではないため、実務上、合意で定められた一の電気通信事業者が複数の電気通信役務を通算した利用者料金（いわゆる「エンド・ツー・エンド料金」）を設定し、他の電気通信事業者に対してはその電気通信役務の料金相当分を支払うこととしているのが通常である。そして、この通算した利用者料金を設定する事業者は、電気通信業界では「利用者料金設定権者」と呼ばれている。

しかし、このエンド・ツー・エンド料金方式が採られている場合でも、各電気通信事業者がその提供する電気通信役務の料金を設定する権限は、根源的には当該電気通信事業者に留保されているのであって、利用者料金設定権者といえどもこの権限を侵害することはできない。その意味において、「利用者料金設定権」という概念は、接続に關与する複数の電気通信事業者の間の合意に基づき、便宜上、利用者料金の設定が一の事業者に委ねられている事実を指すにすぎないものであって、利用者料金設定権者である電気通信事業者が一方的に他の電気通信事業者が取得すべき金額を決定する権限まで持つことを含意するものではない。

(2) NTTドコモ・グループに対する接続請求について

ところで、本件において接続請求を受けているNTTドコモ・グループに関しては、その支配的地位を考慮し、電気通信事業法上、上述した利用者料金設定の原則が修正されている。すなわち、同グループが請求された接続については、これにより「取得すべき金額」を接続約款で定め（電気通信事業法第38条の3第2項）、これに基づいて接続協定を締結することが求められているのであって（同条第4項）、独自に利用者料金を設定して利用者に請求するという原則が修正されているのである。このことを同グループと接続する電気通信事業者の側から見れば、自ら通算した利用者料金を設定した上で、NTTドコモ・グループに対してはその電気通信役務の料金相当分を「取得すべき金額」（同条第2項）として支払い、その残余の額を自社の収入とすることを予定していることを意味する。

そうすると、NTTドコモ・グループは、平成電電の設置する設備からNTTドコモ・グループの設置する設備に着信することとなる通話（中継系接続形態に係る通話を除く。）に関して、平成電電が利用者料金を設定する方式（同社がNTTドコモ・グループに対し電気通信事業法第38条の3第2項に規定する「取得すべき金額」を支払い、同社が利用者料金を設定する方式）での接続請求に応諾しなければならないことになる。また、NTTドコモ・グループは、その場合の「取得すべき金額」を含む条件を接続約款に定めて、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならないことになる。

2 接続通話に係る適正な料金設定について

利用者に対してエンド・ツー・エンド料金を設定した場合には、利用者から通算して収納した料金収入は、接続に関与する電気通信事業者間の接続協定において定められた「取得すべき金額(負担すべき額)」とその「残余の額」とに分配されることとなるが、それらの金額は、いずれも各電気通信事業者が提供する電気通信役務の料金としての性格を持つことになる。この限りにおいて、いわゆる「利用者料金設定権」をいずれの電気通信事業者に帰属させても利害関係の衝突は起きないはずであるが、実際には、利用者料金を設定する電気通信事業者の収益が、他の電気通信事業者に精算した「取得すべき金額」を控除した残額であるという点において、ブラックボックス化しやすく、とりわけ料金規制の緩和された現状にあっては、料金設定の合理性に疑念を生じさせやすい構造を有している。

実際にも、NTTドコモ・グループの標準的な利用者料金プランにおいては、NTT地域会社の設置する設備から携帯電話事業者の設置する設備に着信する通話の通話料が3分80円であり、このうちNTT地域会社に対して「取得すべき金額」として接続料約5円が支払われ、その残余の額の約75円が携帯電話事業者の収入となっている。ところが、携帯電話事業者相互間や携帯電話事業者と国際通信事業者との間の接続では、着信側の携帯電話事業者の「取得すべき金額」は接続料として約40円と設定され、この額が収入となっている。この約75円と約40円の間には著しい乖離があるのに、その合理性については納得のいく説明はなされていない。平成電電は、この点を問題視し、携帯電話事業者は、コストを接続料で回収すればよいのに不当な利益を独占していると主張している。これに対し、携帯電話事業者は、「料金設定権が固定事業者側に移れば、コスト回収や今後の事業展開に支障が生じる」との主張を行うのみである。

他方、総務大臣から示された裁定案においても、携帯電話事業者側が利用者料金設定権を有することが慣行であり、それを変更するまでの必要性は認められないと述べられているにとどまり、この慣行の合理性の説明が不足している。しかも、本件に関連し、平成電電とは別の電気通信事業者（ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社）から電気通信事業法第96条の2の規定に基づく意見の申出がなされており、今や明解な料金設定の仕組みを構築することが喫緊の要請と考えられる。

確かに、本件は、接続通話に係る利用者料金をいずれの事業者が設定するかという個別事案ではあるが、その奥に、接続通話に係る料金の適正な設定の在り方全般の問題がある以上、総務大臣は、単に個別事案を処理するにとどまらず、接続における適正な料金設定が行い得る合理的で透明性のある仕組みを早急に整備することが必要と考える。

そこで、本件の答申に際し、この点を勧告として付加することとする。

3 携帯電話事業者各社に対する中継系接続請求について

平成電電が携帯電話事業者各社に対して接続を申し入れている通話のうち、中継系接続形態のものについては、平成電電から申入れを行っている事実は認められるものの、この申入れが同社の過去の言動と必ずしも首尾一貫しない点があるほか、同社の申入れに対する携帯電話事業者側の内容照会にも審らかに回答されないまま、電気通信事業法第39条第3項に基づく裁定が申請されている。確かに、一般論としては、総務省諮問案のとおり、「一度きりの協議であっても、さらに協議を行ったとしても平成電電自身が望む条件により接続を行うことが困難であるとの予測から、協議が調わないと平成電電が認識したのであれば、同社において裁定申請を行うことができないとの解釈を行うことは適当ではない」場合もあり得ることは否定しないものの、本件事案の場合、平成電電と携帯電話事業者各社の間にはいまだ実務的に十分な協議が尽くされているとは認められない。

むしろ、当委員会が当事者間の主張を整理する過程において、携帯電話事業者の側から、電気通信事業法第38条各号の接続拒否事由に該当する旨の意見も示されており、今後、平成電電及び携帯電話事業者の間において、こうした接続形態が携帯電話特有の機能や網設備の特徴に照らして、接続の是非自体に関する実務的な協議が行われる必要がある。

したがって、本件事案における中継系接続形態に関する限りでは、平成電電及び携帯電話事業者各社の間に利用者料金設定権の帰属という協定細目についての協議が行われるに至っているとは認められない。

そこで、電気通信事業法第39条第3項に規定する裁定申請要件を具備しているとは言えないので、先ずは当事者間において接続協議を進めることが適当であると思料する。

(7) 裁定についての通知

平成14年11月22日総基料第446号

ア 平成電電株式会社あて

平成14年7月18日付けで総務大臣に提出された裁定申請書について、別添のとおり裁定いたしましたので通知します。

なお、当該申請のうち、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の設置する電気通信設備から発信し、貴社が中継接続のみの機能を提供し、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州(以下「NTTドコモ」という。)、ケイディーディーアイ株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西、株式会社ツーカーセルラー東海、又はジェイフォン株式会社の設置する電気通信設備に着信する形態における利用者料金の設定については、貴社と携帯電話事業者各社との間で、接続の条件その他協定の細目についての協議が行われるに至っていないため、裁定を行わないこととしました。

平成電電の設置する電気通信設備からNTTドコモの設置する電気通信設備に着信することとなる通話(NTT東西の設置する電気通信設備から発信し、平成電電が中継接続のみの機能を提供し、NTTドコモの設置する電気通信設備に着信することとなる通話を除く。以下「本通話」という。)について

平成電電が利用者料金を設定することが適当である。

(理由)

- 1 通話のための利用者料金を負担する側に直結する立場にある事業者は、当該利用者の利用形態、要望等を把握しやすく、さらに、これにこたえることが、利用者を獲得し、サービスの継続的な利用を確保することに直接つながることになる。このため、当該事業者が、利用者料金を設定する方が、利用者にとって選択の範囲が拡大し、その結果、競争の進展を通じて、料金の低廉化及びサービスの多様化が促進されるものと考えられる。本件については、料金の請求を受けるのは発信利用者であり、発信利用者に直接接する電気通信事業者は平成電電のみであるから、同社が利用者料金を設定することが適切である。
- 2 さらに、本通話に係る接続形態(以下「直収接続」という。)においては、発信利用者の加入者宅から、平成電電が自ら設置する伝送路設備又は他の電気通信事業者が設置する伝送路設備を、NTT東西の加入者交換設備を経ることなく、直接自社の交換設備に収容している。このような接続形態の場合、平成電電においては、加入者個々への営業活動、加入者宅までの伝送路設備を利用可能とするための作業等が発生することとなる。さらに、平成電電が自ら伝送路設備を設置する場合には、このために相応の費用を投下することが必要となる。直収接続に関して、平成電電が利用者料金を設定できないとすると、このような顧客獲得及び維持のための努力が報われず、事業活動の意欲を削ぐこととなる。したがって、地域通信分野における競争を促進するという観点からは、平成電電が利用者料金を設定することが適切である。
- 3 また、携帯電話は、その特性上、利用者の移動が常に発生する。このため、利用者の契約先事業者を識別する番号から判断して、当該利用者が契約した地域へ接続しても、そこに当該利用者が所在していなかった場合、現在位置に関する情報を把握した上で再度通話路を設定する必要が生じる。ネットワークの効率性の観点から、このような通話路の再設定を回避するためには、発信側の近くで携帯電話事業者と接続することが考えられる。しかし、この場合、固定電話事業者の役務提供区間は短くなり、当該区間において、発側の事業者に加えて中継事業者が存在する意義について、検討が必要となる。一方、直収接続については、2に述べたとおり、発信利用者の加入者宅から、伝送路設備を直接自社の交換設備に収容している。したがって、発信側の近くで携帯電話事業者と接続したとしても、このような問題は生じないものである。
- 4 したがって、直収接続については、平成電電が利用者料金を設定することが適当である。

イ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州あて

平成14年7月18日付けで平成電電株式会社より申請のあった貴社との接続に関する裁定申請について、別添のとおり裁定しましたので通知します。

なお、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の設置する電気通信設備から発信し、平成電電株式会社が中継接続のみの機能を提供し、貴社の設置する電気通信設備に着信する形態における利用者料金の設定については、平成電電株式会社と貴社との間で、接続の条件その他協定の細目についての協議が行われるに至っていないため、裁定を行わないこととしました。

別添

電気通信設備の接続の条件について（裁定）

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第39条第3項の規定に基づき、平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）の設置する電気通信設備と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州（以下「NTTドコモ」という。）の設置する電気通信設備との接続に関して、平成電電からその接続の条件について裁定を求める旨の申請がなされた。そこで、下記のとおり裁定する。

記

平成電電の設置する電気通信設備からNTTドコモの設置する電気通信設備に着信することとなる通話（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の設置する電気通信設備から発信し、平成電電が中継接続のみの機能を提供し、NTTドコモの設置する電気通信設備に着信することとなる通話を除く。以下「本通話」という。）について

平成電電が利用者料金を設定することが適当である。

（理由）

（平成電電株式会社あて通知と同じ。略。）

ウ KDDI株式会社²⁰、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西、株式会社ツーカーセルラー東海及びジェイフォン

²⁰ 平成14年11月1日付けで、登記上の商号を「ケイディーディーアイ株式会社」から「KDDI株式会社」に変更。

平成14年7月18日付けで平成電電株式会社より申請のあった貴社との接続に関する裁定申請について、下記のとおり処理しましたので通知します。

記

東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の設置する電気通信設備から発信し、平成電電株式会社の中継接続のみの機能を提供し、貴社の設置する電気通信設備に着信する形態における利用者料金の設定については、平成電電株式会社と貴社との間で、接続の条件その他協定の細目についての協議が行われるに至っていないため、裁定を行わないこととしました。

2-2(電) 平成19年7月9日申請(基・電・料金サービス課平成19年7月9日第196号)(MVNOとMNO間の接続に関する裁定)

(1) 経過

平成19年	
7月 9日	日本通信株式会社(以下「日本通信」という。)から、裁定の申請。(⇒(2))
10日	総務大臣から、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「ドコモ」という。)に対し、裁定の申請があった旨の通知。
31日	ドコモから、答弁書の提出。(⇒(3))
8月 8日	日本通信から、ドコモからの答弁書(7月31日付け)に対する意見書の提出。
15日	ドコモから、日本通信からの意見書(8月8日付け)に対する意見書の提出。
9月21日	総務大臣から、委員会に諮問(諮問第6号)。(⇒(4))
10月 9日	日本通信及びドコモから、総務大臣諮問書等についての意見の提出。
11月22日	委員会から、総務大臣に答申及び勧告(電委第69号)。(⇒(5))
30日	総務大臣から、日本通信及びドコモに対し、裁定について通知。(⇒(6))

(2) 申請における主な主張

ア 裁定を求める事項

(ア) 裁定事項1

本件相互接続に関するドコモの以下の主張には、合理性があるか。

- ・ 相互接続において、ドコモの役務提供区間に係る電気通信サービス(エンドユーザー向けサービス)は、エンドユーザーに対してドコモが提供するサービスであり、そのサービスの内容、運用等については、日本通信の意向に関係なく、ドコモが独自に決めることができる。

(イ) 裁定事項2

本件相互接続における料金設定の在り方は、「ぶつ切り料金」、あるいは「エンドエンド料金」(日本通信が料金設定)のいずれとすべきか。

(ウ) 裁定事項3

本件相互接続における料金体系は帯域幅課金とすべきか。

(エ) 裁定事項4

本件相互接続における料金の具体的金額は、いくらとすべきか。

(オ) 裁定事項5

本件相互接続に関して開発を要する機能、装置構成、開発方法、開発期間、開発費用及び日本通信の負担分はどうあるべきか。

イ 見解の概要

(5) 答申及び勧告中、本件の経緯(別紙)1 日本通信からの申請(1)~(5)

イ 見解の概要のとおり

ウ 協議の不調の理由

日本通信がドコモの携帯電話網(3G)を利用したMVNO事業を行うことを希

望して、平成18年11月2日にドコモに対し協議を申し入れた。

その後、日本通信は、同年12月14日、相互接続による「エンドエンド料金」（日本通信が利用者料金を設定）及び料金体系は「帯域幅課金」等を希望し事前調査申込みを行ったが、ドコモは「ぶつ切り料金」及び「従量制課金」等を主張し協議が不調に至った。

(3) 答弁書における主な主張

(5) 答申及び勧告中、本件の経緯（別紙）2 ドコモの答弁のとおり

(4) 諮問

平成19年9月21日諮問第6号

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第3項の規定に基づき、日本通信株式会社から、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気通信設備との接続に関する裁定の申請があった。

よって、同法第160条第1号の規定に基づき、本件裁定について諮問する。

（以下（裁定案及び理由）略）

(5) 答申及び勧告

平成19年11月22日電委第69号

答申書及び勧告書

平成19年9月21日付け諮問第6号をもって諮問された事案について、電気通信事業法第1条（目的）ほか関連条項の規定の趣旨を踏まえ審議した結果、下記1から4までのとおり答申する。また、本件答申に併せ、同法第162条第1項の規定に基づき、下記5のとおり勧告する。

なお、本件の経緯は、別紙のとおりである。

記

- 1 裁定事項1（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ドコモ」という。）の役務提供区間における役務内容等は、ドコモが独自に決めることができる、という主張には合理性があるか。）

裁定事項1については、抽象的な考え方について合理性の判断を求めるものであり、日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）とドコモとの間の電気通信回線設備の接続（以下「本件接続」という。）に関する協定の細目には当たらず裁定対象とは認められないことから、裁定を行わないことが適当である。

なお、日本通信の申請内容に関連しては、接続に係る両当事者のサービス提供区間のそれぞれのサービスについては、接続協定の内容に整合する形でサービス提供されるものであることから、両当事者のそれぞれのサービス提供条件の内容

についても、接続条件その他協定の細目に含まれる場合には独自に自由に決定されるべきものではなく、接続協議に必要な範囲内で当事者間で誠実に協議されるべきものと考えられる。

2 裁定事項2（利用者料金の設定はぶつ切り料金かエンドエンド料金か。）

裁定事項2については、本件接続における利用者料金は、「エンドエンド料金」とし、日本通信に利用者料金の設定権を認めることが適当である。

（理由）

(1) ぶつ切り料金とエンドエンド料金

独自にエンドエンド料金の設定が可能な寡占的なMNOに加え同じ条件のMVNOの新規参入を可能とすることが競争促進に寄与する。逆に、ドコモが日本通信のサービスと競合する自社独自サービス（本年10月22日から提供開始したPC向け定額サービス）でエンドエンド料金を設定する一方、日本通信にエンドエンド料金を許容しないことはイコールフットィングの観点から問題である。また、日本通信が予定する速度別料金や時間帯別料金その他利用者ニーズをよりよく反映させた多様なサービスの展開にはぶつ切り料金では対応しきれないと考えられることなどから、利用者利益の観点からもエンドエンド料金が適当である。

(2) 利用者料金設定権

エンドエンド料金とする場合に、ドコモに本件サービスの利用者料金の設定を認めると、ドコモは自社独自の競合サービスの料金設定権を併せ持つ一方で、日本通信は自社の予定するサービスの料金設定権を持ち得ないこととなる。これは、公正な競争を著しく制限することとなり、適当ではない。また、営業活動を行い顧客を獲得する事業者がエンドエンド料金を設定する方が、利用者にとって分かりやすく、事業者にとっても営業努力が報われ事業活動の意欲を高めることができ、利用者のニーズや要望の把握をもとに不断のサービス内容の改善につなげることが可能となると考えられ、利用者利益及び競争促進の観点から適当である。これらのことから、日本通信に利用者料金の設定権を認めることが適当である。

付言するに、接続を請求する日本通信が自社で利用者料金設定権を有するエンドエンド料金とすることを希望するのに対し、ドコモは、日本通信が利用者料金を設定するエンドエンド料金とすることは自社の設備投資インセンティブを減殺するなどとして反対し、ぶつ切り料金とすることを希望している。しかし、エンドエンド料金の場合でも「能率的な経営における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えない範囲（電気通信事業法第34条第3項第4号）で適切な接続料金（同法第34条第2項に規定する「取得すべき金額」）を設定することは可能であり、ドコモの投資インセンティブを減殺するなどの不利益をもたらすとは認められないことから、ドコモが本件接続条件に反対する主張に十分な合理性は認められない。

なお、ドコモが主張する顧客管理等の基本的事項を独自決定したいとすることやネットワークの輻輳の懸念は、この裁定事項と別に対応することが可能と考えられる。

3 裁定事項3（接続料金の課金方式は帯域幅課金とすべきか。）

裁定事項3については、具体的な一定額を算定する方式については裁定事項4の問題として切り分け、本件接続における接続料金の課金方式は帯域幅課金（帯域幅に基づき、通信量に比例せず一定額を課金する方式。）とすることが適当である。ただし、帯域幅課金とすることには、裁定事項5に含まれる疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達の観点に立って両当事者間で十分に協議を行い、協議が調うことを条件とすることが適当である。

（理由）

日本通信は、速度別料金や時間帯別料金などの多様なサービスの提供がしやすいことなどから、接続料金を帯域幅課金とすることを要望している。これに対しドコモは、①情報量とは無関係に帯域幅の比率で全体コストを按分し接続料金を算定することは実際の設備への負荷やコストを反映しない、②接続料金を帯域幅課金とすることで、利用者料金定額制のもとでアプリケーション制限なしのサービスが提供されれば、ドコモのネットワークに輻輳が生じる危険性が高い、として帯域幅課金に反対し、パケット量に応じた従量制課金（通信量に比例して課金する方式）を希望している。

従量制課金に比較すれば帯域幅課金とする場合の方が、その帯域幅の枠を速度や時間の刻みでフルに有効活用することを通じ、より日本通信による多様なサービスの提供を促進させることができると考えられ、今後のモバイルデータ通信サービスの高度化・多様化が期待され、利用者利益の観点から適当である。また、今後インターネット利用等のために高速なPC向け定額制サービスのニーズが高まっていくと予想される中、ドコモは自社独自サービスで定額制を導入する一方、日本通信には利用者向けに定額制サービスの設定がしにくい従量制の接続料金しか認めないことは、公正競争上問題なしとしない。

ドコモは帯域幅の比率で全体コストを按分し接続料金の算定を行うと実際のコストを反映しないとして帯域幅課金に反対しているが、接続原価の算定は別に行った上で帯域幅に換算する方法や、帯域幅（接続回線の伝送容量）の使用率に一定の標準的な余裕率を設ける方法などの工夫も可能であり、帯域幅課金であるからといって実際の設備負荷やコストを反映できないというものではない。

ドコモが強く懸念しているネットワークの輻輳に接続料金に関係する点については後述するが、その点を別にすれば、課金方式の帯域幅課金自体を否定する十分な理由はない。したがって、総合的に見て本件接続における接続料金の課金方式としては帯域幅課金とすることが適当と考えられる。

一方、ドコモは、日本通信が利用者にPC向け定額制課金によるアプリケーション制限なしのサービスを提供した場合に、ドコモのネットワークに輻輳を生じ他の利用者のサービス利用に悪影響を及ぼす可能性を強く危惧し、通信量に一定の抑制を加えることが可能な従量制の接続料金とするべきであると主張している。現在は固定通信の場合であるが、インターネット上の映像ストリーミングやP2P通信がインターネットサービスプロバイダの設備帯域を圧迫していると指摘されている。利用時間や情報量に上限を設けない定額制サービスは、利用者を使い放題の便利な環境をもたらす一方で、通信事業者側にネットワーク制御や設備増強の大きな負荷を生じさせるものであり、特に、利用者が移動し無線基地局を多数の利用者が共同利用する携帯電話ネットワークにおいては、周波数の制約がある無線基地局への負荷やネットワークの制御に十分な配慮が必要とな

る。実際にドコモは自社独自のPC向け定額サービスの提供開始に当たりネットワークの保守運用のために、料金とも組み合わせ、様々なアプリケーションや利用方法の制限を設けるとともに各種の通信制御機能を設けている。継続協議とする裁定事項5の疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳への技術的対策が未確定の現段階では、ネットワークの輻輳の懸念が十分に解消されるかどうかは定かではない。

他方で、日本通信はそもそもPC向け定額制課金によるアプリケーション制限なしのサービスの提供の有無自体を明確にしておらず、両当事者間のこれまでの協議ではこれによるネットワークの輻輳の発生の可能性や対応策について十分な協議は行われていない。このような両当事者間の協議の現状等にかんがみると、現段階で接続料金の課金方式の問題をネットワークの輻輳対策の問題と切り離して確定させることは適当ではないと考えられる。

したがって、接続料金を帯域幅課金とすることには、裁定事項5に含まれる疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達の観点に立って両当事者間で十分に協議を行い、協議が調うことを条件とすることが適当である。

なお、今後の当事者間の継続協議に当たっては、円滑な合意形成のために、日本通信が利用者に対して提供するサービスを、①PC向け定額制課金によるアプリケーション制限なしのサービスと、②その他一定のアプリケーション制限ありのサービスに区分して検討することも考えられる。

4 裁定事項4（接続料金の具体的金額）及び5（開発を要する機能、装置構成、開発方法、開発期間、開発費用及び日本通信の負担分）

裁定事項4及び5については、接続に関する細目についての協議が行われるまでには至っておらず、裁定申請要件を具備しているとは認められないことから、裁定を行わないことが適当である。

なお、今後両当事者間において、裁定案に述べる留意事項も踏まえ相互に必要な情報提供を行い、真摯な協議を通じて円滑に合意が形成されることが望まれる。

5 勧告 — MVNOの参入促進のための環境整備について

移動通信サービスの高度化・多様化を推進する観点から、MVNOの参入の促進を図るためには、本件に限らず、MVNOとMNOとの協議が円滑に進むような環境の整備が重要である。

総務大臣においては、本件裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映させることのほか、接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じられることを勧告する。

別紙

本件の経緯

1 日本通信からの申請

日本通信は、平成19年7月9日付けで、電気通信事業法（以下「事業法」と

いう。) 第35条第3項の規定に基づき、総務大臣に対し、裁定事項1から5までについての裁定を申請した。

なお、裁定事項1から5までについての日本通信の裁定申請内容及び見解の概要は、それぞれ次のとおりである。

(1) 裁定事項1

ア 裁定申請内容

「本件相互接続に関するドコモの以下の主張には、合理性があるか。

相互接続において、ドコモの役務提供区間に係る電気通信サービス（エンドユーザー向けサービス）は、エンドユーザーに対してドコモが提供するサービスであり、そのサービスの内容、運用等については、日本通信の意向に関係なく、ドコモが独自に決めることができる。」

イ 見解の概要

ドコモの主張には合理性がない。なぜならば、MNOが当該利用者に提供する電気通信役務の内容は、MVNOが当該利用者に提供する電気通信役務の内容に応じて自然に決定されることであるからである。

(2) 裁定事項2

ア 裁定申請内容

「本件相互接続における料金設定の在り方は、「ぶつ切り料金」、あるいは「エンドエンド料金」（日本通信が料金設定）のいずれとすべきか^(注)。」

(注) 本申請において「エンドエンド」とは、複数の電気通信事業者の設備を接続することにより役務提供する場合において、一の事業者が役務全体（エンドエンド）の利用者料金（エンドユーザー向け料金）を設定することをいい、「エンドエンド料金」とは、上記の場合において利用者料金設定事業者が設定した利用者料金（エンドユーザー向け料金）のことをいう（平成15年6月17日付「料金設定の在り方に関する研究会報告書」60頁（用語集）参照）。

イ 見解の概要

エンドエンド料金とすべきである。その理由は、次のとおりである。

- (ア) ぶつ切り料金とする場合におけるドコモの料金には接続に関連しない費用及び利潤が含まれるはずであるため、ぶつ切り料金とすれば事業法第34条第3項第4号に適合しない可能性を否定することができないこと。
- (イ) ぶつ切り料金とすれば、日本通信の電気通信役務に関する価格競争力がドコモに握られるが、エンドエンド料金とすれば、本件接続による電気通信役務全体に関する料金を日本通信が単独の判断で臨機応変に設定することにより価格競争に対抗することができること。
- (ウ) 日本通信にあってはドコモが提供していない電気通信役務を提供することを想定しており、ぶつ切り料金よりもエンドエンド料金の方が利用者にとって分かりやすいこと。
- (エ) ぶつ切り料金とすれば、ドコモの料金に接続に関連しない費用が含まれるため、料金が不必要に高額に設定されることとなること。

(3) 裁定事項3

ア 裁定申請内容

「本件相互接続における料金体系は帯域幅課金とすべきか^(注)。」

(注) 本申請において「帯域幅課金」とは、電気通信事業者の網間を接続する通信回線の通信速度に応じて、電気通信事業者間の精算金額（相互接続においては接続料の金額）を設定する課金方式をいう。

イ 見解の概要

通信の時間又は量に応じた接続料金よりも、帯域幅に応じた接続料金の方が日本通信の事業の形態に照らして適切であるから、帯域幅課金とすべきである。

(4) 裁定事項 4

ア 裁定申請内容

「本件相互接続における料金の具体的金額は、いくらとすべきか。」

イ 見解の概要

適正な原価及び適正な利潤を基本とした接続料金とすべきである。また、接続料金の算定に当たっては、網の構成、網を構成する装置の種類及び取得金額、減価償却の方法及び金額、網の運用費並びにこれらが最適に設計・運用されていること、接続料金の算定方式及び計算の過程並びにその合理性等についての情報の開示及び詳細な検討が必要である。

(5) 裁定事項 5

ア 裁定申請内容

「本件相互接続に関して開発を要する機能、装置構成、開発方法、開発期間、開発費用及び日本通信の負担分はどうあるべきか。」

イ 見解の概要

本件接続における開発については、その費用についてはドコモの案よりも引き下げることができるとともに、その期間についてもドコモの案よりも短縮することができる。また、開発の目的、範囲、必要性、方法論等についての明確な説明がない。

当該開発の対象たる機能が、ドコモが当然具備しておくべき機能であるから、本件接続における開発に要する費用は、ドコモがこれを負担すべきである。

2 ドコモの答弁

ドコモは、平成19年7月10日付けで、事業法第35条第5項の規定に基づき、日本通信から1の申請があった旨の通知があったことを受け、同月31日付けで、同項の規定に基づき、総務大臣に対し、答弁書を提出した。

裁定事項1から裁定事項5までについてのドコモの見解の概要は、それぞれ次のとおりである。

(1) 裁定事項 1

裁定事項1は、裁定の範囲外の事項である。裁定事項1は極めて観念的かつ抽象的な事項についての裁定を求めるものであり、事業法第35条第3項に規定する裁定の対象に該当しない。

なお、MNOに課される責任、接続と卸電気通信役務との相違等にかんがみると、ドコモが利用者に提供する電気通信役務について、ドコモがその内容、運用等を決定することは当然のことである。

(2) 裁定事項 2

ぶつ切り料金とするのが適切である。ぶつ切り料金は、責任分界点を境として電気通信役務の提供区間が分かれるという接続の原則と整合的なものである。

なお、仮にエンドエンド料金とするのであれば、発側事業者が利用者料金設

定権を持つのが自然かつ公平であり、ドコモ契約者発のポケット通信については、ドコモが利用者料金設定権を持つこととなる。

(3) 裁定事項 3

接続料金とは情報がドコモのネットワークを経由することに対する対価であるから、パケット量に応じた従量制課金が公平かつ妥当である。

(4) 裁定事項 4

従量制課金により計算される接続料金は、1 パケット当たり 0.01 円となる。

エンドエンド料金とした上で、帯域幅課金とする場合の接続料金の月額は、10Mbps の帯域幅当たり 2.6 億円となる。

(5) 裁定事項 5

本件接続を開始するための開発としては、接続を可能にするための開発のほか、本件接続以外の利用者の通信障害、ドコモのネットワークへの過剰な負担を回避するための開発も含まれる。

各開発が日本通信の要望に従った接続を行うために特別に必要な開発であることから、開発に要する費用については、日本通信がその全額を負担するのが公平である。

開発期間については、必要とされる合理的な期間とすべきである。

3 総務大臣からの諮問

総務大臣は、平成19年9月21日付けで、当委員会に対し、事業法第160条第1号の規定に基づき、同法第35条第3項の電気通信設備の接続に関する裁定について諮問した。諮問された裁定案の概要は、次のとおりである。

(1) 裁定事項 1 について

裁定対象と認められないことから、裁定を行わない。ただし、他の裁定事項の前提事項と認められることから当該事項の合理性については、理由中で判断を示す。

(2) 裁定事項 2 について

本件接続における利用者料金の設定は、「エンドエンド料金」とし、日本通信に利用者料金設定権を認めるのが相当である。

(3) 裁定事項 3 について

本件接続に関してドコモの取得すべき金額（接続料金）の料金体系は、帯域幅課金が相当である。

なお、裁定事項 3 において判断の対象とする帯域幅課金とは、帯域幅に基づく定額制課金であることを意味するにとどまり、具体的な一定額を算定する方式については裁定事項 4 の問題として切り分ける。

(4) 裁定事項 4 及び 5 について

細目協議にまで至っておらず、裁定申請の要件を欠くことから、裁定を行わない。ただし、協議を継続するに当たって留意すべき点については、理由中で判断を示す。

4 当委員会の審議

当委員会は、平成19年9月21日に会議を開催し、総務大臣から諮問を受けるとともに、本件諮問を担当する総合通信基盤局から諮問の内容についての説明を受けた。また、当委員会は、当事者である日本通信及びドコモからも事情を聴取することが必要と思料し、両当事者に意見書の提出を求め、両当事者から意見書の提出を受けた。

当委員会は、平成19年9月21日、10月12日、同月19日、同月30日、11月22日と5回にわたり会議を開催して審議を重ね、答申を取りまとめた。また、本件答申に併せて、総務大臣に対して勧告することとした。

(6) 裁定について通知

平成19年11月30日総基料第245号

ア 日本通信株式会社あて

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第35条第3項の規定に基づき、平成19年7月9日付けで貴社より申請のあった株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気通信回線設備との接続に関する裁定申請について、別添のとおり裁定したので、同条第6項の規定に基づき通知します。

(以下略)

別添

裁 定

日本通信株式会社 代表取締役社長 三田 聖二 から、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第35条第3項の規定に基づき、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気通信回線設備との接続に関して、協議が不調であったため、裁定の申請が行われた。

総務大臣は、本件日本通信株式会社の申請及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの答弁及び両当事者からの意見についての調査結果並びに平成19年11月22日に電気通信事業紛争処理委員会から受けた答申の内容を踏まえ、下記のとおり裁定する。

記

裁定事項1について

裁定対象と認められないことから、裁定を行わない。ただし、他の裁定事項の前提事項と認められることから当該事項の合理性については、理由中で判断を示す。

裁定事項2について

本件接続における利用者料金の設定は、「エンドエンド料金」とし、日本通信株式会社に利用者料金設定権を認めるのが相当である。

裁定事項3について

本件接続に関してドコモの取得すべき金額（接続料金）の料金体系は、帯域幅課金が相当である。ただし、帯域幅課金とすることに関し、裁定事項5に含まれる疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達観点に立って両当事者間で十分に協議を行い、協議が調うことが求められる。

なお、裁定事項3において判断の対象とする帯域幅課金とは、帯域幅に基づく定額制課金であることを意味するにとどまり、具体的な一定額を算定する方式については裁定事項4の問題として切り分ける。

裁定事項4及び5について

細目協議にまで至っておらず、裁定申請の要件を欠くことから、裁定を行わない。ただし、協議を継続するに当たって留意すべき点については、理由中で判断を示す。

理 由（略）

イ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモあて

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第3項の規定に基づき、平成19年7月9日付けで日本通信株式会社より申請のあった貴社の電気通信回線設備との接続に関する裁定申請について、別添のとおり裁定したので、同条第6項の規定に基づき通知します。

（以下略）

別 添

（日本通信株式会社あて通知と同じ。略。）

（参考）

平成20年2月14日、日本通信とドコモは、本件接続について基本合意した。

2-3(電) 令和元年11月15日申請(基・電・料金サービス課令和元年11月15日第209号)(卸電気通信役務の提供に係る裁定)

(1) 経過

令和元年	
11月15日	日本通信株式会社(以下「日本通信」という。)から、裁定の申請。(⇒(2))
15日	総務大臣から、株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」という。)に対し、裁定の申請があった旨の通知。
12月6日	ドコモから、答弁書の提出。(⇒(3))
13日	日本通信から、ドコモからの答弁書(12月6日付け)に対する意見書の提出。
20日	ドコモから、日本通信からの意見書(12月13日付け)に対する意見書の提出。
令和2年	
1月30日	日本通信から、ドコモからの意見書(令和元年12月20日付け)に対する意見書の提出。
2月4日	総務大臣から、委員会に諮問(諮問第11号)。(⇒(4))
18日	日本通信及びドコモから、総務大臣裁定案(2月4日付け)に対する意見書の提出。
28日	総務大臣から、両当事者からの意見書(2月18日付け)に対する意見並びに日本通信及びドコモから、反対当事者からの意見書(2月18日付け)に対する意見書の提出。
3月11日	総務大臣から、両当事者からの意見書(2月28日付け)に対する意見書、日本通信から、ドコモからの意見書(2月28日付け)に対する意見書並びにドコモから、総務大臣及び日本通信からの意見書(いずれも2月28日付け)に対する意見書の提出。
4月10日	総務大臣から意見書の提出。
27日	日本通信から、総務大臣からの意見書(4月10日付け)に対する意見書の提出。
5月15日	ドコモから、総務大臣からの意見書(4月10日付け)に対する意見書の提出。
6月12日	委員会から、総務大臣に答申(電委第32号)。(⇒(5))
23日	日本通信及びドコモから、総務大臣からの意見聴取(6月16日付け)に対する意見書の提出。
30日	総務大臣から、日本通信及びドコモに対し、裁定について通知。(⇒(6))

(2) 申請における主な主張

ア 裁定を求める事項1

ドコモに対し、音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、日本通信に卸役務として提供すべきとの裁定を求める。

イ 裁定を求める事項2

上記アで求める事項を具現化した卸役務の一つとして、ドコモが現在「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」の名称で利用者に提供している音声通話料の定額サービスを、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加

えた金額を基本とする料金で、日本通信に提供すべきとの裁定を求める。

(3) 答弁書における主な主張

ア 裁定を求める事項1について

既存の音声卸役務の料金値下げについては、当事者間において協議が行われておらず、総務大臣の裁定を申請することができる要件に該当しない。

イ 裁定を求める事項2について

エンドユーザ向けの料金は、事業者が創意工夫をもって戦略的な料金を自らがリスクを負った上で設定するものである。音声卸役務の料金を定額とすることは、MVNOのリスクを当社及び当社ユーザが一方的に負うものであることから、なじまない。

(4) 諮問

令和2年2月4日諮問第11号

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第39条において準用する同法第35条第3項の規定に基づき、日本通信株式会社から、株式会社NTTドコモの卸電気通信役務の提供に関する裁定の申請があった。

よって、同法第160条第1号の規定に基づき、本件裁定について諮問する。

裁 定 案

日本通信株式会社代表取締役社長 福田 尚久 から、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第39条において準用する同法第35条第3項の規定に基づき、株式会社NTTドコモとの間の卸電気通信役務の契約に関して、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が不調であるとして、総務大臣の裁定の申請が行われた。

日本通信株式会社の申請及び株式会社NTTドコモの答弁並びに両当事者からの意見についての調査の結果、下記のとおり裁定する。

記

裁定が求められている事項1について

株式会社NTTドコモは、日本通信株式会社に対して提供する音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定するものとする。

能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額の算定方法、課金方法、精算方法等については、次に掲げるとおりとする。

- ・ 音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金は、当該役務に用いられる設備の使用料とする考え方にに基づき、適正な原価は、当該役務に用いられる設備の構築・維持・保全に関連する費用（例：施設保全費、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料、試験研究費、租税公課）を基本とするが、設備への帰属が認められる営業費及び当該役務の提供の際に必要な営業費（例：当該役務の販売に係る広告宣伝費）についても原価への算入が許容されるものとする。適正な利潤は、設備構築に係る資本調達コストと捉え、設備等の正味固

定資産価額等に基づきレートベースを設定し、これに基づき、自己資本費用、他人資本費用及び利益対応税を算定する方式を採用することとする。

- ・ 課金単位については、音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金のうち、契約数に連動する費用（例：回線管理機能に係る費用）に係る料金については、課金単位を1契約とし、通話時間に連動する費用（例：他の電気通信事業者の電気通信設備の利用に係る接続料支払額）に係る料金については、課金単位を1秒とすることとする。
- ・ 通話時間に連動する費用に係る料金の課金方法としては、各呼の通信経路に応じて課金する方式と、通信経路に関係なく全ての呼について一律に課金する方式が考えられるところ、どの方式を採用するかは、当事者間の協議に委ねることとする。
- ・ 音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金は、原価、利潤及び課金単位の実績値を反映し毎年度更新することとする。その際、更新後の料金により当該実績値の発生年度の期首（当該期首が裁定を行った日より前である場合は、裁定を行った日）まで遡及して精算することとする。

本裁定に基づき新たに株式会社NTTドコモが設定する音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金は、裁定を行った日から適用することとする。当該料金の設定が裁定を行った日の翌日以降となる場合には、設定後速やかに裁定を行った日まで遡及して精算を行うこととする。株式会社NTTドコモは、裁定を行った日から起算して6月を超えない期間内に当該料金を設定するものとする。

将来的に、音声通話サービスに係る卸電気通信役務の代替手段として、接続による音声通話サービスの提供が実現し有効に機能していると客観的に認められる場合には、該当する接続約款の届出後、当事者の一方は相手方当事者に対し、音声通話サービスに係る卸電気通信役務の提供料金及び提供条件についての再協議を請求することができるものとし、相手方当事者はこの請求に応じて真摯に協議を行わなければならないものとする。この場合において、当事者の一方は、相手方当事者に対する3月の事前通告により、本裁定による債権債務関係を将来に向かって消滅させることができるものとする。ただし、相手方当事者から、当該通告を行った当事者に対し、本裁定による債権債務関係の継続の申入れがあった場合は、当該通告があった日から1年を超えない期間において本裁定による債権債務関係は継続するものとする。

裁定が求められている事項2について

株式会社NTTドコモは、日本通信株式会社に対して提供する音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金において、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金により、株式会社NTTドコモがエンドユーザ向けの音声通話サービスの料金として設定している「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」と同じ課金単位の料金設定を行うべきことは適当ではない。

以上

(以下 理由 (略))

(5) 答申

令和2年6月12日電委第32号

答 申 書

令和2年2月4日付け諮問第11号をもって諮問された事案について、下記1及び2のとおり答申する。

なお、理由は、別紙のとおりである。

記

1 裁定を求める事項1について

総務大臣の裁定案は妥当である。

ただし、具体的な料金の設定に当たっての課金単位（通話時間に連動する費用に限る。）、課金方法及び精算方法並びに当該料金（以下「新料金」という。）の設定日及び適用日については、総務大臣において、更に両当事者から意見を聴取して裁定を行うべきである。

2 裁定を求める事項2について

総務大臣の裁定案は妥当である。

別紙

第1 本件の経緯

総務大臣は、令和2年2月4日、当委員会に対し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第160条第1号の規定に基づき、法第39条において準用する法第35条第3項の規定による日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）から申請のあった卸電気通信役務（以下「卸役務」という。）の提供に係る裁定について諮問をした。その経緯及び諮問の概要は次のとおりである。

1 日本通信からの裁定申請

日本通信は、令和元年11月15日、株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」という。）の音声通話サービスに係る卸役務（以下「音声卸役務」という。）の提供に係る協議が不調のため、以下の事項について裁定申請を行った。

(1) 裁定を求める事項1

ドコモに対し、音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、日本通信に卸役務として提供すべきとの裁定を求める。

(2) 裁定を求める事項2

上記(1)で求める事項を具現化した卸役務の一つとして、ドコモが現在「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」の名称で利用者に提供している音声通話料の定額サービスを、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、日本通信に提供すべきとの裁定を求める。

2 ドコモの主張

(1) 裁定を求める事項1について

既存の音声卸役務の料金値下げについては、当事者間において協議が行われておらず、総務大臣の裁定を申請することができる要件に該当しない。

(2) 裁定を求める事項2について

エンドユーザ向けの料金は、事業者が創意工夫をもって戦略的な料金を自らがリスクを負った上で設定するものである。音声卸役務の料金を定額とすることは、MVNOのリスクを当社及び当社ユーザが一方的に負うものであることから、なじまない。

3 総務大臣の諮問

総務大臣は、令和元年11月15日、ドコモに対して答弁書を提出する機会を付与し、同年12月6日、ドコモは答弁書を提出した。さらに総務大臣は、日本通信に対して、同日及び令和2年1月28日の2回、ドコモに対して、令和元年12月13日の1回、それぞれ意見書を提出する機会を付与し、日本通信からは同月13日及び令和2年1月30日、ドコモからは令和元年12月20日、それぞれ意見書の提出があった。それらを踏まえて、総務大臣は、令和2年2月4日、当委員会に対して、本件裁定についての諮問を行った。

諮問された裁定案の概要は以下のとおり。

(1) 裁定を求める事項1については、ドコモは、日本通信に対して提供する音声卸役務の料金を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定するものとし、あわせて、新料金の算定に当たっての算定方法、課金方法及び精算方法、新料金の設定日及び適用日並びに再協議に係る取扱い等についても裁定を行う。

(2) 裁定を求める事項2については、適当ではない。

4 委員会の審議

当委員会は、令和2年2月4日に会議を開催し、総務大臣から諮問を受けるとともに、本件諮問を担当する総合通信基盤局から諮問の内容について説明を受けた。その上で、当委員会は、総務大臣及び両当事者から事情を聴取することが必要と思料し、以下のとおり質問の回答及び意見の提出を求め、それぞれ提出を得た。

- ① 同月6日に委員会からの裁定案に関する質問の回答を総務大臣に求め、同月13日に総務大臣から回答
- ② 同月6日に両当事者に対して裁定案に関する質問を求め、同月10日にドコモから提出があったため、同日に総務大臣に回答を求め、同月14日に総務大臣から回答
- ③ 同月6日に委員会からの裁定案に関する質問の回答を両当事者に求め、同月18日に両当事者から回答
- ④ 同月21日に同月18日付け両当事者からの意見に対する意見を総務大臣及び両当事者に求め、同月28日に総務大臣及び両当事者から回答
- ⑤ 同年3月4日にそれまでの意見等に対する意見を総務大臣及び両当事者に求め、同月11日に総務大臣及び両当事者から回答

また、同年4月10日に総務大臣から意見の提出があったことから、両当事者に対して当該意見に対する意見を求め、同月27日に日本通信から、同年5月15日にドコモから意見の提出があった。

当委員会は、同年2月4日、同月20日、同年3月3日、同月25日、同年4月14日から15日まで、同年6月4日から5日まで及び同月10日から11日までと7回にわたり会議を開催し、審議を重ね、答申を取りまとめた。

第2 検討

1 裁定を求める事項1について

(1) 裁定要件の充足の適否

音声卸役務の料金を「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金」とするか否かの協議については、日本通信からの裁定申請書の添付資料及びドコモからの答弁書の添付資料によると、少なくとも、

- ① 日本通信はドコモに対して、2019年（令和元年）10月1日付け文書において、「1. 音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、当社に卸していただきたい。2. その一形態として、貴社が貴社エンドユーザーに提供されている『かけ放題オプション』及び『5分通話無料オプション』を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、当社に卸していただきたい。」と記載し、協議事項としていること
- ② 同月4日、日本通信はドコモを往訪した上、両当事者は、上記①の文書を用いて対面で協議を行っていること
- ③ 日本通信はドコモに対して、同月16日付け文書で、上記①の回答を求めていること
- ④ ドコモは日本通信に対して、同月21日付けメールで、上記①の回答を「打ち合わせから回答まで1ヶ月程度お時間をいただきたい」旨を伝達していること
- ⑤ ドコモは日本通信に対して、同年11月8日付け文書で回答している中、上記①の文書の「2.」については明確に回答が示されているが、同文書の「1.」については回答が示されておらず、また、回答を保留する旨の記載がないこと

が認められる。

かかる事実を踏まえると、ドコモは、裁定を求める事項1について、日本通信から文書による要望を受領し、対面による協議を行い、十分な検討を行った上で、日本通信に対して回答しているにもかかわらず、裁定で求める事項1については一切触れていないことからすると、協議が調わなかったものと解することが相当である。

この点、ドコモは、そもそも裁定で求める事項1について、当事者間では協議が一切行われていなかった旨主張するが、ドコモから提出された答弁書の「日本通信との協議経緯」とも反するものであり、採用することはできない。

(2) 具体的検討

① 判断枠組・判断基準

音声卸役務に係る料金の在り方については、法上、明確な判断基準が設けられていないことから、法の趣旨に照らし、公正競争の促進の観点、利用者利益の保護の観点及び電気通信の健全な発達の観点から、総合的に判断することが相当である。

② 音声卸役務の料金見直しの是非

ア 電気通信事業は、巨額の設備投資を必要とし、そもそも自然独占性を有する産業であるが、中でも移動通信事業は、その事業の性質上、電波の有限希少性がボトルネックとなって参入が制限されており、現状にお

いては、実質MNO 3社による寡占状況の産業である。

そのような産業構造を持つ移動通信事業において、ドコモは自らネットワークを有するMNOである一方、日本通信は、MNO（本件ではドコモ）から音声卸役務の提供を受けて、エンドユーザに対して音声通話サービスを提供するMVNOであることを踏まえると、ドコモは日本通信に対して、音声卸役務に関し、構造的に交渉上の優位性を有していることは明らかである。

イ そのような状況の下、

(ア) ドコモは、日本通信との音声卸役務契約において、契約締結以降「第3種卸FOMA」については約10年間、「第3種卸Xi」については約7年間という長期にわたり、音声卸役務の料金を変更していないこと

(イ) ドコモにとっての当該卸役務の原価は、関連する接続料の推移から見て、少なくとも(ア)の契約当初よりは低下していると推認できること

(ウ) ドコモは、「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」の名称で、自社のエンドユーザに対しては実質的に値下げを行ってきたこと

(エ) ドコモ自身が、当該卸役務の料金を今後見直すことについて必ずしも否定していないこと

等を踏まえると、公正競争の促進の観点から、少なくとも現時点においては、日本通信向け音声卸役務の料金を見直すべきであると判断される。

この点、ドコモは、これまで日本通信から音声卸役務の料金値下げ要望がなかったことから、当該料金の見直しを行わなかっただけであり、交渉上の優位性を背景に見直しを行わなかったわけではない旨主張するが、仮にそうであったとしても、上記判断を左右するものではない。

ウ ドコモは、日本通信との協議において、適正な原価に適正な利潤を基本とする料金を望むのであれば、接続による代替案があることを提案しているところ、裁定案においては、合理的根拠もなく、「接続により音声卸役務を代替する方法はない」と認定していることについて不当である旨主張する。現在、中継電話事業者がMNOと接続する方式、いわゆる中継電話において、事業者識別番号をダイヤルすることにより、接続による音声通話サービスが提供されている例は既に存在するが、着信履歴から発信できない場合があるなど操作性に難があることも事実である。その点、ドコモの上記の代替案は、自社交換機において事業者識別番号を付与するように改修可能であるなど、現在の中継電話における難点の解消も含めた提案であると解されるが、仮にそうであるとしても、総務大臣からの回答において「どの程度の費用がかかるのか、MVNOの負担はどのようになるのか等の詳細は明らかにされませんでした」とあるように、ドコモから具体的な説明がない以上、現時点において、当該接続による音声通話サービスで音声卸役務を代替できるとまで認定することはできない。

エ 利用者利益の保護の観点及び電気通信の健全な発達の観点からも、本件における音声卸役務の料金見直しは、MVNOである日本通信とMNOであるドコモとの間の公正競争の促進を通じて、低廉かつ多様な音声通話サービスの提供が期待されることから、これらの法の趣旨の実現に

も資するものである。

この点、ドコモは、そもそも卸役務においては、相対協議による自由な料金その他の提供条件の設定が認められているにもかかわらず、総務大臣が法的根拠なしに判断を下すことは、電気通信の健全な発達を阻害する旨主張する。しかし、本件におけるように公正競争が適切に機能しているとは見られず、相対協議による自由な料金その他の提供条件の設定が行われない個々の状況において、その状況を放置することは、電気通信の健全な発達や利用者利益の保護の観点から望ましいものではない。そのため、法第39条において準用する法第35条第3項では、一方当事者から申請があれば、総務大臣の裁定により解決することを認めているのであり、その規定に基づき、総務大臣が裁定することについて特段不当な点は見られないことから、ドコモの主張を採用することはできない。

オ 上記のことから、ドコモは、日本通信に対する音声卸役務の料金について、現時点において見直すべきであると判断される。

③ 適正な原価・適正な利潤とすることの是非

ア 上記②のとおり、音声卸役務に係る移動通信事業は、巨額の設備投資を必要とし、自然独占性を有するだけでなく、電波の有限希少性により参入が制限された寡占状況の産業である。

イ このような寡占状況の産業においては、公正競争が適切に機能せず、当事者間の交渉だけでは適正な価格形成ができないことが想定される。その場合、法定されている接続制度を参考に、その提供に要する費用を回収できる限りの水準、すなわち適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本に設定することが適当であり、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針（平成30年1月16日総務省）」では、注記においてその旨の記載をしていることが認められる。

その点、ドコモは、本件に法定された接続制度を参考とすることについて、その前提となる設備構成が接続と卸役務とでは全く異なることから不当である旨主張するが、仮に設備構成の在り方がドコモの主張するとおりであるとしても、総務大臣が裁定に当たり、類似制度の規律を参考に、適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とすることについて、特段不合理な点は見受けられない。

ウ 他方、ドコモは、音声卸役務の料金について、公正競争の促進の観点からは、適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とするのではなく、日本通信がドコモの自社ユーザに比しても十分競争可能な料金水準を設定できるような卸役務の料金であればよいはずである旨主張するが、日本通信が主張するように、「公正競争を促進するためには、競争を行うための諸条件を極力同一にすること、即ち競争条件のイコールフティングが求められる」ものであり、ドコモの主張を採用することはできない。

エ 上記のことから、ドコモは、日本通信に対する音声卸役務の料金について、適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本に設定することが適当である。

④ 適正な原価・適正な利潤の概念整理

ア 日本通信からの裁定申請書によると、裁定を求める事項1は、「音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で」、「卸電気通信役務として提供すべき」ことであり、「適正な原価」及び「適正な利潤」の具体的な概念整理を明示的に求められているわけではない。

イ しかし、同申請書の別紙「3. 裁定を求める事項に対する当社の見解」の「(3) 音声通話サービスの卸料金額」において、「接続において求められている『能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額』を基本とする料金で卸電気通信役務の提供を行うことは妥当である。」と記載していることからすると、第二種指定電気通信設備との接続を定めた法第34条第3項第2号で用いられている用語の概念を前提としていることが認められる。

そのため、接続による場合と卸役務による場合とでは、役務提供の在り方が必ずしも同一でない以上、当該用語の概念を前提とした場合、かえって裁定の趣旨にそぐわない誤った解釈がなされるおそれがある。

ウ かかる観点から、「適正な原価」及び「適正な利潤」の概念整理に関し、接続制度と異なる点を中心に、念のため同一の点も含めて明記することについて、特段不当な点は見受けられない。

なお、上記の「接続制度と異なる点」として、「適正な原価」に係る営業費に関し、接続で認められている「設備への帰属が認められる営業費」に加え、本件では「当該役務の提供の際に必要なとなる営業費」についても「原価への算入が許容される」旨の記載がある。この点に関し、卸役務は、制度上、接続とは異なり、積極的な営業活動が行われることが想定されることから、接続においても認められている共通費及び管理費とは別に、「当該役務の提供の際に必要なとなる営業費」として、例えば、音声卸役務の提供に係る広告宣伝費を「適正な原価」に算入することについて、特段不合理な点は見受けられない。

⑤ 課金単位、課金方法及び精算方法並びに新料金の設定日及び適用日についての整理

ア 裁定案においては、課金単位、課金方法及び精算方法並びに新料金の設定日及び適用日についても判断しているが、この点についても、日本通信から提出された裁定申請書において明記されているわけではない。

しかしながら、

(ア) これらは、全く別個の事項というより、いわば付随的・実施細則的な小事項であり、帰するところ、裁定として具体的に示す際の問題であると解されること

(イ) どの程度具体的に裁定するかは、裁定申請書だけではなく、両当事者から提出された文書全体を基礎として、本件紛争の原因や経緯等を総合的に考慮して判断されるべきであること

(ウ) 申請人である日本通信からは、当委員会に提出された意見書により、事実上、裁定案で示された程度の裁定を求める趣旨に補正されていること

からして、これらについてまで裁定することにつき、不当とは言えない。

以下、このような前提の下、個々の小事項について判断する。

イ 課金単位については、裁定案では、音声卸役務の料金を契約数に連動する費用と通話時間に連動する費用に分けた上で、前者については「課金単位を1契約」と判断されているが、この点につき、両当事者から特段意見が提出されていないこと、その他不合理な点も見受けられないことから、裁定案のとおりで妥当と判断する。

ウ 裁定案では、課金単位のうち、通話時間に連動する費用に係るものとしては1秒単位での課金、精算方法としては、実績値を反映し毎年度料金を更新し、それを当該実績値の発生年度の期首まで遡及して精算すること、新料金の設定日については、裁定を行った日から起算して6月を超えない期間内とすることが求められている。この点、ドコモは、現行のシステムでは対応できない内容であり、対応しようとするれば、システム改修又は開発に関して相応の費用と期間が必要であり、少なくとも新料金の設定日には間に合わない旨主張する。これに対して、日本通信は、現行でもドコモから、ユーザごとに秒単位で通話時刻・通話時間等が記載されたCDR（通話明細データをいう。以下同じ。）が送付されていること等からして、たとえシステムの改修等が必要であったとしても軽微である旨反論する。

本件については、ドコモ側のシステムの改修等に係る費用と期間が不明であること、またその程度の大小によっては、日本通信が、通話時間に連動する費用の課金単位について、これまでどおりの30秒を選好するのか、1秒を選好するのか、さらには、料金の更新の時期・頻度や精算の仕方等について、何を選好するのか変動することが想定されること等からすると、現時点で具体的な判断をすることは相当でない。

そのため、通話時間に連動する課金単位、精算方法及び新料金の設定日については、総務大臣において、両当事者から更に意見を聴取して裁定することが適当である。

エ 課金方法について、裁定案では、「各呼の通信経路に応じて課金する方式と、通信経路に関係なく全ての呼について一律に課金する方式が考えられるところ、どの方式を採用するかは、当事者間の協議に委ねることとする。」と判断され、この点につき、両当事者から特段意見が提出されていないが、いずれの方式にするかがドコモのシステムの改修等に係る費用と期間に影響を与えることも想定されることから、上記ウに併せて両当事者から更に意見を聴取して裁定を行うことが適当と考える。

オ 新料金の適用日について、裁定案では、裁定日と判断されているが、適用日は、一般に両当事者間における債権債務関係を発生させる重要かつ基本的な事項であり、特段の事情がない限り、裁定後可能な限り早期とすべきである。

この点、ドコモは、日本通信に対して新料金で課金するためには、現行のシステムから日本通信のユーザの通話実績データを判別・抽出し、これを2年間保持できる、日本通信向けの専用システムを構築する必要があり、かつ当該専用システムの構築に掛かる期間は、現行システム上のデータ保管期間である6月を優に超えることが想定され、その場合、当該専用システムの稼働開始時には、裁定案が求める新料金に必要な日本通信のユーザの通話実績データがすべて消去されてしまっていることになるので、裁定日から新料金を適用することは困難である旨主張する。

そこで検討するに、現在、ドコモから日本通信に対して、CDRが毎

日送付されていることからすると、日本通信のユーザ向けの通話実績データを判別・抽出することは現行のシステムでも可能と推定され、また当該通話実績データの保管期間を何らかの形で適切に延長することは技術的には可能と考えられるが、他方、その方法如何等によってそれ相応の費用が発生することも否定できない。

したがって、新料金の適用日についても、上記ウ及びエに併せて両当事者から更に意見を聴取して裁定することが適当である。

⑥ 再協議に係る取扱い

ア 今回の裁定は、上記②ウのとおり、現時点においては、音声卸役務の代替手段として、接続による音声通話サービスが有効に機能していないことに起因して紛争が生じ、それに対して解決を図るものである。

その意味では、今後、ドコモが提案しているドコモの交換機による事業者識別番号の付与やそれ以外の方法により、接続での代替が客観的に認められる場合には、MNOとMVNOの関係において構造的に交渉上の優位性があったとしても、接続においては、法定されている接続制度の下で適正なサービス提供が実現可能であることはもとより、卸役務においても、接続とのバランスから、本裁定により強制しなくても、公正競争が実現し、適正なサービス提供が実現されることが期待される。そのため、本裁定は、接続による代替性が認められない現状における過渡的な措置とするべきであり、接続による代替性が有効に機能する場合は、本来の相対協議に委ねることが適当である。

イ したがって、接続による代替性が有効に機能していると客観的に認められる場合には、音声卸役務の提供料金及び提供条件について再協議することができることとし、新たな契約締結等のために必要であれば、本裁定による債権債務関係を将来に向かって消滅させる旨の解除条件を付けることが相当である。

なお、裁定の解除条件を付けるに当たっては、本裁定に基づく契約の変更に伴い、日本通信のユーザに対して多大な影響を与えることにかんがみ、利用者利益の確保のために、一定期間の猶予期限を設けることが必要である。この点、裁定案では、「当事者の一方は、相手方当事者に対する3月の事前通告により、本裁定による債権債務関係を将来に向かって消滅させることができるものとする。ただし、相手方当事者から、当該通告を行った当事者に対し、本裁定による債権債務関係の継続の申入れがあった場合は、当該通告があった日から1年を超えない期間において本裁定による債権債務関係は継続するものとする。」とあるが、この点について、両当事者から特段意見は提出されなかったこと、その他不当な点も見受けられないことから、適当と判断する。

2 裁定を求める事項2について

(1) 裁定要件の充足の適否

音声卸役務の料金における課金方法を定額課金（一定額を支払えば無制限に国内音声通話が可能となる課金方式。以下同じ。）及び準定額課金（一定額を支払えば、一通話当たり一定時間は追加課金なしで国内音声通話が可能となり、一定時間超過後は従量制で課金される課金方式。以下同じ。）にするか否かについての協議は、日本通信からの裁定申請書の添付資料及びドコモからの答弁書の添付資料によれば、日本通信とドコモとの間で、平成26年から継続して行われており、この間、ドコモは、一貫して提供

を拒否していることは明らかであり、かつ、この点について両当事者間で争いが無いことから、裁定案のとおり「協議が調わないときと判断する」ことは妥当である。

(2) 具体的検討

① 判断枠組・判断基準

裁定を求める事項2については、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金」であり、かつ課金方法として、定額課金及び準定額課金での音声卸役務の提供が求められているが、前者については、上記の第2の「1 裁定を求める事項1について」で判断していることから、以下では、後者の課金方式について判断を示すこととする。

なお、判断基準は、上記の第2の「1 裁定を求める事項1について」と同様に、法の趣旨に照らし、公正競争促進の観点、利用者利益の保護の観点及び電気通信の健全な発達の観点から、総合的に判断することが相当である。

② 音声卸役務の料金を定額制及び準定額制にすることの是非

裁定案によると、「音声卸役務の提供にあたり定額課金を適用した場合、日本通信のエンドユーザにおける1契約者当たりの通話時間が過剰に生じる局面にあっては、ドコモにおいて、音声卸役務に関し、収入が原価を下回ることは明らかである。また、準定額課金を適用した場合についても、課金の設定方法によっては、ドコモにおいて、収入が原価を下回る可能性がある。ドコモに対し、音声卸役務について、定額課金や準定額課金の料金を設定させ、原価割れリスクを負わせることは、不当に有利な条件で日本通信に音声卸役務を提供させることとなり、公正競争確保の観点から妥当性を欠く。」、「定額課金や準定額課金は、利用者利益の増大に資するとしても、こうした公正競争の確保に支障を生じさせてまで実現を図るべきものとは言えない。」、「電気通信の健全な発達の観点から、定額課金及び準定額課金での料金の設定を行わなければならないと判断する理由は見当たらない。」と判断されているが、この点につき、両当事者から特段意見が提出されていないこと、その他不当な点も見受けられないことから、裁定案のとおりで妥当と判断する。

③ 不当な差別的取扱いの該当性

裁定案によると、「電気通信事業者は、卸役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない（法第6条）こととされており、具体的には、MNOは、他の一般利用者や他のMVNOに提供しているサービスと同一のサービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならないこととされている。」、「本件事案については、前述のとおり、ドコモが、日本通信に対して提供する音声卸役務の料金において、定額課金及び準定額課金での料金の設定を行うことは、ドコモにおける原価割れリスクを生じさせるものであることから、ドコモが、当該設定を行うことを拒むことには合理的な理由があるものと認められる。」と判断されているが、この点につき、両当事者から特段意見が提出されていないこと、その他不当な点も見受けられないことから、裁定案のとおりで妥当と判断する。

以上のことから、総務大臣から示された裁定案のうち、裁定を求める事項1については、総務大臣の裁定案は妥当である。ただし、新料金の設定に当たっての課金単位（通話時間に連動する費用に限る。）、課金方法及び精算方法並びに新料金の設定日及び適用日については、総務大臣において、更に両当事者から意見を聴取して裁定を行うべきである。

また、裁定を求める事項2については、総務大臣の裁定案は妥当である。

(6) 裁定についての通知

令和2年6月30日総基料第171号

ア 日本通信株式会社あて

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第39条において準用する同法第35条第3項の規定に基づき、令和元年11月15日付けで貴社より申請のあった株式会社NTTドコモの卸電気通信役務の提供に係る裁定申請について、別添のとおり裁定したので、同条第6項の規定に基づき通知します。

（以下略）

別添

裁 定

日本通信株式会社代表取締役社長 福田 尚久 から、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第39条において準用する同法第35条第3項の規定に基づき、株式会社NTTドコモとの間の卸電気通信役務の契約に関して、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が不調であるとして、総務大臣の裁定の申請が行われた。

日本通信株式会社の申請及び株式会社NTTドコモの答弁並びに両当事者からの意見についての調査の結果並びに令和2年6月12日に電気通信紛争処理委員会から受けた答申の内容を踏まえ、下記のとおり裁定する。

記

裁定が求められている事項1について

株式会社NTTドコモは、日本通信株式会社に対して提供する音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定するものとする。

能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額の算定方法、課金方法、精算方法等については、次に掲げるとおりとする。

- ・音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金は、当該役務に用いられる設備の使用料とする考え方にに基づき、適正な原価は、当該役務に用いられる設備の構築・維持・保全に関連する費用（例：施設保全費、減価償却費、固定資産除

却費、通信設備使用料、試験研究費、租税公課)を基本とするが、設備への帰属が認められる営業費及び当該役務の提供の際に必要な営業費(例:当該役務の販売に係る広告宣伝費)についても原価への算入が許容されるものとする。適正な利潤は、設備構築に係る資本調達コストと捉え、設備等の正味固定資産価額等に基づきレートベースを設定し、これに基づき、自己資本費用、他人資本費用及び利益対応税を算定する方式を採用することとする。

- ・課金単位については、音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金のうち、契約数に連動する費用(例:回線管理機能に係る費用)に係る料金については、課金単位を1契約とし、通話時間に連動する費用(例:他の電気通信事業者の電気通信設備の利用に係る接続料支払額)に係る料金については、課金単位を30秒とすることとする。ただし、1秒単位の課金の実現に向け、当事者間の協議を進展させることとする。
- ・通話時間に連動する費用に係る料金の課金方法としては、通信経路に関係なく全ての呼について一律に課金する方式とする。
- ・音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金は、原価、利潤及び課金単位の実績値を反映し毎年度更新することとし、更新後の料金による当該実績値の発生年度の期首まで遡及しての精算は行わないこととする。ただし、当該精算の実現に向け、当事者間の協議を進展させることとする。

本裁定に基づき新たに株式会社NTTドコモが設定する音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金は、裁定を行った日から適用することとする。当該料金の設定が裁定を行った日の翌日以降となる場合には、設定後速やかに裁定を行った日まで遡及して精算を行うこととする。株式会社NTTドコモは、裁定を行った日から起算して6月を超えない期間内に当該料金を設定するものとする。

将来的に、音声通話サービスに係る卸電気通信役務の代替手段として、接続による音声通話サービスの提供が実現し有効に機能していると客観的に認められる場合には、該当する接続約款の届出後、当事者の一方は相手方当事者に対し、音声通話サービスに係る卸電気通信役務の提供料金及び提供条件についての再協議を請求することができるものとし、相手方当事者はこの請求に応じて真摯に協議を行わなければならないものとする。この場合において、当事者の一方は、相手方当事者に対する3月の事前通告により、本裁定による債権債務関係を将来に向かって消滅させることができるものとする。ただし、相手方当事者から、当該通告を行った当事者に対し、本裁定による債権債務関係の継続の申入れがあった場合は、当該通告があった日から1年を超えない期間において本裁定による債権債務関係は継続するものとする。

裁定が求められている事項2について

株式会社NTTドコモは、日本通信株式会社に対して提供する音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金において、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金により、株式会社NTTドコモがエンドユーザ向けの音声通話サービスの料金として設定している「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」と同じ課金単位の料金設定を行うべきとすること

は適当ではない。

以上

理 由 (略)

イ 株式会社NTTドコモあて

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第39条において準用する同法第35条第3項の規定に基づき、令和元年11月15日付けで日本通信株式会社より申請のあった貴社の卸電気通信役務の提供に係る裁定申請について、別添のとおり裁定したので、同条第6項の規定に基づき通知します。

（以下略）

別添

（日本通信株式会社あて通知と同じ。略。）

（参考）令和3年2月2日、日本通信は、本裁定に基づく音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金について、同月1日にドコモと合意に至った旨公表した。

3 土地等の使用に関する協議認可

3-1(電) 平成14年3月19日申請(基・電・事業政策課平成14年3月19日第210号)(無線LANサービス事業の用に供する土地等の使用に関する協議認可)

(1) 経過

平成14年	
3月19日	モバイルインターネットサービス株式会社(以下「MIS」という。)から、認可の申請。(⇒(2))
22日	総務大臣から、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」という。)に対し、認可申請があった旨の通知。
4月11日	JR東日本から、意見書の提出。(⇒(3))
6月17日	総務大臣から、委員会に諮問(諮問第2号)。(⇒(4))
7月1日	MIS及びJR東日本から、総務大臣諮問書についての意見の提出。
30日	委員会から、総務大臣に答申(電委第95号)。(⇒(5))
8月8日	総務大臣から、MISに対して認可拒否処分。(⇒(6))

(その後の経過)

平成15年

3月17日 内閣から、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(第156回国会閣法第111号)を国会に提出。(⇒(7))

7月17日 同法律成立。

(2) 申請における主な主張

ア 土地等の種類及び所在地

JR東日本所有の新宿、池袋、渋谷、東京、上野及び品川の6駅のホーム、コンコース及びそこに至る上流回線提供業者との責任分界点までの有線線路設置場所

イ 線路の種類

有線線路(光ケーブル、メタルケーブル)と、アンテナ(屋外型)、無線ルータ(屋外型、屋内型)、その他(メディアコンバータ、モデム、SWHUB)

ウ 土地の使用の認可を申請する理由

MISのサービスは、既に第一種電気通信事業者として、総務省より事業許可を得ているが、その公益性、公共性が確認されていると考えている。

MISが広く公益に帰すサービスを行う上では、利用者が多く集まる場所でのサービスは不可欠である。この観点において、JR東日本の駅は、極めて多くの公衆が出入りする場所であり、公益事業に不可欠なものである。また、この点については、JR東日本自らが駅におけるインターネットアクセス需要を認知しており、かつ、同様のアクセスサービス実験をしていることから、その必要性が極めて高いといえる。

JR東日本との交渉においていくつかの提案を行ったが、許諾されず、また、必要な情報が公開されなかったため、当事者間での調整は困難であるとの判断に至った。

JR東日本からの貸与禁止理由は、JR東日本自らが無線LANの利用を計画し

ており、その電波利用に対する干渉が懸念されることになっている。これに対して、当該無線LANの利用する周波数は、小電力データ通信システムであり、各無線局に免許割当てを行っているものではなく、共用バンドであり、本周波数帯域を利用するものは、相互に電波干渉に対する調整を行い利用するものとなっている。今回の貸与禁止理由は、事実上この周波数帯域に対する占有権若しくは所有権を主張するものであり、到底納得できるものではない。

J R 東日本の構内には豊富なスペースがある。しかも、無線基地局設置希望箇所は、駅ホーム上の店舗上部又は側面や構造物上部、駅構内での天井部分であり、施工場所、施工方法が選択可能なことから、J R 東日本の鉄道事業等に影響を与えないものとする。さらには、現在 J R 東日本自らが駅構内において、同様の無線LAN装置を設置運用していることから、これらの設置運用が鉄道事業等に影響を与えないことは自明である。

(3) 意見書における主な主張

ア 本件申請の対象とされる無線ルータ、メディアコンバータ、DSLモデム等の機器については、たとえ、第一種電気通信事業の用に必要なものではあっても、必ずしもアンテナに接着して設置する必要はないし、また、アンテナとは異なり、特段、設置場所が限定されるなどの事情は存しないことから、総務大臣の認可の対象外である。

イ 本件申請は、次の理由から、電気通信事業法（以下「法」という。）第73条第1項に規定される「必要かつ相当であるとき」には該当しない。

(ア) 6 駅構内に対する J R 東日本の管理権に優先してプラットホーム又はコンコース上に無線LAN基地又はMISタワーを設置すべき特段の必要性を見出し難いのみならず、その設置を認めることは不相当である。

(イ) 法第73条第1項に基づく総務大臣の認可制度は、土地等の所有者等に対して、土地等の物件に対する使用権設定に係る受忍を求めるにすぎず、それ以上に、土地等の所有者等に対して、当該使用権設定に伴う積極的行為又は対応を強いるものではないから、事故発生防止のために乗降客の整理等の積極的対応を J R 東日本に余儀なくさせるMISの本件申請は、明らかに法73条第1項の限界を逸脱している。

(ウ) J R 東日本は、現に、6 駅を含む駅構内において、多くのPOSレジ等の機器を稼働させており、これらの機器の正常な作動がMISによる無線LAN基地又はMISタワーの設置によって妨げられ得る状況を甘受すべき筋合いにないのみならず、駅構内における無線LANによるインターネット接続サービスの事業化、無線LAN経由のPDAによる旅客情報サービスなども、実際に実験が進行中であるか、又は近日中には実験が開始されるという状況にある以上、J R 東日本によるこれら施策の円滑な実施がMISによる無線LAN基地又はMISタワーの設置によって阻害され得る状況になることは、当該施策実施に係る J R 東日本の基本的権限を否定するものである。

(エ) MISによる本件申請は、誠意ある J R 東日本の対応を一方的に無視し、J R 東日本駅構内における無線LANの方式を、汎用性に全く欠けるMIS方式によって独占しようという意図に基づくものであるから、相当性に欠ける。

ウ 以上のとおり、MISによる本件申請は、法73条第1項に規定される「必要かつ相当であるとき」の要件の具備に欠けることが明白であるから、速やかに排斥させるべきである。

(4) 諮問

平成14年6月17日諮問第2号

諮 問 書

モバイルインターネットサービス株式会社（以下「MIS」という。）から、平成14年3月19日付けで、電気通信事業法（以下「法」という。）第73条第1項の規定に基づき、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）に対する土地等を使用する権利の設定に関する協議を求める認可申請があった。

これについて審査した結果、法第73条第1項及び第2項の認可用件に該当し、又は適合していると認められることから、申請のとおり認可することとしたい。

よって、法第88条の18の規定に基づき、上記について諮問する。

なお、上記の判断を行うに至った理由を別紙（略）に示す。

(5) 答申

平成14年7月30日電委第95号

答 申 書

平成14年6月17日付け諮問第2号に対し、当委員会は、下記のとおり答申する。

記

モバイルインターネットサービス株式会社に対し電気通信事業法第73条第1項の規定に基づき認可をすることは、相当ではない。

その理由は、別紙記載のとおりである。

別 紙

第1 本件の経過

1 総務大臣からの諮問

総務大臣は、平成14年6月17日、当委員会に対し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第88条の2の規定に基づき、第73条第1項の規定による土地等の使用に関する認可につき、諮問をした。この認可は、第一種電気通信事業者であるモバイルインターネットサービス株式会社（以下「MIS」という。）から、その事業用の線路を設置するため、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR

東日本」という。)が所有する6駅を使用するための協議を求めため申請されたものである。

2 MISからの申請

MISは、JR東日本が所有する新宿、池袋、渋谷、東京、上野及び品川の6駅の駅ホーム、コンコース等において、いわゆる無線LANの役務を提供するため、これら6駅の駅ホーム、コンコース等を利用して電気通信設備を設置する必要があるとし、その利用をJR東日本に申し入れたが、拒否された。

そこで、MISは、平成14年3月19日、総務大臣に対し、電気通信事業法第73条第1項の規定に基づき、JR東日本との間で使用権の設定を協議するための認可を申請した。

MISの主張の主要な点は、(1) MISは、第一種電気通信事業者として無線LANにつき事業許可を得ており、その公益性、公共性が確認されていること、(2) JR東日本の駅は、極めて多くの公衆が出入りする場所であり、公益事業にとって不可欠なものであること、(3) 本件無線LANが利用する周波数は、相互に電波干渉に対する調整を行い利用するものであり、その悪影響はないこと、(4) 駅構内には豊富なスペースがあり、JR東日本の鉄道事業等に影響を与えないものであるというものである。

3 JR東日本の意見

JR東日本は、平成14年3月22日、総務大臣から、上記の認可申請があった旨の通知を受けて、申請についての意見書の提出を求められ、同年4月11日これを提出した。

JR東日本の主張の主な点は、(1) 電気通信事業法第73条第1項の規定は、他人の土地等を利用して電柱、電線等を設置しなければ電気通信の線路が断たれて事業の目的が達成できない場合に限って適用されるものであるのに、本件無線LANの設備は、それぞれの駅を利用する旅客に対してのみ役務を提供するためのものであって、格別駅に設置しなければ線路が断たれるものではないから、同条項の規定の適用を受ける線路とはいえない、(2) MISは、JR東日本の駅を利用して駅構内で無線LANの事業を展開するため本件申請に及んだものであって、JR東日本の管理権、利用権に優先してこれを使用する必要性及び適当性が認められないばかりか、これが認められるとJR東日本では事故発生防止のための積極的対応を余儀なくされたり、鉄道の安全運行のための機器の作動が阻害されたりする危険を蒙ることになり、さらに、JR東日本が計画している駅構内の無線LANインターネット接続サービスの事業化や無線LANによる旅客情報サービスが阻害される危険があるので、MISの本件無線LANのための駅の使用については電気通信事業法第73条第1項に規定する「必要かつ適当であるとき」の要件を充たしていないというものである。

4 当委員会の審議

当委員会は、本年6月17日、総務大臣から諮問を受け、即日委員会を開催して諮問内容について説明を受けるとともに、MIS及びJR東日本に対し諮問内

容に関して意見を求めることを決定し、7月1日双方から意見書の提出を受けた。

当委員会は、その後本年6月21日、7月5日、同月19日、同月26日及び同月30日に委員会を開いて審議を重ね、本答申を取りまとめた。

第2 電気通信事業法第73条第1項の規定の趣旨

1 規定の沿革と特質

電気通信事業法第73条第1項は、第一種電気通信事業者が事業の用に供する線路の設置のために総務大臣の認可を受けて他人の土地等を使用する権利の設定に関して他人と協議を求めることができる旨を定め、併せて、認可につき、その土地等を利用することが必要かつ適当であるときという要件を定めている。

この規定は、基本的に、旧日本電信電話公社の土地等の使用権について定めた旧公衆電気通信法（昭和28年法律第97号）第81条の規定を継承したものであって、公共の利益となる事業（道路、河川、鉄道等）に必要な土地等の収用又は使用について定めている土地収用法（昭和26年法律第219号）の要件を軽減した補充法であると理解されている。すなわち、第一種電気通信事業を行うには所有者等の権利者が異なる土地を繋いで線路を敷設することが必要不可欠であり、これを円滑に実現することが公共の利益に合致するという認識に立ちつつ、長距離にわたる線路の設置にあたり一部の電柱等でも設置ができないと全体の工事が完成しない結果になること、多数の電柱等を設置するため多数の権利者との間で土地収用法の厳格な手続により使用をすべきものとするときは工事の著しい遅延を招きかねないこと、土地等の使用を認めても生じる負担は土地収用法が対象としている場合のそれと比較して極めて軽微であることが考慮されたものと理解されているのである。

2 規定が適用される線路の範囲

このような規定の沿革と趣旨に照らすと、電気通信事業法第73条第1項が適用対象としている線路は、第一種電気通信事業者が設置を希望するすべての場所における線路を意味するものではなく、その設置が当然に公共の利益と合致し、土地等の権利者の意思に反してでも使用権を主張することが認められる場合に限られるものと解するのが相当である。

すなわち、もともと土地収用法や本条項を含む公用使用権の規定は、国民の側に個々の権利者の使用権を上回る利用についての公共の利益ないしは潜在的権利があると観念するところに成り立つものであって、憲法第29条第3項が「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。」と規定しているのも、その趣旨を示すものである。そして、もし土地等の利用について認可が求められている場合において、このような公共の利益が認められないときは、電気通信事業法第73条第1項にいう線路に該当しないばかりか、土地等を利用することが適当とは認められないことになる。

いかなる場合に土地等を利用することに公共の利益が認められるかを判断するにあたっては、特に、その土地等を利用することにより設置する線路が、その

土地等に現在する人を専ら又は主として対象としているのか、それを超える公衆を広く対象としているのかを区別することが重要と考えられる。後者である場合には、電話線を繋ぐための電柱を想起すれば明らかのように、土地等を利用することに公共の利益を肯定することが容易であるのに対し、前者の場合には、その土地等に現在する人に対し通信の役務を提供するか否かは、原則として、土地等の権利者の判断に委ねるのが当然であって、その意思を無視して第一種電気通信事業者に他人の土地等の利用を認めるには、それを肯認するに足りる特別の根拠を必要とするものというべきである。

このことは、これまでの行政解釈において、電気通信事業法第73条第1項の規定について、所有者等の権利者が異なる場所間の通信、つまりは隔地者間の通信について適用されるものと説明されていたことと符合するばかりか、同一の構内や同一の建物内の通信に関する電気通信事業法の規定をみても明らかである。すなわち、例えば、同法第49条第1項では、通信の端末設備につき、「電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内であるものをいう。」と定義し、利用者が端末設備を電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を行った場合には、第一種電気通信事業者は技術基準に適合しない場合等を除きその請求を拒むことができない旨規定している。これは、電気通信事業法では、同一の構内や同一の建物内の通信のための設備の設置については、土地等の権利者の意思に委ね、電気通信事業者がその構内や建物を使用するには、その施設の権利者との間に私的契約を取り決めることを建前としている証左である。

そればかりか、仮に、電気通信事業法第73条第1項の規定に基づき、原則として、第一種電気通信事業者が端末設備と同様の設備を、希望するままに私的な場所に設置することが許されるものとすれば、土地等の権利者や利用者の意思に反してでも、際限なく私的な施設を利用して営業活動を展開することが許されることになる。これは、土地収用法より遥かに簡易な手続で同法以上の強大な使用权を肯定することであり、到底電気通信事業法が予定するところとは考えられない。

もし、同一の構内や同一の建物内の通信のための設備の設置について、土地等の権利者の意思に反してでも第一種電気通信事業者による設備の設置を認めるのが適当とすれば、その旨を明示した立法によるべきである（電気通信事業法第38条が、第一種電気通信事業者に対し、他の電気通信事業者から電気通信回線設備との接続を求められたときは、これに応じる義務がある旨を規定しているのは、その種の立法例である）。

第3 電気通信事業法第73条第1項の本案への適否

1 M I Sが設置する無線LAN設備の性質

M I Sは、平成14年3月19日付け「土地等使用認可申請書」において、「有線線路（光ケーブル、メタルケーブル）と、アンテナ（屋外型）、無線ルーター（屋外型、屋内型）、その他（メディアコンバータ、モデム、SWHUB）」の設置に関して、「J R 6 駅 新宿、池袋、渋谷、東京、上野、品川の駅ホーム、コ

ンコース、及びそこに至る上流回線提供業者との責任分界点までの有線線路設置場所」の利用について公用使用権の設定を求めている。

J R 東日本の新宿駅、池袋駅、渋谷駅、東京駅、上野駅及び品川駅は、同社が所有管理する一つの建物或いは区域であると認められる。また、M I S が設置を予定している「有線線路（光ケーブル、メタルケーブル）と、アンテナ（屋外型）、無線ルーター（屋外型、屋内型）、その他（メディアコンバータ、モデム、S W H U B）」の全ての設備は、この各々の建物内に設置される設備である。

M I S が設置を予定している本件無線LAN設備のアンテナ（屋外型）の送信距離は、同社の平成14年5月8日付け「反論書」に100メートル程度とされているように、概ね100メートル程度を超えないものと想定されており、その射程は主としてJ R 東日本が所有管理する駅の内部に止まるものと認められる。

2 本件無線LAN設備の設置と電気通信事業法第73条第1項

以上の点に照らすと、本件無線LAN設備は、隔地者間の通信を行うものではないので、電気通信事業法第73条第1項にいう線路には該当せず、また、その設置に関してその規定により使用権を認めることは、適当でもない。

本件の土地等の権利者がJ R 東日本であること及びその6駅を利用する者がJ R 東日本の旅客であることから、J R 東日本に特別の土地等についての利用受忍義務が認められないか、また、旅客に無線LAN設備についての特別の利用請求権が認められないかが一応問題となるが、現行規定を精査しても、これを認めるべき根拠を見出すことはできない。

本来、本件無線LAN設備を駅に設置することについては、当事者間の話し合いによるべきである。また、そのような設置を促すことが適当であるとすれば、然るべき法令上の根拠を整備する必要がある。

第4 結 論

以上の理由により、M I S に対し認可をすることは、相当ではないと考える。

(6) 認可拒否処分

モバイルインターネットサービス株式会社あて平成14年8月8日総基事第232号

平成14年3月19日付けで申請のあった、電気通信事業法第73条第1項の規定に基づく土地等の使用権設定に係る協議の件は、別紙の理由により、認可しない。

(理由)

- 1 電気通信事業法第73条以下の土地等の使用に関する協議認可・裁定制度（以下「本件制度」という。）は、私有財産たる土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」という。）について、当該土地等の所有者（所有権以

外の権限に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。) の意思にかかわらず、強制的に、これを第一種電気通信事業のために用いることを可能とする制度である。

- 2 このような本件制度の私権制限的な性格にかんがみ、電気通信事業法第73条第1項に規定する線路及び空中線並びにこれらの附属設備(以下「法第73条第1項の線路」という。)については、有線電気通信設備令第1条第5号等に規定される「線路」及び「空中線」(以下「電気通信関係法令一般における線路」という。)であることのみならず、本件制度の立法趣旨に合致する態様のものであることをも要するものである。
- 3 そして、本件制度は、電気通信関係法令一般における線路を、複数の土地等を横断して設置することが、第一種電気通信事業を遂行するために必要不可欠であることを踏まえ、電気通信関係法令一般における線路であってこのような態様のものを円滑に設置することを可能ならしめることを、その立法趣旨とするものであり、一の土地等の内部に現在する利用者に対し電気通信役務を提供するために当該土地等の内部に設置されるような態様のものを想定していない。
(なお、本件制度の立法趣旨については、電気通信事業紛争処理委員会答申(平成14年7月30日)においても、「第一種電気通信事業を行うには所有者等の権利者が異なる土地を繋いで線路を敷設することが必要不可欠であり、これを円滑に実現することが公共の利益に合致するという認識に立ちつつ、長距離にわたる線路の設置にあたり一部の電柱等でも設置ができないと全体の工事が完成しない結果になること、多数の電柱等を設置するため多数の権利者との間で土地収用法の厳格な手続により使用をすべきものとするときは工事の著しい遅延を招きかねないこと、土地等の使用を認めても生じる負担は土地収用法が対象としている場合のそれと比較して極めて軽微であることが考慮されたものと理解されているのである。」とされている。)
- 4 この点において、本件申請に係る「有線線路」、「アンテナ」、「無線ルーター」及び「その他」並びにこれらを一体化した「MISタワー」は、空中波の部分を含め、いずれも、東日本旅客鉄道株式会社の所有する駅の一ごとに、その内部に現在する利用者に対し電気通信役務を提供するため、駅の内部に設置されるものであり、複数の土地等を横断して設置されるものでないため、本件制度の立法趣旨に合致する態様のものであるとは認められない。
- 5 したがって、これらは、法第73条第1項の線路に該当しないため、認可することは適当でないとい認められる。

(7) 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(第156回国会閣法第111号)第2条の規定による電気通信事業法第73条第1項の改正

委員会の答申を受け、電気通信事業法第73条第1項の規定の改正を盛り込んだ法律案が国会に提出された。

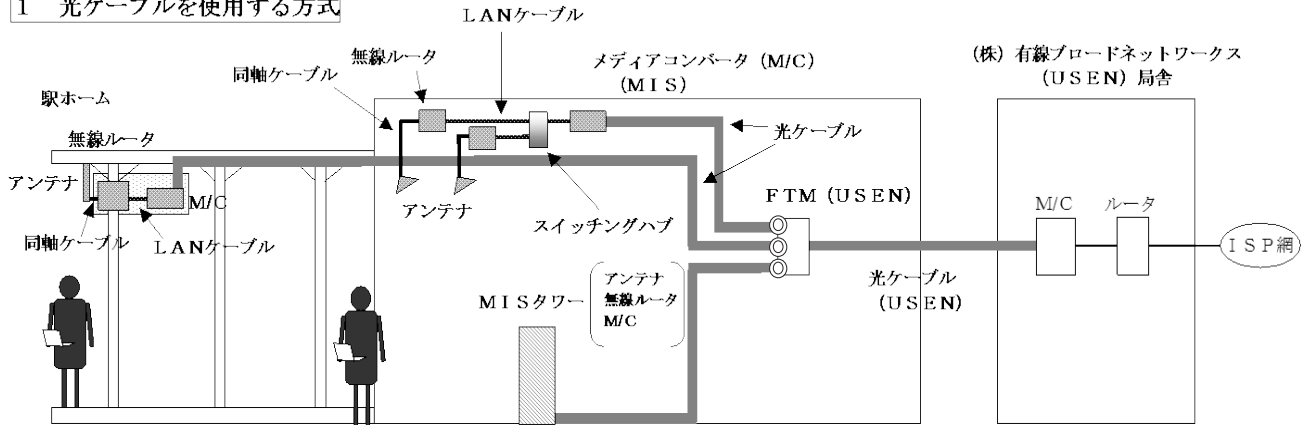
同法律は、平成15年7月17日成立、同年7月24日公布された(平成16年4月1日から施行。)

【参 考】

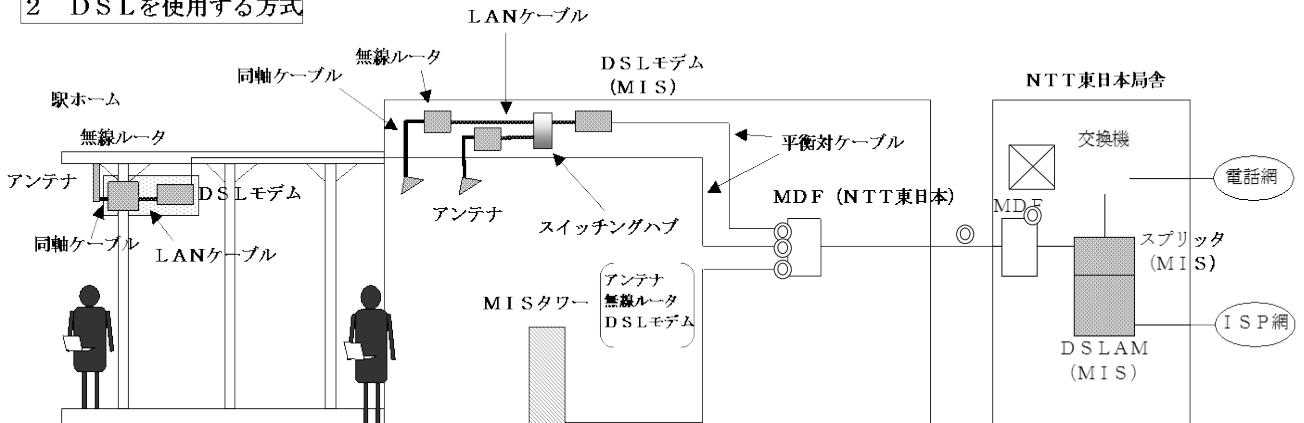
(総務省作成資料)

モバイルインターネットサービス株式会社 (MIS) の設備構成図

1 光ケーブルを使用する方式



2 DSLを使用する方式



4 電気通信事業者に対する業務改善命令

4-1(電) 平成14年4月19日命令(平成14年4月19日総基料第70号の5)

(1) 経過

平成14年	
4月18日	総務大臣から、委員会に諮問(諮問第1号)。(⇒(2))
19日	委員会から、総務大臣に答申(電委第60号)。(⇒(3)) 総務大臣から、ケイディーディーアイ株式会社に対し、業務の改善を命令。(⇒(4))

(2) 諮問

平成14年4月18日諮問第1号

諮 問 書

ケイディーディーアイ株式会社(以下「KDDI」という。)は、子会社である第二種電気通信事業者(以下「子会社」という。)を通じ、別紙記載の18の地方公共団体等に対し、届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたことが判明した。子会社に対し、その赤字分は手数料という形式で補てんするなど、脱法的な方法を採用しており、また、KDDIが子会社経由で提示している割引率は、各エンドユーザごとにさまざまであり、KDDIによると、競争事業者の提示条件を予測等し、これとそん色のない条件を提示することにより顧客を獲得することを目的として提示しているものである。その結果、本件エンドユーザへの割引率は、利用額の多寡等の条件とは無関係なものとなっている。このような業務の方法は、電気通信役務の利用の公平性等の観点から不適切であり、利用者の利益を阻害するものと考えられる。

以上のことから、利用者の利益又は公共の利益を確保するために改善が必要であると認められることから、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第36条第4項に基づき、

- ① 子会社がKDDIの「電話サービス等契約約款」に規定する「スーパーアカウントプラン代表者」又は「割引率逡増型選択料金制サービスI利用者」としての実態があるかのように装うことを始め、実際の提供条件と契約約款記載の提供条件とが齟齬を来たしていることを是正するとともに、今後同様の行為を再演しないこと
- ② 高額利用割引としての割引を利用額の多寡に応じない割引としないこと
- ③ ①及び②について講じた措置について、1か月以内に総務省に報告すること
- ④ 本件の対象となった18の地方公共団体等以外にも、同様の事例が行われていないか調査を行い、同様の事例がみられた場合には、①及び②と同様の措置を講じるとともに、調査結果及び講じた措置について、併せて1か月以内に報告すること

を内容とする業務の改善を命ずることとしたい。

上記について、法第88条の18の規定に基づき諮問する。

(別紙)

泉佐野市役所

大分市役所
大阪東税務署
大阪府摂津市役所
大田区総務部総務課
熊本県庁
高知市水道局
堺市役所
四條畷市
士別市
千葉県庁
東京都庁
長崎県庁
広島県所管公益法人（(財)広島市都市整備公社、(財)広島市下水道公社、(財)広島市環境事業公社、(財)広島市福祉サービス公社）
広島県庁
福岡市消防局
三笠市役所
山口県警察本部

(3) 答申

平成14年4月19日電委第60号

答申書

平成14年4月18日付け諮問第1号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

ケイディーディーアイ株式会社に対し諮問の趣旨により業務の改善を命ずることは適当と認められる。

ただし、命令にあたっては、以下の点を明示することを考慮されたい。

- 1 同社が、届け出していない料金により役務を提供することは、電気通信事業法第31条第9項に違反し、かつ、特定の利用者によりのみこのような行為を行うことは、同法第7条に違反するものであること
- 2 このような業務の方法は、第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している場合に当たると認められ、改善の措置を採るべきことを命ずることが利用者の利益を確保するために必要と認められること

(4) 命令

ケイディーディーアイ株式会社あて平成14年4月19日総基料第70号の5

業務の改善について（命令）

貴社は、子会社である第二種電気通信事業者（以下「子会社」という。）を通じ、別紙記載の18の地方公共団体等に対し、届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたことが判明した。子会社に対し、その赤字分は手数料という形式で補てんするなど、脱法的な方法を採用しており、また、貴社が子会社経由で提示している割引率は、各エンドユーザごとにさまざまであり、貴社によると、競争事業者の提示条件を予測等し、これとそん色のない条件を提示することにより顧客を獲得することを目的として提示しているものである。その結果、本件エンドユーザへの割引率は、利用額の多寡等の条件とは無関係なものとなっている。

貴社が、届け出していない料金により役務を提供することは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第31条第9項に違反し、かつ、特定の利用者のみこのような行為を行うことは、法第7条に違反するものである。このような業務の方法は、第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している場合に当たると認められ、改善の措置をとるべきことを命ずることが利用者の利益を確保するために必要と認められる。

よって、法第36条第4項に基づき、以下の改善の措置をとるべきことを命ずる。

- ① 子会社が貴社「電話サービス等契約約款」に規定する「スーパーアカウントプラン代表者」又は「割引率逦増型選択料金制サービスI利用者」としての実態があるかのように装うことを始め、実際の提供条件と契約約款記載の提供条件とが齟齬を来していることを是正するとともに、今後同様の行為を再演しないこと
- ② 高額利用割引としての割引を利用額の多寡に応じない割引としないこと
- ③ ①及び②について講じた措置について、1か月以内に総務省に報告すること
- ④ 本件の対象となった18の地方公共団体等以外にも、同様の事例が行われていないか調査を行い、同様の事例がみられた場合には、①及び②と同様の措置を講じるとともに、調査結果及び講じた措置について、併せて1か月以内に報告すること

（別紙）（50音順）

泉佐野市役所
大分市役所
大阪東税務署
大阪府摂津市役所
大田区総務部総務課
熊本県庁
高知市水道局
堺市役所
四條畷市
士別市
千葉県庁

東京都庁

長崎県庁

広島県所管公益法人（(財)広島市都市整備公社、(財)広島市下水道公社、(財)広島市環境事業公社、(財)広島市福祉サービス公社）

広島県庁

福岡市消防局

三笠市役所

山口県警察本部

4-2(電) 平成16年2月5日命令(平成16年2月5日総基料第3号の6)

(1) 経過

平成16年	
1月29日	総務大臣から、委員会に諮問(諮問第5号)。(⇒(2))
2月4日	委員会から、総務大臣に答申(電委第8号)。(⇒(3))
5日	総務大臣から、KDDI株式会社に対し、業務の改善を命令。(⇒(4))

(2) 諮問

平成16年1月29日諮問第5号

諮 問 書

KDDI株式会社(以下「KDDI」という。)はかつて、子会社であるKCOMを通じ、18の地方公共団体等に対し、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたが、当該行為は法第7条及び第31条第9項に違反し、法第36条第4項の「第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している」場合に当たると認められたことから、利用者の利益を確保するため、平成14年4月19日、当省はKDDIに対し業務改善命令(総基料第70号の5)を行った。

このたび、KDDIが、民間企業向けの電話サービスについて、上記業務改善命令後も届け出た料金を下回る料金でサービスを提供しているのではないかとの申出が当省にあり、KDDIに事実関係の報告を求めたところ、市外通話が45%から67%割引、国際通話が31%から80%割引等、法第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していた事例12件が明らかとなった。

今回明らかとなった12件は、いずれも上記業務改善命令以前から法第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたものであり、上記業務改善命令を受けて、KDDIは本来速やかに是正のための措置を講じる必要があったところ、現在までに3件は是正されているが、9件については是正されていない。

以上から、上記業務改善命令後、現時点においてもなお法第36条第4項の「第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している」状況が継続していると認められることから、同項に基づき、以下を内容とする業務改善命令を行うことといたしたい。

- ① 今回新たに明らかとなった、届け出た料金を下回る料金により電話サービスを提供していた12件のうち、現時点で実際の提供条件と契約約款記載の提供条件とがそごを来たしている9件について、速やかに是正すること。
- ② 今回明らかとなった12件以外にも、業務改善命令後、届け出た料金を下回る料金により電話サービスを提供していた事例がないか調査を行い、そうした事例が判明し、現時点で是正されていない場合は、①と同様、速やかに是正すること。
- ③ 法令等の遵守のための内部管理体制等の充実及び強化を図ること。
- ④ ①、②及び③により講じた措置について、1か月以内に当省に報告すること。上記について、法第88条の18の規定に基づき諮問する。

(3) 答申

平成16年2月4日電委第8号

答申書

平成16年1月29日付け諮問第5号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

KDDI株式会社に対し、諮問の趣旨により業務の改善を命ずることは、適当である。

なお、命令を発するに当たっては、KDDI株式会社がその命令を迅速にかつ完全に履行するよう、履行に期限を定める等の配慮をされたい。

(4) 命令

KDDI株式会社あて平成16年2月5日総基料第3号の6

業務の改善について（命令）

貴社はかつて、子会社であるKCOMを通じ、18の地方公共団体等に対し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたが、当該行為は法第7条及び第31条第9項に違反し、法第36条第4項の「第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している」場合に当たると認められたことから、利用者の利益を確保するため、平成14年4月19日、当省は貴社に対し業務改善命令（総基料第70号の5）を行った。

このたび、貴社が、民間企業向けの電話サービスについて、上記業務改善命令後も届け出た料金を下回る料金でサービスを提供しているのではないかとの申出が当省にあり、貴社に事実関係の報告を求めたところ、市外通話が45%から67%割引、国際通話が31%から80%割引等、法第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していた事例12件が明らかとなった。

今回明らかとなった12件は、いずれも上記業務改善命令以前から法第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたものであり、上記業務改善命令を受けて、貴社は、本来速やかに是正のための措置を講じる必要があったところ、現在までに3件は是正されているが、9件については是正されていない。

以上から、上記業務改善命令後、現時点においてもなお法第36条第4項の「第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している」状況が継続していると認められることから、同項に基づき、利用者の利益を確保するために、以下のとおり業務の改善を命ずる。

1 今回新たに明らかとなった、届け出た料金を下回る料金により電話サービスを

提供していた12件のうち、現時点で実際の提供条件と契約約款記載の提供条件とがそごを来たしている9件について、1か月以内に是正すること。

2 今回明らかとなった12件以外にも、業務改善命令後、届け出た料金を下回る料金により電話サービスを提供していた事例がないか調査を行い、そうした事例が判明し、現時点で是正されていない場合は、1と同様、1か月以内に是正すること。

3 法令等の遵守のための内部管理体制等の充実及び強化を図ること。

4 1、2及び3により講じた措置について、1か月以内に当省に報告すること。

4-3(電) 平成22年2月4日命令(平成22年2月4日総基事第21号)

(1) 経過

平成22年	
1月28日	総務大臣から、委員会に諮問(諮問第7号)。(⇒(2))
2月4日	委員会から、総務大臣に答申(電委第19号)。(⇒(3)) 総務大臣から、西日本電信電話株式会社に対し、業務の改善を命令。(⇒(4))

(2) 諮問

平成22年1月28日諮問第7号

諮問書

電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)第29条第1項第12号の規定に基づき、以下のとおり、業務の方法の改善その他の措置をとることを命ずることとしたいので、事業法第160条第2号の規定に基づき諮問する。

記

平成21年11月18日、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)が営業及び設備保守等の業務を委託する株式会社NTT西日本一兵庫(以下「NTT西日本一兵庫」という。)において、利用者情報を販売代理店に不適切に提供したとの報道発表がなされたことを受け、総務省は、NTT西日本に対して、事業法第166条第1項の規定に基づき、当該事案の事実関係、原因及び再発防止措置等について報告をさせた。

同年12月17日にNTT西日本から提出された報告によれば、同年8月から10月にかけて、NTT西日本の従業員が、NTT西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他社への電話番号移転に関する情報をNTT西日本一兵庫の従業員に提供し、次いで、NTT西日本一兵庫の従業員が、同情報を、NTT西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他社のDSL役務利用に関する情報とともに、販売代理店に提供した事実が判明した。

また、NTT西日本が同様に業務を委託する株式会社NTT西日本一北陸(以下「NTT西日本一北陸」という。)においても、同年4月から11月にかけて、NTT西日本一北陸の従業員が、NTT西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他社のDSL役務利用に関する情報を販売代理店に提供した事実が判明した。

今般、NTT西日本の従業員が他社への電話番号移転に関する情報をNTT西日本一兵庫の従業員に提供した行為は、事業法第30条第3項第1号に抵触するものと認められる。また、NTT西日本一兵庫の従業員が他社への電話番号移転に関する情報及び他社のDSL役務利用に関する情報を、NTT西日本一北陸の従業員が他社のDSL役務利用に関する情報をそれぞれ販売代理店に提供した行為は、NTT西日本が接続の業務に関して入手した他の電気通信事業者の利用者に関する情報を接続の業務の目的以外の目的のために提供するものであり、電気通信事業者間

の公正な競争を阻害するおそれがあるものであると認められる。

報告によれば、NTT西日本、NTT西日本一兵庫及びNTT西日本一北陸において、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報（以下「他の事業者等に関する情報」という。）を提供した行為は、顧客情報管理システムにおいて、他の事業者等に関する情報を取り出す権限の付与が業務上当該情報を必要とする者に限定されておらず、また、自社が提供する役務の営業活動を行う部署において、他の事業者等に関する情報が取り扱われる等の要因によるものと認められる。

今回事案の発生を受け、NTT西日本からは、顧客情報管理システム端末から他の事業者等に関する情報を取り出すことを不可能とするなどの措置を講ずる旨報告がなされているが、他の事業者等に関する情報の閲覧が当該情報を必要とする業務以外の業務においても可能なままとなっていること、自社が提供する役務の営業活動を行う部署において、他の事業者等に関する情報が取り扱われる体制となっていること等により、依然として、今回の事案と同様の事案が発生し、電気通信事業者間の公正な競争が阻害され、電気通信の健全な発達に支障を生ずるおそれがあり、事業法第29条第1項第12号に抵触するものと認められる。

以上より、事業法第29条第1項第12号の規定に基づき、別紙のとおり業務の方法の改善その他の措置をとることを命ずることとした。

別紙

- 1 他の事業者等に関する情報について、閲覧及び取出しの対象となる情報が、業務上必要な範囲にとどまるよう顧客情報管理システムを見直すこと
- 2 顧客からの問い合わせ・注文対応等、他の事業者等に関する情報を個別に取り扱うものであって、当該情報を取り扱うことについて合理的な理由が認められる場合を除き、他の事業者等に関する情報を自社が提供する役務の営業に係る一切の行為から隔絶させるために必要な措置を講ずることとし、特に、自社が提供する役務の営業に携わる部門において、他の事業者等に関する情報が取り扱われない体制を構築すること
- 3 他の事業者等に関する情報の適正な取扱いを確保するための社内規程等について検証し、規程の再整備等所要の措置を講ずるなど、法令等の遵守が徹底される体制をNTT西日本において構築し、また、NTT西日本が他の事業者等に関する情報の取扱いに係る業務の委託を行う会社（以下「地域子会社等」という。）において構築させること
- 4 他の事業者等に関する情報の不適切な取扱いがあった場合に、これを迅速に把握し、是正するため、NTT西日本及び地域子会社等による自主点検の拡充、NTT西日本による地域子会社等への監査の実施を含む実効的な監査・監督体制を構築すること
- 5 以上につき、具体策及び実施時期を明記した業務改善計画を業務の改善命令を行った1ヶ月後までに総務省に提出し、以後、業務改善計画の実施及び改善状況を取りまとめ、平成24年3月までの間、3カ月ごとに総務省に報告すること

(3) 答申

平成22年2月4日電委第19号

答申書

平成22年1月28日付け諮問第7号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し諮問の趣旨により業務の改善を命ずることは、適当である。

ただし、命令に当たっては、以下の点に留意されたい。

- 1 NTT西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を設置する電気通信事業者であることにかんがみ、NTT西日本がその立場を十分に認識しつつ命令を確実に履行するよう注視すべきこと。
- 2 NTT西日本及び地域子会社等における「法令等の遵守が徹底される体制の構築」として講じさせる措置については、次のとおりとされるべきこと。
 - ① 社内における業務分掌等の観点からも必要かつ十分な措置であること。
 - ② 客観的な検証可能性に配慮しつつ講じられること。

(4) 命令

西日本電信電話株式会社あて平成22年2月4日総基事第21号

業務の改善等について（命令）

平成21年11月18日、貴社が営業及び設備保守等の業務を委託する株式会社NTT西日本一兵庫（以下「NTT西日本一兵庫」という。）において、利用者情報を販売代理店に不適切に提供したとの報道発表がなされたことを受け、総務省は、貴社に対して、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第166条第1項の規定に基づき、当該事案の事実関係、原因及び再発防止措置等について報告をさせた。

同年12月17日に貴社から提出された報告によれば、同年8月から10月にかけて、貴社の従業員が、貴社が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他社への電話番号移転に関する情報をNTT西日本一兵庫の従業員に提供し、次いで、NTT西日本一兵庫の従業員が、同情報を、貴社が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他社のDSL役務利用に関する情報とともに、販売代理店に提供した事実が判明した。

また、貴社が同様に業務を委託する株式会社NTT西日本一北陸（以下「NTT西日本一北陸」という。）においても、同年4月から11月にかけて、NTT西日本一北陸の従業員が、貴社が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他社のDSL役務利用に関する情報を販売代理店に提供した事実が判明した。

今般、貴社の従業員が他社への電話番号移転に関する情報をNTT西日本一兵庫の従業員に提供した行為は、事業法第30条第3項第1号に抵触するものと認められる。また、NTT西日本一兵庫の従業員が他社への電話番号移転に関する情報及び他社のDSL役務利用に関する情報を、NTT西日本一北陸の従業員が他社のDSL役務利用に関する情報をそれぞれ販売代理店に提供した行為は、貴社が接続の業務に関して入手した他の電気通信事業者の利用者に関する情報を接続の業務の目的以外の目的のために提供するものであり、電気通信事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであると認められる。

報告によれば、貴社、NTT西日本一兵庫及びNTT西日本一北陸において、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報（以下「他の事業者等に関する情報」という。）を提供した行為は、顧客情報管理システムにおいて、他の事業者等に関する情報を取り出す権限の付与が業務上当該情報を必要とする者に限定されておらず、また、自社が提供する役務の営業活動を行う部署において、他の事業者等に関する情報が取り扱われる等の要因によるものと認められる。

今回事案の発生を受け、貴社からは、顧客情報管理システム端末から他の事業者等に関する情報を取り出すことを不可能とするなどの措置を講ずる旨報告がなされているが、他の事業者等に関する情報の閲覧が当該情報を必要とする業務以外の業務においても可能なままとなっていること、自社が提供する役務の営業活動を行う部署において、他の事業者等に関する情報が取り扱われる体制となっていること等により、依然として、今回の事案と同様の事案が発生し、電気通信事業者間の公正な競争が阻害され、電気通信の健全な発達に支障を生ずるおそれがあり、事業法第29条第1項第12号に抵触するものと認められる。

以上より、事業法第29条第1項第12号の規定に基づき、別紙のとおり業務の方法の改善その他の措置をとることを命ずる。

（以下略）

別紙

- 1 他の事業者等に関する情報について、閲覧及び取出しの対象となる情報が、業務上必要な範囲にとどまるよう顧客情報管理システムを見直すこと
- 2 顧客からの問い合わせ・注文対応等、他の事業者等に関する情報を個別に取り扱うものであって、当該情報を取り扱うことについて合理的な理由が認められる場合を除き、他の事業者等に関する情報を自社が提供する役務の営業に係る一切の行為から隔絶させるために必要な措置を講ずることとし、特に、自社が提供する役務の営業に携わる部門において、他の事業者等に関する情報が取り扱われない体制を構築すること
- 3 他の事業者等に関する情報の適正な取扱いを確保するための社内規程等について検証し、規程の再整備等所要の措置を講ずるなど、法令等の遵守が徹底される体制を貴社において構築し、また、貴社が他の事業者等に関する情報の取扱いに係る業務の委託を行う会社（以下「地域子会社等」という。）において構築させること
- 4 他の事業者等に関する情報の不適切な取扱いがあった場合に、これを迅速に把握し、是正するため、貴社及び地域子会社等による自主点検の拡充、貴社による

地域子会社等への監査の実施を含む実効的な監査・監督体制を構築すること

- 5 以上につき、具体策及び実施時期を明記した業務改善計画を平成22年3月4日までに総務省に提出し、以後、業務改善計画の実施及び改善状況を取りまとめ、平成24年3月までの間、3カ月ごとに総務省に報告すること

【参考】NTT西日本から提出された業務改善計画の概要

平成22年2月26日、NTT西日本から、業務改善計画が報告された。

<概要>

- 1 顧客情報管理システムの見直しについて
 - ・ すべての顧客情報管理システム端末からの他事業者サービス情報の抽出を不可とする（平成22年1月実施済み）。
 - ・ 顧客情報管理システム端末における他事業者サービス情報については、営業部門における閲覧を不可とする（同年5月実施予定）。
 - ・ 顧客情報管理システムの閲覧の監査ログチェックを四半期ごとから毎月実施へ強化する（同年1月より実施）。
- 2 業務体制の見直しについて
 - ・ 営業部門において他事業者サービス情報を取り扱わない体制を構築するため、現在、営業部門で実施している受注等処理業務を設備部門へ移管する（同年5月実施予定）。
 - ・ 上記の措置に伴い、営業部門における他事業者サービス情報の閲覧を不可とする（他事業者との協議後、速やかに実施）。
- 3 法令遵守体制の構築について
 - ・ 他事業者情報・個人情報等の目的外利用禁止など、法令等の遵守が徹底される体制の構築を目的として、社長直轄組織の「情報セキュリティ推進部（仮称）」を設置する（同年4月実施予定）。
 - ・ 他事業者情報の適正利用に関する研修内容の充実を図り、法令等の遵守を再度徹底する取組を強化する（同年1月実施済み（Web研修）、今後も随時実施予定）。
 - ・ 顧客情報保護に関する規程類を見直す（同年4月実施予定）。
 - ・ 地域子会社等への業務委託に関する契約を整備する（同年4月実施予定）。
- 4 監査・監督体制の構築について
 - ・ 顧客情報に関する点検及び公正競争遵守のための業務点検を充実・強化する（前者は同年4月以降実施予定、後者は同年2月までに実施済み）。
 - ・ 本社審査部門による監査について監査項目を充実し、平成22年度中にすべての地域子会社等を対象に監査を実施する（同年4月以降実施予定）。
- 5 業務改善計画の実施及び改善状況の報告について
 - ・ 1から4までの対処策を速やかに実行し、改善状況とあわせて、平成24年3月までの間、3カ月ごとに総務省へ報告する。

【放送法関係】

1 地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定

1-1(放) 平成23年6月21日申請（四国総合通信局・放送課平成23年6月24日
No. 1090）（地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定）

(1) 経過

平成23年	
6月21日	株式会社ひのき（以下「ひのき」という。）から、裁定の申請。 （⇒（2））
10月20日	総務大臣が、申請について拒否処分。
11月7日	ひのきが、総務大臣に対し、拒否処分についての異議申立て。
12月9日	総務大臣が電波監理審議会に付議。
平成24年	
11月28日	電波監理審議会が、裁定手続に入るべき旨の決定案を議決。
12月5日	総務大臣から、ひのきに対し、裁定手続に入る旨の通知。 総務大臣から、讀賣テレビ放送株式会社（以下「讀賣テレビ」 という。）に対し、裁定の申請があった旨の通知。
平成25年	
1月9日	讀賣テレビから、意見書の提出。（⇒（3））
30日	総務大臣から、委員会に諮問（諮問第9号）。（⇒（4）） 両当事者から意見の聴取。
3月26日	両当事者に対し、書面による意見の聴取の依頼。
4月8日	両当事者から、意見の聴取の依頼について回答の提出。
5月15日	両当事者から意見の聴取。
6月5日	ひのきから、申請書に係る補正書の提出。
26日	委員会から、総務大臣に答申（電委第54号）。（⇒（5））
7月23日	総務大臣から、両当事者に対し、裁定について通知。（⇒（6））

(2) 申請における主な主張

ア 申請に係る再放送の概要

- (ア) 再放送しようとするテレビジョン放送
讀賣テレビに係る大阪放送局のデジタルテレビジョン放送
- (イ) 再放送の業務を行おうとする区域
徳島県板野郡松茂町、北島町の各全域並びに上板町の一部の区域（詳細は、
答申書の別添を参照。）
- (ウ) 再放送の実施の方法
同時再放送による放送
- (エ) 申請者が希望する再放送の開始日
裁定あり次第速やかに

イ 協議の経過

ひのきは、昭和62年12月2日に北島CATV管理組合として業務を開始した当初から、讀賣テレビの同意を得て、アナログ放送を再放送してきた。

平成18年9月25日に讀賣テレビに対し、直接面談してデジタル放送の再放送同意につき協議を申し入れて以来、現在まで約4年9か月、総務省が「有線テレビ

ジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における『正当な理由』の解釈に関するガイドライン」（以下「再放送ガイドライン」という。）を公表してからでも約3年以上もの長期にわたり協議を重ねてきた。

しかし、讀賣テレビは、地元の地上基幹放送事業者が同意しない限り再放送には応じない旨の主張に固執し、デジタル放送の再放送に同意しなかった。この讀賣テレビの主張は、再放送ガイドラインに反する不当なものである。

最終的に、讀賣テレビは、平成23年6月20日にひのきに対し、再放送に同意しない旨を明らかにした。その結果、ひのきと讀賣テレビは、同日、本件につき歩み寄る余地がないと相互に確認するに至った。

（3）讀賣テレビの主な主張

（5）答申中、第1 本件の経緯 2 申請に係る基幹放送事業者の意見の概要を参照。

（4）諮問

平成25年1月30日諮問第9号

諮 問 書

平成23年6月21日付けで、株式会社ひのきから、放送法（昭和25年法律第132号）第144条第1項の協議が不調にあたるものとして総務大臣の裁定の申請があった。

当該申請は同条第1項の裁定申請の要件を満たすものと認められることから、同条第5項の規定に基づき、当該裁定について諮問する。

（5）答申

平成25年6月26日電委第54号

答 申 書

平成25年1月30日付け諮問第9号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

記

株式会社ひのきの再放送同意裁定申請については、以下のとおり裁定することが適当である。

1 讀賣テレビ放送株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を株式会社ひのきが再放送することに同意しなければならない。

（1）再放送しようとするテレビジョン放送
大阪放送局のデジタルテレビジョン放送

(2) 再放送の業務を行おうとする区域
徳島県板野郡松茂町及び北島町の各全域

(3) 再放送の実施の方法

上記(1)のテレビジョン放送の全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送するとともに、再放送に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に利用しないこと。

なお、上記(1)のテレビジョン放送の再放送は区域外再放送となるため、株式会社ひのきは、受信者が視聴する際に混乱が生じないように再放送に利用するチャンネルの配置等について配慮すること。

2 讀賣テレビ放送株式会社は、株式会社ひのきが再放送の業務を行おうとする区域のうち徳島県板野郡上板町の区域(別添のとおり)については、同社のテレビジョン放送を株式会社ひのきが再放送することに同意しなければならないとは認められない。

ただし、「受信者の利益」を適切に保護する観点から、同意をしないこととする場合においても、讀賣テレビ放送株式会社が一定期間の経過措置(激変緩和措置)を講ずる必要があり、総務大臣においては、裁定を行うに当たり、適切な経過措置の期間を定め、当該経過措置が講じられることを確保すべきであることを付言する。

別紙

第1 本件の経緯

1 申請の概要等

申請者(株式会社ひのき)は、平成4年5月6日付けで郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、徳島県板野郡松茂町及び北島町の各全域並びに上板町の一部の区域においてケーブルテレビ事業を行っている者であるところ、大阪府大阪市所在の申請に係る地上基幹放送事業者である讀賣テレビ放送株式会社(以下「讀賣テレビ」という。)のデジタルテレビジョン放送の再放送を希望し協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成23年6月21日付けで本件申請を行った。

申請の概要は、下述のとおりである。

(1) 申請に係る再放送の概要

ア 再放送しようとするテレビジョン放送

大阪放送局のデジタルテレビジョン放送

イ 再放送の業務を行おうとする区域

徳島県板野郡松茂町及び北島町の各全域並びに上板町の一部の区域(別添のとおり)

ウ 再放送の実施の方法

同時再放送による放送

エ 申請者が希望する再放送の開始日

裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、昭和62年12月2日に北島CATV管理組合として業務を開始し

た当初から、讀賣テレビの同意を得て、アナログ放送を再放送してきた。

讀賣テレビは、平成14年7月25日に再放送同意（更新）をした際には、申請者に対し、デジタル化に備えチャンネルを空けておくよう条件を付した。これは、讀賣テレビの放送がデジタル化された場合にも、アナログと同様に再放送同意を行うことを前提とするものであった。

申請者は、讀賣テレビの放送を、過去20年以上もの長きにわたって再放送してきた。そして、デジタル放送についても再放送することを前提に、費用を投じて設備の整備等を行ってきた。

平成18年9月25日に讀賣テレビに対し、直接面談してデジタル放送の再放送同意につき協議を申し入れて以来、現在まで約4年9か月、総務省が「有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における『正当な理由』の解釈に関するガイドライン」（以下「再放送ガイドライン」という。）を公表してからでも約3年以上もの長期にわたり協議を重ねてきた。

しかし、讀賣テレビは、地元の地上基幹放送事業者が同意しない限り再放送には応じない旨の主張に固執し、デジタル放送の再放送に同意しなかった。この讀賣テレビの主張は、再放送ガイドラインに反する不当なものである。

最終的に、讀賣テレビは、平成23年6月20日に申請者に対し、再放送に同意しない旨を明らかにした。その結果、申請者と相手方は、同日、本件につき歩み寄る余地がないと相互に確認するに至った。

（3）第1回意見聴取及び平成25年4月8日付文書による申請者の主張の概要

ア 放送の地域性に係る意図

近畿広域圏（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の6府県）の地上基幹放送事業者は、事実上の放送対象地域に徳島県を含めており、現に、徳島県内の視聴者を念頭に、徳島県の出来事や天気など徳島に関する情報を放送している。それは、讀賣テレビの場合も同じである。

近畿広域圏の地上基幹放送事業者は、徳島県もCMの放送対象地域としてスポンサーに売り込んできたのであり、当然、その放送（番組及びCM）が徳島県内で放送されることを当然の番組編集上の意図としてきたこと（仮に、徳島県内で放送されなければ、スポンサーに対するCM放送契約違反になる。）。このことは、讀賣テレビにおいても、全く同様である。

イ 通勤・通学等人の移動状況

徳島県への転入者および徳島県からの転出者の約3割を近畿地方が占めている。

徳島県民で他県において就業・通学する者の2割を近畿地方が占める。

徳島県は、関西広域連合、近畿ブロック知事会、関西地域振興財団、近畿高等学校総合文化祭など、関西（近畿）2府8県の一員として広域行政を推進し、文化的にも密接な関係にある。

徳島県から神戸・大阪へは約1時間半～2時間程度で移動可能であり、両地域を結ぶ高速バス・フェリーなど公共交通機関も発達し、年間約200万人もの人の移動がある。

徳島県と淡路島（兵庫県）の間では、「島内路線」の一環として「淡路徳島線」が運行されており、頻繁に人の移動が行われている。

徳島県から京都・大阪・兵庫への自動車による旅客輸送人員は、100万人を超え、逆路線でも150万人を超えるなど、両地域間で活発な人の移動が行

われている。

神戸淡路鳴門自動車道の全線開通から 15 年を迎え、徳島県と関西を結ぶ高速バス路線が定着し、両地域間で活発な人の移動が行われ、ストロー現象という形で、徳島県から関西へ買い物等に出かける人も多数に上っている。

徳島県住民の移動先は転出・転入ともに関西が一番多く、全体の 30% 程度を占めていること。その結果、京阪神地方を中心に、約 130 万人の徳島県出身者が居住している。

徳島県内の高校卒業者の約 45% が関西に進学し、その県外就職先の約 38% が関西である。

関西方面へは、高速バスが 1 日 131 往復し、年間約 200 万人もの人間が往き来している。

ウ 両地域間の経済的取引状況

徳島県産の農産物は販売額の約 5 割が京阪神市場に出荷されるなど、両地域には大きな経済的取引がある。

徳島県産の農産物は、約 520 億円分（販売金額の約 50%）が京阪神市場に出荷され、大阪中央卸売市場での全入荷量の 4 位を占めるなど、両地域には、大きな経済的取引がある。

徳島県からの貨物は、約 4 割が関西向けで、その量は年間約 420 万トンに達する。

徳島県と関西とは古くから経済的結びつきが強く、京阪神地域は、徳島県の一次産品の最大の消費地である。

製造品出荷額の約 27%、原材料・燃料購入額の約 25% は関西である上、徳島県は、関西への電力供給地ともなっており、また、関西国際空港の整備費用も負担している。

徳島県民は、大阪市内や神戸市内の百貨店など、関西方面へ多数買物に出かけている。四国放送株式会社（以下「四国放送」という。）も、アナウンサーと一緒にいく買物ツアーを企画している。

徳島県の企業（銀行、量販店、建設業者等）は、関西に支店、営業所を設置し、人員を派遣したり、店舗を設けたり、出向いたりして営業対象地域とするなど、関西と活発に経済的取引をしている。

エ 電波のスピルオーバーの状況

申請者の業務区域である徳島県板野郡松茂町、北島町及び上板町では、地上波テレビジョン放送のデジタル化以後も讀賣テレビの放送がアンテナで良好に受信可能であり、現に一部の世帯ではケーブルテレビに加入せずデジタル放送を受信している。

申請者の業務区域では、デジタル化後も讀賣テレビの放送がアンテナで良好に受信でき、現に、25～40% の世帯は、ケーブルテレビに加入することなく、アンテナで直接受信して讀賣テレビの放送を視聴している。

オ 両地域の関係を巡る歴史的経緯

江戸時代、現在の徳島県と淡路島（兵庫県）は、阿波蜂須賀藩が治めており、両地域間で盛んに人的・経済的交流が行われ、現在に至るまで、ほとんど一体というべき極めて密接な地域的関連性がある。

カ 再放送に関する視聴実態、視聴習慣

徳島県では、四国放送のテレビジョン放送開始より前の昭和 30 年代から

現在まで半世紀以上にわたり、讀賣テレビを含む近畿広域圏のテレビジョン放送が視聴されてきている。

讀賣テレビがデジタル化以降視聴できなくなったため、県民からは多数の意見、不満の声があり、同社のテレビジョン放送の視聴は県民の強い要望である。

近畿広域圏の地上基幹放送事業者は、事実上の放送対象地域に徳島県を含めており、現に徳島県内の視聴者を念頭に、徳島県の出来事や天気予報など、徳島に関する情報を放送している。

讀賣テレビ以外の関西広域民放及び県域局はすべてデジタル放送の再放送同意済みである。

徳島では、現在も、近畿広域圏のテレビジョン放送及び近畿の県域のテレビジョン放送がアンテナで受信され、かつ、讀賣テレビの放送以外は再放送同意もなされ、広く徳島県民の視聴の対象となっている。それゆえ、これらのテレビジョン放送は、県民の文化生活に欠かせないものであって、讀賣テレビの同意拒否は、極めて異例で理由のない対応である。

キ 地元基幹放送事業者への影響

申請者の再放送同意申込みに対して、讀賣テレビが当初から主張してきた「系列局である四国放送との兼ね合いがある」という点については、地元基幹放送事業者の同意、経営問題等の有無は、不同意となる正当な理由には当たらない。

(4) 第2回意見聴取における申請者の主張の概要

ア 総務省が行ったスピルオーバー調査結果について

電界強度という表面的で単純な数値だけをもって、区域外再放送が受信できるか否かを判断するのは、そもそも無理がある。

調査地点 52 箇所中、合計 41 箇所（約 79%）で受信が可能であるから問題ない。

全国デジタル放送推進協議会の「地上デジタル放送難視地区対策計画」（平成 21 年 8 月）の調査結果によると、調査ポイントの設定、地区の範囲など不明確な部分もあるものの、少なくとも、半数程度の地区では、讀賣テレビのデジタル放送が受信可能であることが認められる。

調査結果は、地上テレビジョン放送のデジタル化に向けた取組において、「徳島県では、県内の民放が一社のため県外アナログ放送受信者が多数存在」、「区域外波の安定受信のためには、ケーブルテレビへの加入を基本に対策を促進」との総務省自身の方針に反する。

徳島県では、アナログ放送の時代から約半世紀にわたり讀賣テレビが広く視聴されてきたにも関わらず、デジタル化以降突然再放送を拒まれていることが本質的な問題であり、これに対し、ブースターの有無や画質評価などは、本質から離れた問題にすぎない。

イ 両地域間の経済的取引状況を示す資料について

徳島県は、「関西大商圏」に含まれている。関西方面へ多数買物に出かけており、年間消費流出規模は 32 億円（13.7%）である。

『中小小売店支援のための 1 万人アンケート』調査結果報告書（徳島県・（財）とくしま産業振興機構、平成 14 年 3 月）（以下「徳島県アンケート」という。）は、12 年前でさえ密接な経済的取引があったことを示すが、若年

単身者等の動向を反映していないなど、資料として不十分な点もある。若年単身者の動向を適切に反映させ、かつ、その後の時間の経過を考慮すれば、現在では、より一層、活発な経済的取引が行われていると見るべきである。

ウ その他

讀賣テレビは、徳島県内で発行される新聞に、自社の番組の広告を掲載しており、今も、徳島県を事実上の放送対象地域として重視している。

再放送ガイドラインの「放送の地域性に係る意図」は、「正当な理由」に当たらない。再放送ガイドラインではなく、昭和 61 年の国会答弁に示された 5 基準に照らして、速やかに同意裁定をすべきである。

万一、再放送ガイドラインによったとしても、「放送の地域性に係る意図」を侵害しないことが優に認められるから、速やかに同意裁定をすべきである。

2 申請に係る基幹放送事業者の意見の概要

(1) 意見書における主張の概要

ア 讀賣テレビが「同意をしない」理由とその正当性

讀賣テレビがその放送対象地域に放送することを前提として制作した番組放送の意図が侵害されるだけでなく、放送法及び基幹放送普及計画に基づく現在の放送秩序及び放送文化が損なわれる。

徳島県唯一の地上基幹放送事業者である四国放送の経営基盤が脅かされ、ひいては地元受信者に不利益がもたらされる。

イ 「正当な理由」の解釈

(ア) 再放送ガイドラインの適用のあり方

放送法第 11 条の解釈として、再放送同意制度の趣旨は「放送事業者の利益保護」と「放送秩序の維持」の両方にあり、これを「放送事業者の利益保護」だけに限定する再放送ガイドラインは、放送法を適切に解釈したものとはいえず、再放送ガイドラインの「正当な理由」の考え方のみを重視することは適切ではない。

再放送同意制度の解釈としては、地元基幹放送事業者の経営基盤の確保ということも重要な検討要素とされるべきであって、これを考慮しない再放送ガイドラインの「正当な理由」の考え方のみを重視することは適切ではない。

ケーブルテレビ事業も確固たる基盤を築いて大規模化が進み、過剰な保護を与える必要がない状況となっており、「正当な理由」の解釈にあたって、このような立法事実の変化を反映させて、可及的に、例外的措置である同意裁定の発動を抑制すべきである。

(イ) 受信者の利益

区域外再放送で得られる受信者の利益とは、区域外再放送によってしか取得できない受信者の生活等に必要地域情報の取得であり、区域外再放送によってしか取得できないか否かを判断する「地元基幹放送事業者による情報発信・情報提供の有無」、すなわち「番組の同調率」も考慮すべきである。

四国放送の讀賣テレビとの番組同調率は 82%強になっており、徳島県全域の視聴者は、讀賣テレビの番組のほとんどを四国放送を通じて視聴することができ、讀賣テレビの区域外再放送によってしか得られない生活等

に必要な地域情報というものはほとんど考えられず、受信者の利益を保護するためにやむにやまれぬ事情は認められない。

区域外再放送という手段を通じて情報需要者に取得させなくても、インターネットや携帯電話等が普及するなど情報収集手段が多様化している今日、地上基幹放送事業者の表現の自由や放送秩序の維持を制限することのない代替手段により情報を取得することは十分に可能である。

(ウ) 地上基幹放送事業者の権利（表現の自由）

再放送同意制度は、憲法上保障された表現の自由（放送の自由）の一内実であり、「放送の地域性に関わる意図」の保護の必要性が相対的に低いとしている再放送ガイドラインの「正当な理由」の考え方には何ら法的に合理的な根拠はなく、再放送ガイドラインの考え方のみを重視することは適切ではない。

讀賣テレビは、次のようなトラブルや問題を惹き起こすことから、自らの放送対象地域外で再放送されたくないという意図を有しているが、同意裁定により区域外再放送が認められれば、讀賣テレビの放送の意図を大きく害することになる。

著作権法上の権利処理がなされないまま同意裁定が下ると讀賣テレビの放送している番組に関して著作権もしくは著作権隣接権を有する権利者と申請者との間で著作権法上の紛争が起きるおそれが大きく、場合によっては著作権法上の権利者と讀賣テレビの間にも期せずして紛争を発生させる可能性がある。

申請者により讀賣テレビの区域外再放送が行われることになると、広告収入等で経営に多大な影響を及ぼすCMに関してトラブルが生じる可能性があるため、讀賣テレビは区域外再放送をしたくないとの意図を有している。

近畿のみで放送されることを条件に出演者（一般人も含む）が取材やインタビューに応じるような場合に、区域外再放送されると讀賣テレビとしては予期せず、深刻な人権侵害などを引き起し、コンプライアンス上の問題を抱えることになる。

その他、懸賞広告では、販売促進のため、対象地域、選考方法、応募方法と条件など細かく規定されていたり、エリアによって実施時期が調整されていたりすることがあるが、区域外再放送がなされることにより、販売促進の効果が薄れるなどして、讀賣テレビとしては予期せず、スポンサー企業との間でトラブルを発生させてしまうおそれもある。

ウ 再放送ガイドラインを踏まえた検討

地域間の関連性が低く、地域間の関連性に係る受信者の利益はわずかで、それに引き替え、区域外再放送による讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害の程度は許容範囲内（受忍限度内）にあるとは到底いえない。

(ア) 通勤・通学等人の移動状況

平成 22 年の国勢調査では、3 町から近畿広域圏への就業者・通学者数は、124 人（3 町に常住する全就業者・通学者数に対する比率 0.5%）であり、近畿広域圏から 3 町への就業者・通学者数は 135 人（3 町において就業・通学する者に対する比率 0.61%）であり、実数としても、比率としても極めて低いものである。しかも 124 人中 92 人、135 人中 126 人が徳島県

と近接した淡路島のある兵庫県との間における就業・通学であり、近畿といってもかなり地域限定的である。

(イ) 電波のスピルオーバーの状況

電界強度計算ソフトを用いて徳島県域への放送波のスピルオーバー（電界強度）を試算したところ、徳島県の内陸部はもとより沿岸部にさえ、読売テレビのデジタルテレビジョン放送の電波は届いていない。よって、徳島県地区では読売テレビの放送波を安定的に受信して視聴することはほぼ不可能である。

エ 申請者による大臣裁定申請の経緯

申請者は、一方的に協議を打ち切り、実質的協議を尽くすことなく同意裁定申請を行っており、かかる態度は大臣裁定制度を濫用するものにほかならない。

(2) 平成 25 年 4 月 8 日及び 11 日付文書による読売テレビの主張の概要

ア 通勤・通学等人の移動状況

徳島県は、近畿圏の兵庫・大阪との間に人の移動はあるものの、四国の外 3 県（香川県、愛媛県及び高知県）との間の人々の移動が圧倒的に多い。

近畿を目的地とする流動人数では、徳島県は、近畿隣接他県と比べて特段多いとはいえ、岡山県と比べればその 8 分の 1 しかなく、圧倒的に少ない。また、県外流動人数における割合を見ても、約 10% しかおらず、特段近畿を目的地とする人の移動が多いというわけでもなく、これも岡山県と比べれば、3 分の 1 しかない。そして、徳島県よりも近畿を目的地とする流動人数及びその割合が多く、人の移動の点で地域間の関連性が強いと考えられる岡山県及び鳥取県のケーブルテレビ事業者は 1 社も読売テレビに区域外再放送の同意を求めている。つまり、岡山県及び鳥取県よりも地域関連性が弱い徳島県の受信者にとって、区域外再放送という手段によってまで近畿の情報を得なければならないという必要性はない。

平成 22 年国勢調査によると、徳島県を常住地とする就業者・通学者のうち、近畿に就業・通学する者の数は、811 人であり、全就業・通学者数 38 万 1,905 人のうち、0.21% にすぎない。これも岡山県を常住地とする就業者・通学者数と比べても人数は 5 分の 1 であり、割合も 2 分の 1 である。この資料からも、徳島県と近畿は人の移動の点で地域間の関連性が強いとはいえ、岡山県と比べれば、地域関連性が格段に弱い徳島県の受信者にとって、区域外再放送という手段によってまで近畿の情報を得なければならないという必要性はない。

イ 両地域間の経済的取引状況

徳島県が平成 8 年度及び平成 10 年度に実施したお買い物アンケート調査によると、アンケート対象者の買い物のうち阪神方面での購入割合が 0%、つまり阪神方面で買い物を全くしない人の割合が徳島市においては、平成 8 年度は 98% (1,263 人/1,315 人中)、平成 10 年度に 91.8% (1,284 人/1,399 人)、鳴門市においては、平成 8 年度は 95.7% (764 人/798 人中)、平成 10 年度は 89.9% (719 人/800 人中) である。徳島県の小売業年間販売額の 43.3% を占める県内第 1 位の購買力のある徳島市の市民と県内第 2 位の購買力のある鳴門市の市民でさえ、阪神方面で買い物を全くしない人が約 9 割もい

る。しかも同調査のサンプルとして使われた婦人・子供服は、同調査の別項目での「京阪神地域で買い物に関する徳島県消費者の意向」の調査において最上位に位置した「衣料品」カテゴリーに含まれるものであり、他の買い物対象品を含めた全商品での割合に引き直すとさらに増えるものと考えられる。また、当該資料の「阪神方面への購買流出率（婦人・子供服）」によると、金額ベースでの流出率は徳島市で2.2%であり、鳴門市でさえ2.8%で、申請者の業務区域では1%未満である。したがって、徳島県の消費者にとって阪神地域は購買地域としての重要度は低く、阪神地域の情報は徳島県民、特に申請者の業務区域の住民にとって自らの生活等に必要な地域情報とはいえない。

ウ 再放送に関する視聴実態、視聴習慣

平成23年7月のアナログ放送終了にともなうデジタル放送完全移行をもって、徳島県ではこれ以降、読売テレビの区域外再放送は、激変緩和措置としての「デジアナ変換による激変緩和措置」による再放送を除き、行われていない。このような事情を背景に、地デジ完全移行を挟んで、一時期、徳島県の視聴者から読売テレビに対し、デジタル放送の区域外再放送に関する問い合わせやクレームがあったものの、その後、短期間に収束し、平成24年以降は、ほとんど問い合わせ等はない状態が続いている。このような事実からすれば、徳島県における読売テレビの再放送に関する視聴実態はなく、視聴習慣も消失したものと見える。

申請者の業務区域周辺のケーブルテレビ事業者によると、アナログ再放送停止の直後を除き、読売テレビの再放送の要望も再放送停止に対するクレームも無い状態が現在でも継続しているとのことである。このような事実からすれば、申請者の業務区域周辺の受信者には、読売テレビの再放送に関する視聴実態も視聴習慣も現在では消失しているものと見える。

申請者と競合するケーブルテレビ事業者は、読売テレビのデジタル再放送もデジアナ変換による激変緩和措置によるアナログ再放送すら実施していないが、平成20年7月のサービス提供開始以降、徳島県全域で加入者が急増している。このように読売テレビの放送が（読売テレビの同意を得ることなく）再放送されている申請者の業務区域においても、読売テレビの放送の再放送をしていない事業者が加入者数を伸ばし躍進していることからしても、読売テレビの放送の再放送に関する視聴実態や視聴習慣は希薄化しているか、消失しているものと見える。

(3) 第2回意見聴取における読売テレビの主張の概要

ア 総務省が行ったスピルオーバー調査結果について

総務省のスピルオーバーの状況調査結果について、受信可能地点の数・地域の偏在、測定日による電界強度のばらつきから、申請者の業務区域で読売テレビのデジタル波が安定的に視聴可能な程度には届いていないと判断する。

また、例年4月から10月にかけて不定期に発生するフェージングの影響も考慮すると、さらに今回の結果よりも悪化すると想定され、申請者も業務区域内の一般家庭で放送波受信をする場合は、フェージングの影響により在阪広域局等の県外波を安定的に受信できることが困難であると認識している。

イ 両地域間の経済的取引状況を示す資料について

徳島県アンケートの結果では、明石海峡大橋という利便性があるにも関わらず、阪神地方に出向いて買物をしている住民は極めて少なく、年間にわずか数回程度という人が、松茂町、北島町、上板町のいずれでも、95 から 90% を占めている。すなわち、これら 3 町の住民はほとんど阪神地方に買物に行っていない。また、3 町の住民とも、婦人服、カバンやカメラなどの高価な品物でも、阪神地方で購入している割合は 1 ～ 2% に過ぎず、食料品など日常の生活必需品に至ってはほぼ 0% である。このような買物状況から見ても、区域外再放送から得られる関西の情報が、申請者の業務区域の住民にとって、必要な地域情報とは言えないことは明らかである。

ウ その他

「受信者の利益」を考えるに当たっては、単に視聴者がケーブルテレビ事業者による再放送で視聴できれば良いなどという近視眼的な観点だけでなく、より大局的な見地からの判断が不可欠である。このような大局的な見地からの判断の要素には地元基幹放送事業者の経営基盤の確保ということが含まれる。特に本件においては、讀賣テレビの放送と四国放送の放送との同調率が高いという特殊事情があり、一方において讀賣テレビの再放送を視聴することによる受信者の利益が相対的に低い反面、讀賣テレビの再放送が四国放送に与える影響は大きく、このような悪影響はとりもなおさず「受信者の利益」に対する悪影響にほかならない。

平成 18 年 9 月に、徳島県内のケーブルテレビ事業者 11 社から、デジタル放送の区域外再放送の実施希望が表明されたが、この問題は全国の受信者の利益に大きな影響を与えるものであり、讀賣テレビという一事業者の判断により軽々に対応できるものではなかった。再放送ガイドラインの公表等によって、ようやく一応の判断基準・材料が明らかになったのは、平成 22 年 3 月頃のことであり、讀賣テレビが本件の処理を徒に引き延ばしてきたという事実はない。

申請者以外の徳島県のケーブルテレビ事業者は、讀賣テレビと協議の上、徳島県の特殊事情である同調率の高さを考慮し、むしろ地元基幹放送事業者である四国放送と連携したり、番組作りを行う等により多様かつ充実した地域情報を提供することが「受信者の利益」に資するとの観点からデジタル再放送を見送り、デジアナ変換による激変緩和措置を導入している。実質的な協議を行うこともなく、一方的に大臣裁定を申請した申請者の態度は、同意裁定手続の前提となる最小限の当然遵守されるべき事柄を無視し、何ら受信者の利益を顧みず、自社の利益の追求のためだけに大臣裁定を利用しているというほかない。

3 総務大臣の諮問

本件申請について、総務大臣は、放送法第 144 条第 1 項に規定する「協議に応じず」又は「協議が調わない」という要件を満たしていないとして、平成 23 年 10 月 20 日付けで裁定の拒否処分を行った。

その後、申請者が異議申立てを行い、当該異議申立ては電波監理審議会に付議され、平成 24 年 11 月 28 日に同審議会は裁定拒否処分を取り消す旨の決定案を議決した。

これを受けて、総務大臣は、平成 24 年 12 月 5 日に電波法第 94 条に基づき同審議会の議決のとおり同処分を取り消した。

その後、総務大臣は、平成 24 年 12 月 5 日に讀賣テレビに対し意見書の提出の機会を付与した上で、平成 25 年 1 月 30 日に当委員会に対し諮問を行った。

諮問の内容は、申請者からの裁定申請は放送法第 144 条第 1 項の裁定申請の要件を満たすものと認められることから、同条第 5 項の規定に基づき、当該裁定について諮問するものである。

4 委員会の審議

総務大臣から諮問を受けた当委員会は、平成 25 年 1 月 30 日に委員会を開催して、担当部局である情報流通行政局から諮問内容についての説明を受けた。また、当委員会は、本件事案の当事者である申請者及び讀賣テレビからも事情を聴取することが必要と判断し、両当事者から平成 25 年 1 月 30 日に第 1 回意見聴取を、同年 5 月 15 日に第 2 回意見聴取を行った。

当委員会は、平成 25 年 1 月 30 日、2 月 22 日、3 月 18 日、同月 29 日、4 月 15 日、5 月 15 日、同月 27 日及び 6 月 26 日の計 8 回、委員会を開催して審議を行い、本答申を取りまとめた。

第 2 検討

1 基本的な考え方

放送法第 144 条第 1 項は、有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当該一般放送事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる」と規定している。また、同条第 3 項は、総務大臣は、基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする」と規定する。この「正当な理由」の解釈に関しては、総務省が研究会を開催し有識者や利害関係者の意見を聴取のうえ、パブリックコメントを経て、平成 20 年 4 月に大臣裁定に当たっての基準となる再放送ガイドラインを策定し公表している。

その後、旧有線テレビジョン放送法第 13 条第 3 項の規定に基づき、テレビセとうち株式会社の再放送に関するよさこいケーブルネット株式会社からの申請に係る裁定（以下「高知裁定」という。）が平成 23 年 6 月 21 日に、また、同規定に基づき、福岡県の地上基幹放送事業者 4 社の再放送に関する山口ケーブルビジョン株式会社からの申請に係る裁定（以下「山口裁定」という。）が同日になされた。

ケーブルテレビによる再放送については、地上基幹放送事業者の放送番組が当該事業者の放送対象地域内で再放送される「区域内再放送」と、その放送対象地域外で再放送される「区域外再放送」とに分類される。

放送法第 92 条で地上基幹放送は、「放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする」とされており、区域内再放送は、その放送対象地域内の難視聴地域等においても放送番組を受信できる環境を構築することに貢献するなど、地上基幹放送を補完する役割を担っている。再放送ガイドラインにおいても、区域内再放送は、①放送番組が基幹放送事業者の意に反して、一部カットして放送される場合、②基幹放送事業者の意に反して、異時再放送される場合、③放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の

有線放送を行い、基幹放送事業者の放送番組か他の放送番組か混乱が生じる場合、④有線電気通信設備の設置計画が合理的でなく、又は実施が確実にないと認められる等、有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合、⑤有線テレビジョン放送の受送信技術レベルが低く良質な再放送が期待できない場合の5基準の該当する場合にのみ、再放送に係る同意をしないこととされている。

他方で、区域外再放送については、放送法第91条に基づく基幹放送普及計画において、地上基幹放送の放送対象地域は各県の区域を原則とするものであること、また、地上基幹放送については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその地上基幹放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、地上基幹放送に関する当該地域社会の要望を充足することが基本的事項として規定されていること等にかんがみ、受信者にとって自らの生活等に必要となる区域外の地域情報を取得する具体的な利益が認められない場合には、再放送に係る同意を行わない「正当な理由」があるものとするのが適当である。したがって、区域外再放送に係る同意につき判断するに当たっては、上記の5基準への該当性に加え、このような具体的な利益が認められるか否かを検討することが必要となる。再放送ガイドラインにおいて、区域外再放送は、地上基幹放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が、再放送に係る「受信者の利益」の程度との比較衡量において、許容範囲内（受忍限度内）にあると言えない場合に、再放送に係る同意をしないことの「正当な理由」があると言えるとしているとともに、「受信者の利益」を評価するための考慮事項として、地域間における通勤・通学等人の移動状況、電波のスピルオーバーの状況等の項目を掲げている。これらの再放送ガイドラインの規定は妥当なものであると認められ、同ガイドラインは、当該判断に当たっての適切な基準を示しているものと評価できる。

このため、当委員会では、放送法の関係規定のほか、再放送ガイドラインの各項目に照らし、「正当な理由」の有無を判断することとした。また、その判断に当たっては、過去に再放送ガイドラインを適用して判断を行った高知裁定及び山口裁定との判断の一貫性を確保するように努めることとした。

具体的な検討は以下のとおりである。

2 再放送に係る同意を判断すべき区域の単位

現在のケーブルテレビ事業者の業務区域が基本的に市町村を単位としていること、過去の裁定においても同一市町村内において受信者の利益は原則として一体的に捉えることが適当としていること、また、同一市町村内であれば、一般に地域内の交流は多いと考えられることから、市町村の一体性を確保する観点からも、再放送に係る同意を判断すべき区域の単位については、原則として市町村とすることが適当であると認められる。

したがって、以下で述べる放送の地域性に係る侵害の程度及び受信者の利益の程度に関する検討に当たっても、申請者の業務区域である3町を一括して判断するのではなく、3町のそれぞれについて個別に判断することとする。

3 放送の地域性に係る意図の侵害の程度について

再放送ガイドラインにおいては、「放送の地域性に係る意図」は、「広く国民に向かって表現（放送）されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図」にとどまるものであり、「番組編集上の意図」の中核を占める放送番組の同一性やチャンネルイメージについての侵害に比べて保護すべき必要性は相対的に低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量

により、その確保の必要性を判断することが適当であるとされている。なお、再放送ガイドラインにおいては、判断に当たり、侵害の具体的内容を説明することは求められていない。

読賣テレビは、平成 25 年 1 月 9 日付けの意見書等において、再放送による放送の地域性に係る意図の侵害の具体例として、

- ・ 業務協定や契約によって形成されている権利関係の毀損・侵害に関するトラブル
- ・ CMに関するトラブル
- ・ 想定外のリスク負担やコンプライアンス上の問題

が生じるとし、番組編集上の意図に含まれる放送の地域性に係る意図の侵害が想定されるとしている。

再放送ガイドラインに従えば、読賣テレビの「放送の地域性に係る意図」の侵害に係る上述の主張については、区域外再放送が行われる全ての事業者について生じうるものであり、読賣テレビの「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されることを示す特別な事情があるとまでは言えないが、一般的に生じる程度の「放送の地域性に係る意図」の侵害を認めることはできる。

したがって、当該「放送の地域性に係る意図」の侵害が再放送に係る「受信者の利益」の程度との比較衡量上受忍限度を超えるか否かにより、当該侵害が再放送に同意をしない「正当な理由」に当たるか否かを判断することとする。

4 受信者の利益（受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること）の程度について

(1) 地域間における人・物等の交流状況

ア 通勤・通学等人の移動状況

申請者の業務区域と読賣テレビの放送対象地域との間の人の交流状況については、平成 22 年国勢調査によれば、松茂町、北島町及び上板町から近畿広域圏への就業者・通学者数（近畿広域圏については、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の 6 府県の総和。以下同じ。）はそれぞれ 50 人、64 人及び 10 人であり、当地に常住する全就業者・通学者数に占めるこれらの割合はそれぞれ約 0.6%、約 0.6%及び約 0.2%である。また、近畿広域圏から松茂町、北島町及び上板町への就業者・通学者数はそれぞれ 122 人、12 人及び 1 人であり、当地での就業者・通学者数に占めるこれらの割合はそれぞれ約 1.3%、約 0.1%及び約 0.02%である。

山口裁定においては、ケーブルテレビ事業者の業務区域と地上基幹放送事業者の放送対象地域との間の人の交流状況について、山口市、防府市、宇部市及び美祢市から福岡県への就業者・通学者数はそれぞれ 235 人、78 人、319 人及び 40 人であり、当地に常住する全就業者・通学者数に占めるこれらの割合はそれぞれ約 0.2%、約 0.1%、約 0.3%及び約 0.2%であった。また、福岡県から山口市、防府市、宇部市及び美祢市への就業者・通学者数はそれぞれ 315 人、91 人、295 人及び 26 人であり、当地での就業者・通学者数に占めるこれらの割合はそれぞれ約 0.3%、約 0.1%、約 0.3%及び約 0.2%であった（平成 17 年国勢調査）。

山口裁定では、ケーブルテレビ事業者の業務区域と地上基幹放送事業者の放送対象地域との間で、自らの生活等に必要な地域情報を取得する必要性が高いと考えられる人の交流が一定程度行われていると認めている。

以上を踏まえると、松茂町及び北島町については、過去に人の移動が一定程度あることが認められた山口裁定と同程度の人の移動が近畿広域圏との

間にあると評価できる。

他方、上板町については、同町から近畿広域圏への就業者・通学者数の割合は約0.2%あるものの、その人数は10人に留まり、また、近畿広域圏に常住し同町において就業・通学する者の人数は1人しかおらず、割合としても約0.02%と極めて小さいと評価できる。

イ 両地域間の経済的取引状況

両地域間の経済的取引状況に関しては、徳島県アンケートによると、「京阪神に買い物やレジャー・観光を兼ねた買い物で出かける回数」が、年5～6回以上と答えた人の割合は、松茂町で15.5%、北島町で16.5%、上板町で9.0%であり、また、月1回程度以上と答えた人の割合は、松茂町で4.5%、北島町で9.0%、上板町で5.0%となっている。

ウ 電波のスピルオーバーの状況

電波のスピルオーバーの状況に関しては、申請者と読売テレビとの間で意見が大きく相違していたため、当委員会としては、総務省に調査を依頼した。

上記依頼を受けて総務省が平成25年2月から3月にかけて行った調査（申請者の業務区域である3町合計で52箇所をそれぞれ2回調査）によると、電界強度については、3町のいずれにおいても、ほとんどの地点において放送法関係審査基準（注）が定めている51dB μ V/m未滿しか観測されなかった。他方、上記調査では、実際に受信した映像の画質についても調査を行ったが、それによれば、2回の調査でいずれも視聴が可能なレベルの画質であった場所が3町それぞれに数箇所ずつ存在した。ただし、これらの地点においても、その周辺には視聴困難とされた地点が存在することから、継続的に良好な受信が可能であるとまでは言えない。

（注）放送法第140条第1項では、総務大臣が指定するケーブルテレビ事業者に対し、地上基幹放送の「受信の障害が発生している区域」において再放送を行うことを義務付けているが、当該「受信の障害が発生している区域」につき、放送法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第68号）第16条（1）は、「デジタル放送を行う放送局の電界強度（地上10メートルの高さにおけるものとする。）が、51dB μ V/m未滿である区域」と定めている。

（2）その他地域間の関連性を示す要素

松茂町においては平成11年9月から、北島町においては昭和63年1月から、上板町においては平成17年6月から、それぞれ読売テレビのアナログ再放送が開始され、現在まで読売テレビの視聴がされてきており、視聴実態及び視聴習慣を判断する上ではアナログ放送とデジタル放送を区別する必要性はないことから、3町いずれにおいても視聴実態及び視聴習慣があることを認めることができる。

その他の要素については、特段考慮すべきものがあるとは認められない。

5 放送の地域性に係る意図の侵害と受信者の利益の程度との比較衡量

（1）松茂町及び北島町

上述のとおり、読売テレビの放送の地域性に係る意図は、放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であり、松茂町及び北島町においても、区域外再放送が行われる場合に一般的に生じる程度の侵害が生じると言うべきである。

他方、両町における受信者の利益について見ると、読売テレビの電波のスピ

ルオーバーの状況は、継続的に良好な受信が可能であるとまでは言えないものの、一定の範囲で受信可能であると認められる。また、両町では過去の讀賣テレビの放送の視聴実態及び視聴習慣が認められるとともに、両町と近畿広域圏との間の通勤・通学等の人の移動も一定程度あると認められる。地域間の経済的取引についても、一定程度の交流が認められる。

さらに、両町に隣接する徳島県鳴門市は、讀賣テレビの放送対象地域に含まれる兵庫県の淡路島と海峡を挟んで位置しており、かつ、同島と神戸淡路鳴門自動車道によって直接結ばれていることから、同市は讀賣テレビの放送対象地域に隣接する市町村として扱うべきものと認められる。両町は、いずれも同市に隣接していることに加え、同市の中心部からの距離も比較的近く、このため、言わば「隣接する市町村」に準ずるものとも見ることができるとする。

以上のことから、再放送ガイドラインに規定された項目に関しては、両町において、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害の程度を上回る受信者の利益があると評価することが適当である。

(2) 上板町

上板町においても、松茂町及び北島町と同様に、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害は、区域外再放送が行われる場合に一般的に生じる程度に生じると言うべきである。

他方、上板町における受信者の利益について見ると、松茂町及び北島町と同様に、讀賣テレビの電波のスプilloverの状況については、継続的に良好な受信が可能であるとまでは言えないものの、一定の範囲で受信可能であると認められる。また、両町と同様に上板町でも、過去の讀賣テレビの放送の視聴実態及び視聴習慣が認められる。しかしながら、上板町と近畿広域圏との間の通勤・通学等の人の移動については極めて少ないと認められ、両地域間の経済的取引も他の2町に比べるとやや少ない。

さらに、上板町については、鳴門市とも隣接していないため、讀賣テレビの放送対象地域と隣接する市町村に準ずると言うこともできない。

以上のことから、再放送ガイドラインに規定された項目に関して見ると、上板町においては、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があると評価することはできない。

6 讀賣テレビと四国放送の番組の同調率を考慮することについて

讀賣テレビは、意見書において「番組の同調率」も考慮すべきと主張しているが、同社からの提出資料によると、四国放送が同社と同調している番組は全国ネットの番組がほとんどであり、仮にそれらの番組の中に近畿広域圏の地域情報が含まれていたとしても、当該番組を全体として捉えた場合に、「受信者が自らの生活等に必要な地域情報」を提供する番組として位置づけることは妥当ではない。

他方、同時期の讀賣テレビの番組表では、四国放送が制作した番組が放送されている時間帯に、讀賣テレビでは近畿広域圏に生活する視聴者のために制作し放送していると思われる番組が放送されていることから、当該番組については、讀賣テレビの再放送を視聴することによる受信者の利益が相当程度存在すると認められる。

したがって、讀賣テレビと四国放送の放送番組の同調率が高い場合には、讀賣テレビの放送を再放送しても、それにより申請者の業務区域における受信者の利益が高まることはないとする讀賣テレビの主張は採用できない。

7 地元基幹放送事業者（四国放送）の経営基盤との関係について

讀賣テレビは意見書において、再放送同意制度の解釈としては、地元基幹放送事業者の経営基盤の確保ということも重要な検討要素になるのであって、これを考慮しない再放送ガイドラインの「正当な理由」の考え方のみを重視することは適切ではないとしている。

再放送ガイドラインは、「地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の『番組編集上の意図』の保護や『受信者の利益』の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については『正当な理由』の判断に関して考慮しない」としており、当委員会としてもこれを適切と考える。

もっとも、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるに留まらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地がある。しかし、本件については、仮に再放送を認めたとしても、従来から申請者も含めた徳島県内の他の主要なケーブルテレビ事業者が讀賣テレビのアナログ放送を再放送しており、これにより再放送される地域が拡大するものではなく、四国放送の業務の継続が困難になるとは想定されない。

8 協議の経緯を「正当な理由」の判断において考慮することについて

讀賣テレビは、意見書において、実質的な協議を尽くすことなく裁定申請するといった申請者の対応は、その態様からいって、一方的に讀賣テレビの意図を踏みにじるものであり、この点からも、讀賣テレビが同意をしないことにつき正当な理由があるというべきであるとしている。

しかしながら、裁定の申請前に十分な協議が行われたかについては、本来、申請の要件である放送法第144条第1項の「協議が調わないとき」の解釈に委ねられるべきものであり、この点については既に電波監理審議会において結論が出ているところである。申請者の協議における態度から、申請者が同意の条件を遵守しないおそれが窺われる等、特段の考慮事由がある場合には、「正当な理由」に該当するか否かの判断の中で当該事由について考慮する余地があるとしても、少なくとも本件における協議の経緯を見る限り、申請者の協議態度に考慮が必要となるような特段の問題は認められない。

なお、第2回意見聴取において、讀賣テレビは、本件の申請がされた時点において、申請者が求める讀賣テレビのデジタルテレビジョン放送の再放送には応じるつもりがなかった旨の回答をしていることから、讀賣テレビが主張するように、協議が調う可能性があったにも関わらず、申請者が一方的に裁定申請に踏み切ったとまでは言えない。

9 その他の主張について

申請者及び讀賣テレビは、その他種々主張するが、いずれも当委員会の上記判断を左右するものではない。

第3 結論

以上の点から、「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度と、その放送の再放送に係る「受信者の利益」の程度を比較衡量した総合的な判断として、申請者の業務区域のうち松茂町及び北島町については、讀賣テレビの「放送の地域性に係

る意図」の侵害の程度が受忍限度を超えているとは言えず、再放送に同意をしない正当な理由がないと判断するのが適当である。

他方、上板町については、讀賣テレビの「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍限度の範囲内にあるとは言えない場合に該当することから、再放送に同意をしない正当な理由があると判断するのが適当である。

別添

上六條、佐藤塚、椎本、下六條、瀬部、高磯、高瀬、第十新田の各全域、泉谷の一部（字西地、宇野神、字寺ノ下を除く地域）、鍛冶屋原の一部（字北原の一部、字妙楽寺の一部を除く地域）、神宅の一部（字池ノ尻、字大山、字坂口、字菖蒲谷、字空田、字滝ヶ山、字仁王門、字日ノ谷口、字宮ヶ谷、字山ノ神を除く地域）、七條の一部（字泓、字姥ヶ塚、宇山神の一部を除く地域）、西分の一部（字池田、字祝谷、字高地面、字西須賀、字舟ノ本、字溝尻の一部を除く地域）、引野の一部（字鳶谷、字長野原を除く地域）

(6) 裁定について通知

平成25年7月23日総情域第45号

ア 株式会社ひのきあて

放送法第144条第1項に基づく申請に係る裁定について（通知）

標記の件について、別添のとおり裁定をしたので、放送法（昭和25年法律第132号）第144条第6項の規定により通知します。

（以下略）

別添

裁 定

関係当事者

申 請 人

徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池27番地の8

株式会社ひのき

代表取締役 檜 悟

申請に係る放送事業者

大阪府大阪市中央区城見2丁目2番33号

讀賣テレビ放送株式会社

代表取締役社長 望月 規夫

平成23年6月21日付けで、放送法（昭和25年法律第132号）第144条第1項の規定に基づき、株式会社ひのきから讀賣テレビ放送株式会社を申請に係る

放送事業者として裁定の申請があった件につき、次のとおり裁定する。

主 文

1 読賣テレビ放送株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を株式会社ひのきが再放送することに同意しなければならない。

(1) 再放送しようとするテレビジョン放送
大阪放送局のデジタルテレビジョン放送

(2) 再放送の業務を行おうとする区域
徳島県板野郡松茂町及び北島町の各全域

(3) 再放送の実施の方法

上記(1)のテレビジョン放送の全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送するとともに、再放送に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に利用しないこと。

なお、上記(1)のテレビジョン放送の再放送は区域外再放送となるため、株式会社ひのきは、受信者が視聴する際に混乱が生じないように再放送に利用するチャンネルの配置等について配慮すること。

2 読賣テレビ放送株式会社は、株式会社ひのきが再放送の業務を行おうとする区域のうち徳島県板野郡上板町の区域(別添のとおり)については、同社のテレビジョン放送を株式会社ひのきが再放送することに同意しなければならないとは認められない。

ただし、「受信者の利益」を適切に保護する観点から、同意をしないこととする場合においても、読賣テレビ放送株式会社においては一定期間の経過措置(激変緩和措置)を講ずること。

理 由 (略)

イ 読賣テレビ放送株式会社あて

(株式会社ひのきあて通知と同じ。略)